

平成 27 年度

新潟市賃金労働時間等実態調査
結果報告書

新潟市経済部雇用政策課

みなとまち。みらいまち。新潟市



はしがき

新潟市では、市内事業所の労働条件などの実態を把握し、今後の経営や労使関係の安定化、労働行政の基礎資料とするため、毎年労働実態調査を行っております。平成18年度からは、「新潟県・新潟市賃金労働時間等実態調査」として新潟県と共同で調査を実施しています。

本報告書は、賃金、労働時間、休日・休暇などの労働条件の調査結果について産業別や規模別に取りまとめたものです。

本報告書が広く活用され、働く人一人ひとりが豊かさを実感しながら、安心して働くことのできる社会をつくるための環境づくりの一助となれば幸いです。

最後になりましたが、ご多忙にもかかわらず、この調査にご協力いただきました事業所の皆様方に厚くお礼申し上げますとともに、新潟市の労働行政につきまして、今後とも一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成28年3月

新潟市経済部 雇用政策課

目 次

I 調査の概要		
第1 調査の内容		
1 調査の目的	・・1	
2 調査対象産業	・・1	
3 調査対象事業所	・・1	
4 調査項目	・・1	
5 調査時点	・・1	
6 調査労働者	・・1	
7 集計方法	・・2	
8 賃金の分類	・・2	
9 公表	・・2	
第2 用語の説明		
1 企業規模	・・3	
2 常用労働者	・・3	
3 就業形態	・・3	
4 職種	・・3	
5 労働時間	・・3	
6 賃金	・・4	
7 1か月単位の変形労働時間制	・・4	
8 1年単位の変形労働時間制	・・4	
9 フレックスタイム制	・・4	
10 1週間単位の変形労働時間制	・・4	
11 再雇用	・・4	
12 育児休業制度	・・4	
13 介護休業制度	・・4	
14 表中の符号等	・・4	
第3 調査の結果概要		
1 集計事業所、労働者の構成	・・5	
2 新規学卒者	・・5	
3 賃金	・・5	
4 労働日数、労働時間	・・5	
5 休日・休暇	・・6	
6 育児休業制度	・・6	
7 介護休業制度	・・6	
8 仕事と家庭の両立のための 支援制度	・・6	
9 賃金の支払い形態	・・6	
10 パートタイム労働者の賃金等	・・7	
3 労働組合	・・16	
第2 新規学卒者		
1 新規学卒者の採用状況	・・17	
2 初任給	・・17	
第3 賃金		
1 賃金	・・18	
2 所定内賃金の概況	・・18	
3 規模別所定内賃金	・・20	
4 産業別所定内賃金	・・20	
5 男女別所定内賃金	・・21	
6 年齢別所定内賃金	・・22	
7 学歴別所定内賃金	・・23	
8 職種別所定内賃金	・・25	
9 勤続年数別所定内賃金	・・26	
10 標準労働者の所定内賃金	・・27	
11 所定外賃金	・・28	
第4 労働日数、労働時間		
1 実労働日数、実労働時間数	・・29	
2 労働時間の推移 (月所定内・月所定外)	・・30	
3 所定労働時間	・・31	
第5 休日・休暇		
1 休日数	・・37	
2 週休2日制	・・39	
3 年次有給休暇	・・42	
4 特別休暇	・・43	
第6 育児休業制度		
1 育児休業制度の規定状況	・・44	
2 育児休業制度の利用状況	・・46	
第7 介護休業制度		
1 介護休業制度の規定状況	・・48	
2 介護休業制度の利用状況	・・50	
第8 仕事と家庭の両立のための支援制度		
	・・51	
第9 賃金の支払い形態		
1 賃金の支払い形態	・・54	
第10 パートタイム労働者の賃金等		
1 集計労働者数等	・・55	
2 パートタイム労働者の賃金支給総額	・・56	
II 調査結果の分析		
第1 集計事業所、労働者の構成		
1 集計事業所数及び一般労働者規模	・・9	付属調査票 付属統計表
2 集計労働者数	・・10	

I 調査の概要

第1 調査の内容

1 調査の目的

この調査は、本市内の事業所に雇用されている労働者の賃金等の労働条件の実態を明らかにし、経営及び労使関係の合理化、安定化のための基礎資料とすることを目的とし、昭和54年度から昭和63年度まで3年ごとに4回、「労働基本調査」として実施してきた。しかし、近年の急激な経済社会情勢の変化に伴い、労働環境も著しく変動しているため、平成2年度から毎年、「労働実態調査」として実施してきた。新潟県も同様の調査を実施していることから、平成18年度より「新潟県・新潟市賃金労働時間等実態調査」として新潟県と共同で実施している。

2 調査対象産業

「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業」

3 調査対象事業所

平成24年経済センサス基礎調査事業所の名簿に基づき、本市内に所在する、常用労働者を10人以上雇用している事業所のうちから無作為に抽出した2,000事業所について、郵送により調査を行った。そのうち有効回答は、948事業所(有効回答率47.4%)であった。

4 調査項目

(1)事業所票

- ア 企業全体の現況
- イ 事業所の現況
- ウ 初任給
- エ 労働時間制度
- オ 年間休日数
- カ 年次有給休暇
- キ 特別休暇制度
- ク 育児休業制度
- ケ 介護休業制度
- コ 仕事と家庭の両立のための支援制度
- サ 賃金の支払い形態

(2)個人票

- ア 性別
- イ 年齢
- ウ 勤続年数
- エ 就業形態
- オ 最終学歴
- カ 労働者の職種
- キ 実労働日数
- ク 所定内労働時間数
- ケ 所定外労働時間数
- コ 所定内賃金額
- サ 所定外賃金額

5 調査時点

平成27年7月31日現在

6 調査労働者

調査事業所に雇用される常用労働者のうちから、一定の方法によって抽出された労働者16,610人(うちパートタイム労働者2,799人)について調査し、これを一般労働者とパートタイム労働者に区分して集計した。

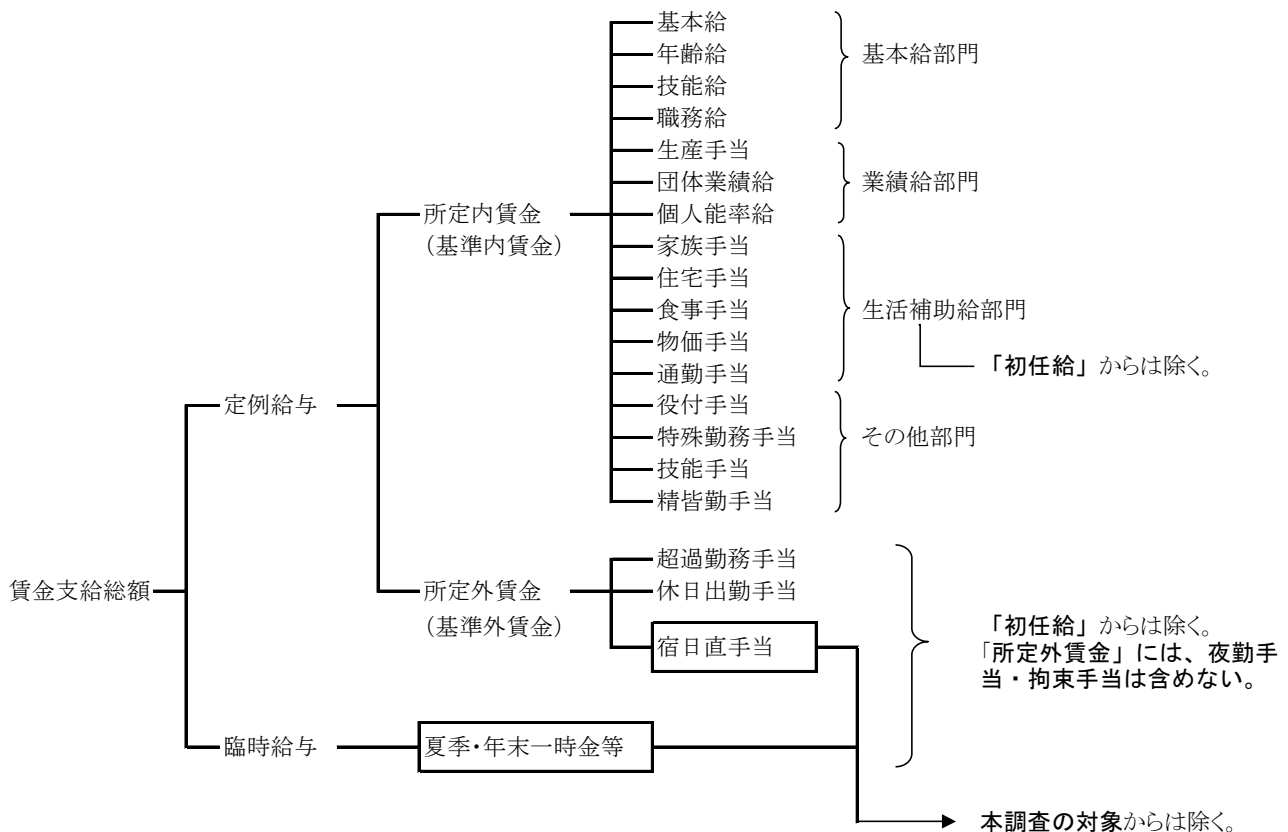
7 集計方法

- (1) 事業所票の調査事項については、各事業所を1単位とする単純算術平均とした。
ただし、初任給については、新規採用者数をウェイトとする加重算術平均とした。
また、賃金の支払い形態については、労働者を1単位とする単純算術平均とした。
- (2) 個人票の調査事項については、各労働者を1単位とする単純算術平均とした。
* 単純算術平均…単純に数値の合計を数値の個数で除した値
* 加重算術平均…データの個数に重みをかけた和を数値の個数で除した値
- (3) 端数処理のため総数及び%が一致しない場合がある。また、数値(%)は単位未満を四捨五入してあるので、総数と内訳の計が一致しないこともある。

8 賃金の分類

労働協約や就業規則などで定めた所定労働時間の労働に対して支払われる賃金を所定内賃金、それ以外に支払われる賃金を所定外賃金として扱うこととし、その分類は次表のとおりである。

ただし、初任給については、所定内賃金から生活補助給部門を除いた額としている。



9 公表

調査結果報告書及びウェブページによる。

第2 用語の説明

1 企業規模

中小企業 … 企業全体において常時使用する従業員が 300 人未満(「情報通信業」、「卸売業」、「宿泊業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」及び「サービス業」では 100 人未満、「小売業」、「飲食サービス業」では 50 人未満)、又は資本金3億円未満(「卸売業」では1億円未満、「情報通信業」、「小売業」、「飲食サービス業」、「宿泊業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」及び「サービス業」では 5,000 万円未満)の企業をいう。

大企業 … 中小企業以外の企業をいう。

2 常用労働者

次のうちいずれかに該当する労働者をいう。

(1) 期間を定めずに雇われている労働者

(2) 1か月を超える期間を定めて雇用されている労働者

(3) 日々又は1か月以内の期間を定めて雇われている労働者のうち、5月、6月にそれぞれ 18 日(パートの場合は 10 日以上)以上雇われた労働者

3 就業形態

一般 … 常用労働者のうち、一般的な所定労働時間が適用されている労働者のことで、正社員及びその他労働者をいう。

正社員 … 一般労働者のうち、事業所において正社員及び正職員とする労働者をいう。

その他労働者 … 一般労働者のうち、正社員やパートタイム労働者に当てはまらない労働者をいう。(嘱託職員、契約社員、有期雇用社員等)

パート … 常用労働者のうち、1日の所定労働時間又は1週間の所定労働日数が、同一の事業所に雇用される一般労働者より少ない者をいう。

4 職種

管理 … 会社の事務部門、生産部門の中で、部長、課長、係長等のように監督的業務に従事する者をいう。なお、生産部門においては作業に従事しない職長、組長等の監督的地位にある者も含む。

事務・技術 … 経理、営業、人事等の事務的業務に従事する者や、介護、設計等の高度な技術を必要とする業務に従事する者をいう。

生産 … 生産・建設現場、販売、自動車運転、守衛等に従事する者をいう。

5 労働時間

実労働日数 … 調査対象期間中(7月分)に実際に出勤した日数をいい、たとえ勤務が1時間、半日でも 1日と計算した。

実労働時間数 … 調査対象期間中(7月分)に実際に働いた時間をいい、宿直、日直の時間は除く。

所定労働時間 … 就業規則で定められた、始業時刻から終業時刻までの時間をいい、休憩時間は除く。

所定外労働時間 … 早出、残業、休日出勤等の超過労働時間をいう。

6 賃金

賃金支給総額 …… 調査対象期間中(7月分)に支払われた給与のうち、賞与、現物給与と宿日直手当を除いたものをいう。

所定外賃金 …… 早出、残業、休日出勤等の超過労働時間に対して支払われた賃金をいう。

7 1か月単位の変形労働時間制

1か月以内の一定の期間を平均し、1週間あたりの労働時間が40時間以下の範囲内において、1日8時間および1週40時間を超えて労働させることができる制度。

8 1年単位の変形労働時間制

労使協定により、1年以内の一定の期間を平均し、1週間あたりの労働時間が40時間以下の範囲内において、1日8時間および1週40時間を超えて労働させることができる制度。

9 フレックスタイム制

1か月以内の一定期間の総労働時間を決めておき、労働者がその範囲内で各日の始業及び終業の時刻を選択できる制度。

10 1週間単位の変形労働時間制

規模30人未満の小売業、旅館、料理・飲食店の事業において、労使協定により、1週間単位で毎日の労働時間を弾力的に定めることができる制度。

11 再雇用

定年年齢到達者を退職後、改めて雇用すること。

12 育児休業制度

原則として1歳未満の子を有する労働者の申し出により、労働者が育児のため一定期間休業することを認める制度。

13 介護休業制度

介護を必要とする家族を有する労働者の申し出により、労働者が介護のため一定期間休業することを認める制度。

14 表中の符号等

「—」	……………	該当なし
「X」	……………	回答数が少ないため秘匿
「0」または「0.0」	……………	単位未満

第3 調査の結果概要

1 集計事業所、労働者の構成

～全事業所の20.4%で障がい者を雇用～

- (1) 集計対象となった事業所は948事業所で、このうち中小企業は676事業所(71.3%)、大企業は272事業所(28.7%)となっている。(第1表)
- (2) 一般労働者は13,811人で、男女別構成は男性9,436人(68.3%)、女性4,375人(31.7%)となっている。また、規模別では中小企業9,522人(68.9%)、大企業4,289人(31.1%)となっている。(第2表、第3表)
- (3) 平均年齢は42.1歳で、規模別では中小企業42.7歳、大企業40.7歳と中小企業の方が高い。一方、勤続年数は中小企業12.0年、大企業14.6年と大企業の方が長くなっている。(第4表、第5図、第6図)
- (4) 障がい者を雇用している事業所は、中小企業116事業所、大企業77事業所で、これらは全体の20.4%を占めている。また、常用労働者40,275人のうち障がい者は、中小企業234人、大企業165人で、これらは全体の1.0%となっている。(第5表、第6表)

2 新規学卒者

～大学卒初任給の平均は前年に比べ、事務・技術は増加、生産は微減～

新規学卒者の学歴別初任給の平均は、高校卒事務・技術153,293円、高校卒生産157,819円、専門学校卒事務・技術156,832円、専門学校卒生産144,854円、短大・高専卒事務・技術158,772円、短大・高専卒生産148,099円、大学卒事務・技術185,490円、大学卒生産180,382円、大学院卒事務・技術193,953円、大学院卒生産170,766円となり、前年に比べ高校卒生産と大学卒事務・技術で増加している。(第9表)

3 賃 金

～所定内賃金は262,920円、所定外賃金は19,441円で、ともに前年に比べ増加～

- (1) 所定内賃金は262,920円となり、前年に比べ634円増加している。規模別では中小企業が254,248円、大企業が282,173円であり、大企業を100とした場合の規模間格差は90.1となっている。(第4図、第5図、第6図)
- (2) 男女間格差(男性の所定内賃金を100とした場合の女性の所定内賃金)は、中小企業が77.8、大企業が72.5となっている。産業別では、最も格差が小さいのは中小企業、大企業ともに「医療、福祉」で、逆に最も格差が大きいのは、中小企業では「金融業、保険業」、大企業では「鉱業、採石業、砂利採取業」となっている。(第11表)
- (3) 所定外賃金は19,411円となり、前年に比べ1,008円増加している。規模別では中小企業が18,583円、大企業が21,250円となっている。(第17表、第4図)

4 労働日数、労働時間

～実労働日数は21.9日、総実労働時間数は179.2時間で、前年に比べ日数は減少、時間数は増加～

- (1) 実労働日数は21.9日、規模別では中小企業が22.0日、大企業が21.7日となっている。産業別では、中小企業では「運輸業、郵便業」、大企業では「宿泊業、飲食サービス業」が最も多くなっている。(第18表)
- (2) 総実労働時間数は179.2時間(所定内167.8時間、所定外11.4時間)となり、前年に比べ11.5時間増加(所定内9.2時間増加、所定外2.3時間増加)している。規模別では中小企業が180.3時間(所定内168.8時間、所定外11.5時間)、大企業が176.8時間(所定内165.6時間、所定外11.2時間)となっている。産業別では、中小企業は「教育、学習支援業」、大企業は「宿泊業、飲食サービス業」が最も多くなっている。(第18表)
- (3) 週所定労働時間は38時間36分となっている。規模別では中小企業が38時間56分、大企業が37時間45分となっている。産業別では、中小企業は「運輸業、郵便業」、大企業は「不動産業、物品賃貸業」が最も

多くなっている。(第 19 表)

- (4) 変形労働時間制を採用している事業所の割合は 67.3%で、規模別では中小企業が 66.4%、大企業が 69.5%となっている。また、全体では「1年単位」の変形労働時間制を採用している事業所の割合が、43.2%と最も多い。(第 23 表)

5 休日・休暇

～全事業所の 41.6%で「完全週休 2 日制」を実施、年次有給休暇の取得率は 40.5%～

- (1) 年間休日数の平均は、108.7 日(中小企業 106.8 日、大企業 113.3 日)となっている。産業別では、中小企業は「情報通信業」、大企業では「鉱業、採石業、砂利採取業」が最も多くなっている。(第 24 表)

- (2) 何らかの形での週休 2 日制を採用している事業所の割合は、全体の 92.4%となっている。規模別では中小企業が 91.6%、大企業が 94.5%となっている。

また、週休 2 日制の形態別では「完全週休 2 日制」を採用している事業所の割合が、全体の 41.6%と最も多い。規模別でも中小企業、大企業ともに「完全週休 2 日制」が最も多く、それぞれ 34.0%、60.3%となっている。(第 25 表)

なお、何らかの形での週休 2 日制の適用を受けている労働者は全体で 94.3%となっている。(第 26 表)

- (3) 年次有給休暇の付与日数(繰り越し分は除く)は全体で 16.2 日(中小企業 16.1 日、大企業 16.4 日)となっている。取得日数をみると、全体で 6.6 日(取得率 40.5%)、中小企業で 6.1 日(同 37.5%)、大企業で 7.4 日(同 45.1%)となっている。取得率を産業別でみると、最も高いのは中小企業で「金融業、保険業」(51.3%)、大企業で「不動産業、物品賃貸業」(93.8%)であり、一方、最も低いのは中小企業で「宿泊業、飲食サービス業」(20.6%)、大企業で「卸売業、小売業」(23.4%)となっている。(第 28 表)

6 育児休業制度

～育児休業制度を利用した者(予定含む)の割合は、女性で 95.7%、男性で 4.9%～

育児休業制度を就業規則等に定めている事業所は 89.8%となっている。また、平成 26 年 7 月 1 日から平成 27 年 6 月 30 日までに出産した者(配偶者が出産した男性を含む)のうち、育児休業制度を利用した者(予定含む)の割合は、女性で 95.7%、男性で 4.9%となっている。(第 31 表、第 33 表)

7 介護休業制度

～介護休業制度の利用者がいた事業所の割合は 2.1%～

介護休業制度を就業規則等に定めている事業所は 86.1%となっている。また、平成 26 年 7 月 1 日から平成 27 年 6 月 30 日までに同制度の規定のある事業所で、利用者のいた事業所の割合は 2.1%となっており、同制度を利用した男女の割合は、女性が 57.1%、男性が 42.9%となっている。(第 34 表、第 35 表、第 36 表)

8 仕事と家庭の両立のための支援制度

～「育児」「介護」の支援制度のある事業所の割合は 7 割前後～

仕事と家庭の両立のための育児に関する支援制度のある事業所は、73.0%となっている。介護に関する支援制度のある事業所は、69.2%となっている。(第 38 表)

9 賃金の支払い形態

～賃金の支払い形態は「月給制」の割合が 7 割弱～

賃金の支払い形態別労働者の割合は、月単位で給与が決まっている労働者が 69.0%と最も多くなっている。(第 39 表)

10 パートタイム労働者の賃金等

～総実労働時間数は 110.2 時間、1 時間当たりの所定内賃金は 941 円～

- (1) 集計対象となったパートタイム労働者は 2,799 人で、男性 603 人(21.5%)、女性 2,196 人(78.5%)と、女性が非常に高い割合となっている。(第 40 表)
- (2) パートタイム労働者の総実労働時間数は 110.2 時間(所定内 108.1 時間、所定外 2.1 時間)となっている。(第 41 表)
- (3) パートタイム労働者の1時間当たりの所定内賃金(月間所定内賃金を月間所定内労働時間数で除したもの)は 941 円となっている。(第 43 表)

Ⅱ 調査結果の分析

第1 集計事業所、労働者の構成

1 集計事業所数及び一般労働者規模

集計対象となった事業所数は 948 事業所で、このうち産業別の事業所数は、「鉱業、採石業、砂利採取業」2 事業所(0.2%)、「建設業」145 事業所(15.3%)、「製造業」179 事業所(18.9%)、「電気・ガス・熱供給・水道業」6 事業所(0.6%)、「情報通信業」10 事業所(1.1%)、「運輸業、郵便業」61 事業所(6.4%)、「卸売業、小売業」174 事業所(18.4%)、「金融業、保険業」37 事業所(3.9%)、「不動産業、物品賃貸業」13 事業所(1.4%)、「学術研究、専門・技術サービス業」20 事業所(2.1%)、「宿泊業、飲食サービス業」37 事業所(3.9%)、「生活関連サービス業、娯楽業」28 事業所(3.0%)、「教育、学習支援業」24 事業所(2.5%)、「医療、福祉」143 事業所(15.1%)、「複合サービス事業」16 事業所(1.7%)、「サービス業」53 事業所(5.6%)となっている。

規模別の事業所内訳は、全体では中小企業が676事業所(71.3%)で7割以上となっている。産業別では、「製造業」、「不動産業、物品賃貸業」は中小企業が9割以上と高くなっているが、「情報通信業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「複合サービス事業」では5割以下と、他の産業に比べて低くなっている。(第1表)

第1表 産業別・規模別集計事業所数内訳

区 分	単 位：事業所		
	規 模 計	中 小 企 業	大 企 業
前 年 産 業 計	956 (100.0%)	729 (76.3%)	227 (23.7%)
産 業 計	948 (100.0%)	676 (71.3%)	272 (28.7%)
鉱業、採石業、砂利採取業	2 (0.2%)	— —	2 (100.0%)
建設業	145 (15.3%)	122 (84.1%)	23 (15.9%)
製造業	179 (18.9%)	169 (94.4%)	10 (5.6%)
電気・ガス・熱供給・水道業	6 (0.6%)	5 (83.3%)	1 (16.7%)
情報通信業	10 (1.1%)	5 (50.0%)	5 (50.0%)
運輸業、郵便業	61 (6.4%)	43 (70.5%)	18 (29.5%)
卸売業、小売業	174 (18.4%)	84 (48.3%)	90 (51.7%)
金融業、保険業	37 (3.9%)	18 (48.6%)	19 (51.4%)
不動産業、物品賃貸業	13 (1.4%)	12 (92.3%)	1 (7.7%)
学術研究、専門・技術サービス業	20 (2.1%)	15 (75.0%)	5 (25.0%)
宿泊業、飲食サービス業	37 (3.9%)	27 (73.0%)	10 (27.0%)
生活関連サービス業、娯楽業	28 (3.0%)	25 (89.3%)	3 (10.7%)
教育、学習支援業	24 (2.5%)	16 (66.7%)	8 (33.3%)
医療、福祉	143 (15.1%)	95 (66.4%)	48 (33.6%)
複合サービス事業	16 (1.7%)	3 (18.8%)	13 (81.3%)
サービス業	53 (5.6%)	37 (69.8%)	16 (30.2%)

(注) ()内は全体に占める割合、〈 〉内は各区分に占める割合

2 集計労働者数

(1) 男女別・産業別構成

集計対象となった一般労働者(以下「集計労働者」という)は13,811人で、男性が9,436人(68.3%)、女性が4,375人(31.7%)となっている。産業別構成比で見ると、「製造業」22.6%、「建設業」16.7%、「卸売業、小売業」14.3%、「医療、福祉」14.0%が上位を占めている。(第2表)

第2表 集計労働者の男女別・産業別構成

区 分	計		男 性		女 性	
	集計数	構成比				
前 年 産 業 計	13,834 人	(100.0) %	9,546 人	(69.0) %	4,288 人	(31.0) %
産 業 計	13,811	(100.0)	9,436	(68.3)	4,375	(31.7)
鉱業、採石業、砂利採取業	36	(0.3)	30	〈83.3〉	6	〈16.7〉
建 設 業	2,306	(16.7)	2,015	〈87.4〉	291	〈12.6〉
製 造 業	3,127	(22.6)	2,284	〈73.0〉	843	〈27.0〉
電気・ガス・熱供給・水道業	95	(0.7)	87	〈91.6〉	8	〈8.4〉
情 報 通 信 業	166	(1.2)	135	〈81.3〉	31	〈18.7〉
運 輸 業、郵 便 業	1,171	(8.5)	1,065	〈90.9〉	106	〈9.1〉
卸 売 業、小 売 業	1,975	(14.3)	1,376	〈69.7〉	599	〈30.3〉
金 融 業、保 険 業	486	(3.5)	270	〈55.6〉	216	〈44.4〉
不 動 産 業、物 品 賃 貸 業	176	(1.3)	124	〈70.5〉	52	〈29.5〉
学術研究、専門・技術サービス業	325	(2.4)	244	〈75.1〉	81	〈24.9〉
宿 泊 業、飲 食 サービス 業	215	(1.6)	149	〈69.3〉	66	〈30.7〉
生活関連サービス業、娯楽業	302	(2.2)	179	〈59.3〉	123	〈40.7〉
教 育、学 習 支 援 業	426	(3.1)	236	〈55.4〉	190	〈44.6〉
医 療、福 祉	1,933	(14.0)	472	〈24.4〉	1,461	〈75.6〉
複 合 サービス 事 業	267	(1.9)	176	〈65.9〉	91	〈34.1〉
サ ー ビ ス 業	805	(5.8)	594	〈73.8〉	211	〈26.2〉

(注) ()内は全体に占める割合、〈 〉内は各区分に占める割合

(2) 規模別構成

集計労働者の構成を規模別にみると、中小企業が9,522人(68.9%)、大企業が4,289人(31.1%)となっている。産業別にみると、「卸売業、小売業」(56.8%)と「複合サービス事業」(84.6%)で大企業の割合が高く、一方、「建設業」(81.3%)、「製造業」(93.6%)、「電気・ガス・熱供給・水道業」(88.4%)、「情報通信業」(51.8%)、「運輸業、郵便業」(64.2%)、「金融業、保険業」(51.9%)、「不動産業、物品賃貸業」(89.8%)、「学術研究、専門・技術サービス業」(54.2%)、「宿泊業、飲食サービス業」(60.9%)、「生活関連サービス業、娯楽業」(89.1%)、「教育、学習支援業」(56.6%)、「医療、福祉」(58.6%)、「サービス業」(67.7%)で中小企業の割合が高くなっている。(第3表)

第3表 集計労働者の産業別・規模別構成

区 分	規 模 計		中 小 企 業		大 企 業	
	集 計 数	構 成 比	集 計 数	構 成 比	集 計 数	構 成 比
前 年 産 業 計	13,834 人	100.0 %	10,424 人	75.4 %	3,410 人	24.6 %
産 業 計	13,811	100.0	9,522	68.9	4,289	31.1
鉱業、採石業、砂利採取業	36	0.3	—	—	36	100.0
建設業	2,306	16.7	1,875	81.3	431	18.7
製造業	3,127	22.6	2,926	93.6	201	6.4
電気・ガス・熱供給・水道業	95	0.7	84	88.4	11	11.6
情報通信業	166	1.2	86	51.8	80	48.2
運輸業、郵便業	1,171	8.5	752	64.2	419	35.8
卸売業、小売業	1,975	14.3	853	43.2	1,122	56.8
金融業、保険業	486	3.5	252	51.9	234	48.1
不動産業、物品賃貸業	176	1.3	158	89.8	18	10.2
学術研究、専門・技術サービス業	325	2.4	176	54.2	149	45.8
宿泊業、飲食サービス業	215	1.6	131	60.9	84	39.1
生活関連サービス業、娯楽業	302	2.2	269	89.1	33	10.9
教育、学習支援業	426	3.1	241	56.6	185	43.4
医療、福祉	1,933	14.0	1,133	58.6	800	41.4
複合サービス事業	267	1.9	41	15.4	226	84.6
サービス業	805	5.8	545	67.7	260	32.3

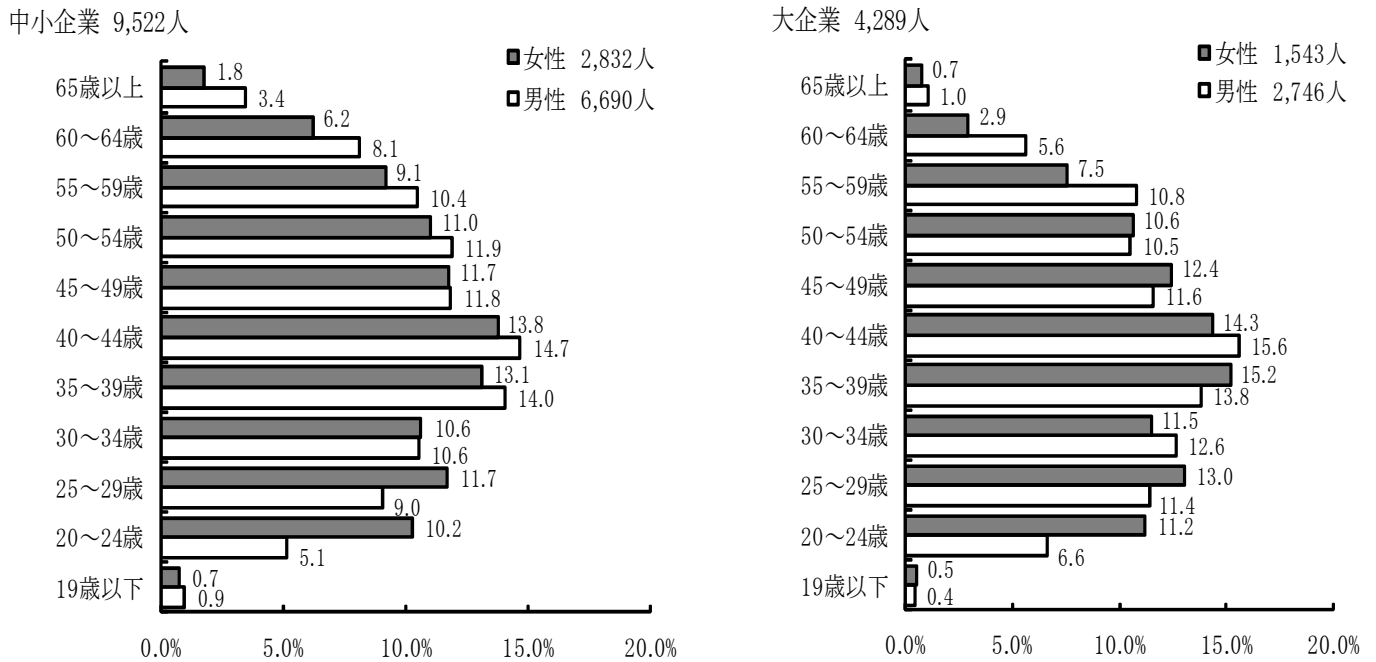
(注) 規模計の構成比は全体に占める割合、中小企業・大企業の構成比は各区分に占める割合。

(3) 年齢別構成

集計労働者の平均年齢は、全労働者平均で 42.1 歳(男性 42.9 歳、女性 40.4 歳)となっている。規模別では中小企業が 42.7 歳(男性 43.4 歳、女性 41.1 歳)、大企業が 40.7 歳(男性 41.5 歳、女性 39.3 歳)となっており、中小企業が大企業よりも高くなっている。(第6図)

集計労働者の年齢別構成をみると、男性の場合は、中小企業、大企業ともに 40 歳代の割合が最も高く、中小企業では 26.5% (1,773 人)、大企業では 27.2% (746 人)となっている。女性の場合も、中小企業、大企業ともに 40 歳代の割合が最も高く、中小企業では 25.5% (722 人)、大企業では 26.8% (413 人)となっている。(第1図)

第1図 集計労働者の年齢別構成



(4) 勤続年数

集計労働者の平均勤続年数は 12.4 年(男性 13.3 年、女性 10.4 年)となっている。規模別にみると、大企業(14.6 年)の方が中小企業(12.0 年)よりも長くなっている。産業別にみると、「鉱業、採石業、砂利採取業」が 20.9 年と最も長く、一方、「生活関連サービス業、娯楽業」、「医療、福祉」が 8.1 年と最も短くなっている。(第4表)

第4表 集計労働者の平均勤続年数

単位：年

区 分	規 模 計			中 小 企 業			大 企 業		
	計	男 性	女 性	計	男 性	女 性	計	男 性	女 性
前 年 産 業 計	11.9	12.6	10.4	11.6	12.2	10.2	12.8	14.0	10.7
産 業 計	12.4	13.3	10.4	12.0	12.7	10.3	14.6	10.5	13.1
鉱業、採石業、砂利採取業	20.9	22.9	10.5	—	—	—	20.9	22.9	10.5
建設業	13.8	14.0	12.3	13.3	13.5	11.9	16.0	16.2	14.7
製造業	13.3	13.5	12.8	13.4	13.6	12.8	12.5	12.3	13.0
電気・ガス・熱供給・水道業	12.5	12.6	11.3	11.7	11.8	11.3	18.5	18.5	—
情報通信業	12.4	13.1	9.5	9.0	9.8	4.8	16.0	16.9	12.9
運輸業、郵便業	13.7	13.8	12.0	12.0	12.0	11.6	16.7	17.3	12.3
卸売業、小売業	13.9	14.7	12.0	13.0	14.1	10.7	14.5	15.1	13.1
金融業、保険業	13.5	15.8	10.5	14.5	17.1	11.2	12.3	14.4	9.8
不動産業、物品賃貸業	11.0	11.7	9.2	10.8	11.6	8.4	12.4	13.7	11.8
学術研究、専門・技術サービス業	11.5	12.5	8.5	10.3	11.4	7.4	13.0	13.7	10.4
宿泊業、飲食サービス業	9.2	10.1	7.1	7.5	8.4	5.8	11.8	12.6	9.6
生活関連サービス業、娯楽業	8.1	8.6	7.3	7.9	8.3	7.3	9.7	11.1	7.9
教育、学習支援業	11.4	12.4	10.2	12.1	12.8	10.9	10.6	11.7	9.6
医療、福祉	8.1	7.4	8.3	8.0	7.1	8.2	8.3	7.7	8.5
複合サービス事業	17.3	18.3	15.5	19.7	21.5	18.1	16.9	17.9	14.6
サービス業	10.0	10.4	9.1	10.0	10.0	9.8	10.1	11.1	8.0

(5) 障がい者雇用

障がい者を雇用している事業所は193事業所で、全体の20.4%を占めている。

障がい者雇用割合の高い産業は、「鉱業、採石業、砂利採取業」(100.0%)、「複合サービス事業」(31.3%)、「製造業」(30.7%)、「情報通信業」(30.0%)、「医療、福祉」(25.2%)、「教育、学習支援業」「サービス業」(ともに20.8%)、「学術研究、専門・技術サービス業」(20.0%)と続いている。(第5表)

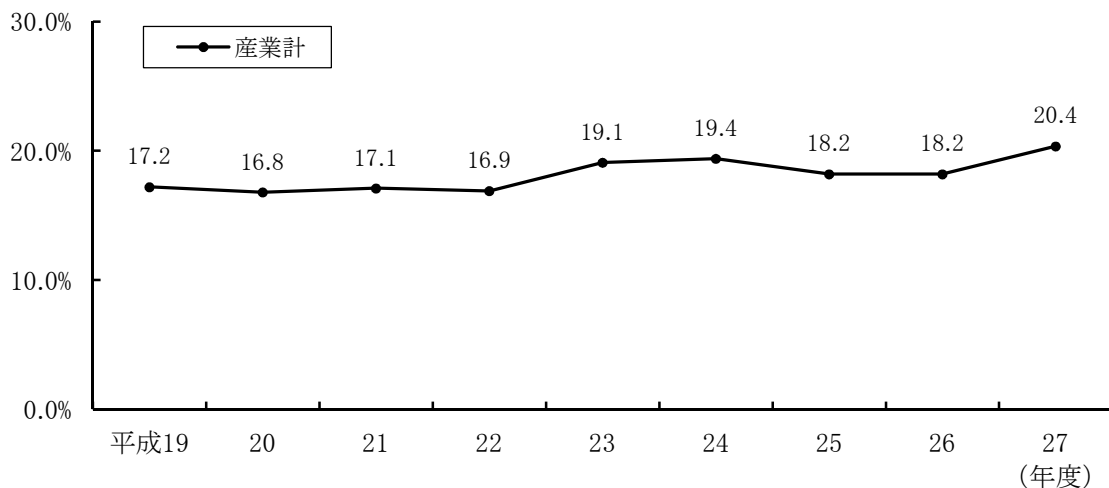
また、平成19年度からの障がい者雇用事業所割合の推移をみると、25年度以降減少、横ばいの傾向が見られたが、27年度は増加した。(第2図)

第5表 産業別・規模別障がい者雇用事業所数内訳

単位：人

区分	規模計			中小企業			大企業		
	事業所数	雇用事業所数	割合	事業所数	雇用事業所数	割合	事業所数	雇用事業所数	割合
前年産業計	956	174	18.2%	729	117	16.0%	227	57	25.1%
産業計	948	193	20.4%	676	116	17.2%	272	77	28.3%
鉱業、採石業、砂利採取業	2	2	100.0%	—	—	—	2	2	100.0%
建設業	145	21	14.5%	122	14	11.5%	23	7	30.4%
製造業	179	55	30.7%	169	48	28.4%	10	7	70.0%
電気・ガス・熱供給・水道業	6	0	0.0%	5	0	0.0%	1	0	0.0%
情報通信業	10	3	30.0%	5	1	20.0%	5	2	40.0%
運輸業、郵便業	61	9	14.8%	43	2	4.7%	18	7	38.9%
卸売業、小売業	174	32	18.4%	84	9	10.7%	90	23	25.6%
金融業、保険業	37	3	8.1%	18	2	11.1%	19	1	5.3%
不動産業、物品賃貸業	13	2	15.4%	12	2	16.7%	1	0	0.0%
学術研究、専門・技術サービス業	20	4	20.0%	15	3	20.0%	5	1	20.0%
宿泊業、飲食サービス業	37	2	5.4%	27	0	0.0%	10	2	20.0%
生活関連サービス業、娯楽業	28	3	10.7%	25	2	8.0%	3	1	33.3%
教育、学習支援業	24	5	20.8%	16	2	12.5%	8	3	37.5%
医療、福祉	143	36	25.2%	95	23	24.2%	48	13	27.1%
複合サービス事業	16	5	31.3%	3	0	0.0%	13	5	38.5%
サービス業	53	11	20.8%	37	8	21.6%	16	3	18.8%

第2図 障がい者雇用事業所割合の推移



障がい者の雇用状況について、常用労働者 40,275 人のうち障がい者は 399 人(1.0%)となっている。(第6表)

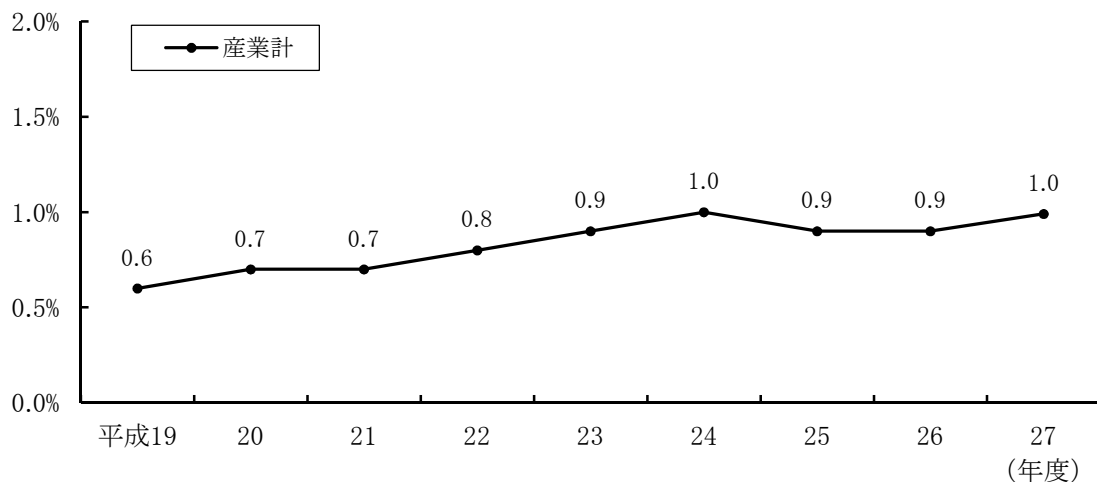
また、平成19年度からの障がい者雇用状況割合の推移をみると、20年度以降の増加から25年度以降減少、横ばいの傾向が見られたが、27年度は再び増加した。(第3図)

第6表 産業別・規模別障がい者の雇用状況

単位：人

区 分	規 模 計			中 小 企 業			大 企 業		
	常 用 労働者数	う ち 障がい者数	割 合	常 用 労働者数	う ち 障がい者数	割 合	常 用 労働者数	う ち 障がい者数	割 合
前 年 産 業 計	41,732	373	0.9%	27,543	215	0.8%	14,189	158	1.1%
産 業 計	40,275	399	1.0%	24,349	234	1.0%	15,926	165	1.0%
鉱業、採石業、砂利採取業	180	4	2.2%	—	—	—	180	4	2.2%
建設業	3,705	25	0.7%	3,016	17	0.6%	689	8	1.2%
製造業	9,336	141	1.5%	8,456	121	1.4%	880	20	2.3%
電気・ガス・熱供給・水道業	146	0	0.0%	135	0	0.0%	11	0	0.0%
情報通信業	411	6	1.5%	139	1	0.7%	272	5	1.8%
運輸業、郵便業	4,117	26	0.6%	1,632	3	0.2%	2,485	23	0.9%
卸売業、小売業	7,248	63	0.9%	2,682	13	0.5%	4,566	50	1.1%
金融業、保険業	1,028	10	1.0%	604	8	1.3%	424	2	0.5%
不動産業、物品賃貸業	265	3	1.1%	242	3	1.2%	23	0	0.0%
学術研究、専門・技術サービス業	1,110	9	0.8%	585	4	0.7%	525	5	1.0%
宿泊業、飲食サービス業	982	2	0.2%	558	0	0.0%	424	2	0.5%
生活関連サービス業、娯楽業	677	3	0.4%	592	2	0.3%	85	1	1.2%
教育、学習支援業	1,291	6	0.5%	625	2	0.3%	666	4	0.6%
医療、福祉	7,003	72	1.0%	3,871	43	1.1%	3,132	29	0.9%
複合サービス事業	830	9	1.1%	46	0	0.0%	784	9	1.1%
サービス業	1,946	20	1.0%	1,166	17	1.5%	780	3	0.4%

第3図 障がい者雇用状況割合の推移



(注) 割合については単純計算であり、障がい者の雇用率とは一致しない。

3 労働組合

回答のあった948事業所のうち、労働組合「有」が261事業所(27.5%)となっている。

これを産業別にみると、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「複合サービス事業」でいずれも100.0%と高くなっている。

規模別では、大企業の方が54.0%と中小企業より労働組合「有」の割合が高くなっている。(第7表)

第7表 労働組合組織状況

単位：事業所

区 分	規 模 計			中 小 企 業			大 企 業		
	回 答 事業所数	労働組合のあ る事業所数	割 合	回 答 事業所数	労働組合のあ る事業所数	割 合	回 答 事業所数	労働組合のあ る事業所数	割 合
前 年 産 業 計	956	208	21.8%	729	79	10.8%	227	129	56.8%
産 業 計	948	261	27.5%	676	114	16.9%	272	147	54.0%
鉱業、採石業、砂利採取業	2	2	100.0%	—	—	—	2	2	100.0%
建設業	145	21	14.5%	122	10	8.2%	23	11	47.8%
製造業	179	33	18.4%	169	29	17.2%	10	4	40.0%
電気・ガス・熱供給・水道業	6	3	50.0%	5	2	40.0%	1	1	100.0%
情報通信業	10	4	40.0%	5	2	40.0%	5	2	40.0%
運輸業、郵便業	61	35	57.4%	43	17	39.5%	18	18	100.0%
卸売業、小売業	174	64	36.8%	84	11	13.1%	90	53	58.9%
金融業、保険業	37	29	78.4%	18	12	66.7%	19	17	89.5%
不動産業、物品賃貸業	13	2	15.4%	12	2	16.7%	1	0	0.0%
学術研究、専門・技術サービス業	20	6	30.0%	15	2	13.3%	5	4	80.0%
宿泊業、飲食サービス業	37	4	10.8%	27	2	7.4%	10	2	20.0%
生活関連サービス業、娯楽業	28	2	7.1%	25	0	0.0%	3	2	66.7%
教育、学習支援業	24	4	16.7%	16	3	18.8%	8	1	12.5%
医療、福祉	143	24	16.8%	95	13	13.7%	48	11	22.9%
複合サービス事業	16	16	100.0%	3	3	100.0%	13	13	100.0%
サービス業	53	12	22.6%	37	6	16.2%	16	6	37.5%

第2 新規学卒者

1 新規学卒者の採用状況

回答のあった948事業所のうち、新規学卒者を採用した事業所は、293事業所(30.9%)で、採用者数は768人となっている。(第8表)

第8表 産業別・規模別採用事業所数内訳

区 分	採 用 事業所	採 用 者 数					
		計	高校卒	専門学校卒	短大・高専卒	大学卒	大学院卒
前 年 産 業 計	277	683	171	162	62	267	21
産 業 計	293	768	186	144	79	327	32
鉱業、採石業、砂利採取業	1	2	2	-	-	-	-
建設業	45	89	32	3	7	43	4
製造業	51	161	83	17	6	39	16
電気・ガス・熱供給・水道業	2	3	-	-	-	2	1
情報通信業	6	13	-	4	-	9	-
運輸業、郵便業	15	25	5	1	1	16	2
卸売業、小売業	45	133	30	22	7	71	3
金融業、保険業	22	34	-	-	5	29	-
不動産業、物品賃貸業	3	3	1	1	-	1	-
学術研究、専門・技術サービス業	8	18	5	2	-	10	1
宿泊業、飲食サービス業	7	22	7	10	2	3	-
生活関連サービス業、娯楽業	7	11	1	7	-	3	-
教育、学習支援業	9	56	-	5	19	32	-
医療、福祉	55	163	15	63	31	49	5
複合サービス事業	8	9	-	1	1	7	-
サービス業	9	26	5	8	-	13	-

2 初任給

新規学卒者の学歴別初任給の平均は、高校卒事務・技術 153,293 円、生産 157,819 円、専門学校卒事務・技術 156,832 円、生産 144,854 円、短大・高専卒事務・技術 158,772 円、生産 148,099 円、大学卒事務・技術 185,490 円、生産 180,382 円、大学院卒事務・技術 193,953 円、生産 170,766 円となっている。(第9表)

第9表 産業別・学歴別初任給

単位：円

区 分	高 校 卒		専 門 学 校 卒		短 大 ・ 高 専 卒		大 学 卒		大 学 院 卒	
	事務・技術	生産	事務・技術	生産	事務・技術	生産	事務・技術	生産	事務・技術	生産
前 年 産 業 計	153,574	155,055	162,426	157,056	166,590	162,863	181,464	180,483	207,304	229,750
産 業 計	153,293	157,819	156,832	144,854	158,772	148,099	185,490	180,382	193,953	170,766
鉱業、採石業、砂利採取業	X	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	158,233	157,782	X	X	X	X	194,965	X	X	-
製造業	X	157,124	X	X	X	X	191,591	X	X	X
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	X	-	-	X
情報通信業	-	-	X	-	-	X	X	X	-	X
運輸業、郵便業	X	X	X	-	-	X	X	X	-	X
卸売業、小売業	X	X	160,680	X	X	X	197,993	X	X	X
金融業、保険業	-	-	X	-	X	-	196,390	-	-	-
不動産業、物品賃貸業	X	-	X	-	X	-	X	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	X	-	X	-	-	-	X	-	X	-
宿泊業、飲食サービス業	X	X	X	X	X	-	X	X	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	-	X	X	-	-	-	X	X	-	-
教育、学習支援業	-	-	X	X	X	-	X	X	-	-
医療、福祉	X	-	167,353	X	157,008	-	170,495	X	X	X
複合サービス事業	-	-	X	-	X	-	X	X	-	-
サービス業	X	X	X	-	X	-	X	X	-	-

(注) 「X」はサンプル数が少ないため秘匿。

第3 賃金

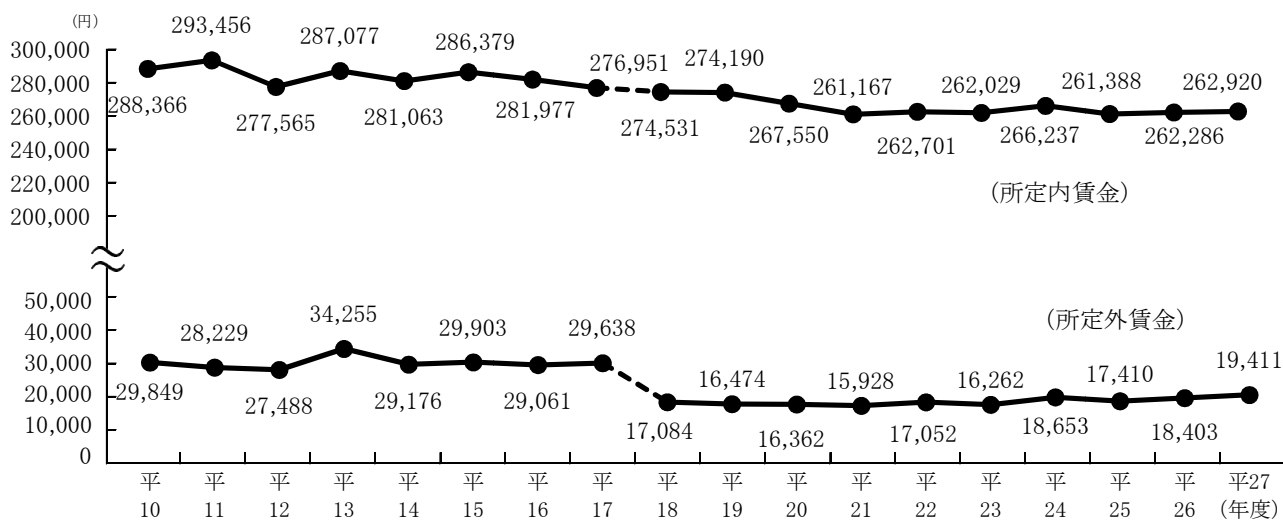
1 賃金

平成10年度からの賃金の推移をみると、所定内賃金は、平成11年度の293,456円をピークにその後は減少傾向となっている。

また、所定外賃金は、平成13年度の34,255円をピークにその後は29,000円台で推移してきた。

なお、平成18年度からは所定内賃金、所定外賃金の集計方法が変更されたこともあり、平成17年度までの数値との差異が生じているが、平成27年度は2年連続で増加した。(第4図)

第4図 所定内・所定外賃金の推移



平均年齢(歳)	39.5	39.6	39.9	40.2	40.4	40.7	40.7	41.5	40.9	40.8	41.0	41.2	41.3	41.5	41.8	42.2	42.3	42.1
平均勤続年数(年)	13.1	13.0	13.1	14.2	13.2	13.3	13.0	13.5	12.5	12.2	12.0	12.1	12.3	12.6	12.4	12.2	11.9	12.4

- (注) 1 平成17年度以前は常用労働者をウエイトとした加重算術平均で集計，平成18年度以降は常用労働者のうちから一定の方法によって抽出された労働者を1単位とした単純算術平均により集計
 2 平成16年度以前は合併前の旧新潟市の数値
 3 平成17年度は旧巻町が含まれていない数値

2 所定内賃金の概況

集計労働者平均所定内賃金は、262,920円(平均年齢42.1歳、平均勤続年数12.4年)となっている。

男女別では、男性で284,139円(平均年齢42.9歳、平均勤続年数13.3年)、女性で217,155円(平均年齢40.4歳、平均勤続年数10.4年)となっている。

平均年齢は「運輸業、郵便業」の45.8歳が最も高く、「情報通信業」の38.4歳が最も低くなっている。

平均勤続年数では、「鉱業、採石業、砂利採取業」の20.9年が最も長くなっており、逆に「生活関連サービス業、娯楽業」、「医療、福祉」の8.1年が最も短くなっている。(第5図)

第5図 産業別所定内賃金・平均年齢・平均勤続年数

区分	性別	平均年齢 (歳)	平均勤続 年数(年)	0 10 20 30 40 50 60 70万円						
				賃金(万円)						
前年産業計	計	42.3	11.9	262,286						
	男性	43.0	12.6	283,291						
	女性	40.9	10.4	215,524						
産業計	計	42.1	12.4	262,920						
	男性	42.9	13.3	284,139						
	女性	40.4	10.4	217,155						
鉱業、採石業、 砂利採取業	計	44.3	20.9	458,916						
	男性	45.1	22.9	497,815						
	女性	39.8	10.5	264,422						
建設業	計	43.6	13.8	288,851						
	男性	43.8	14.0	298,966						
	女性	42.4	12.3	218,809						
製造業	計	43.1	13.3	243,902						
	男性	42.9	13.5	264,924						
	女性	43.9	12.8	186,944						
電気・ガス・ 熱供給・水道業	計	42.1	12.5	338,455						
	男性	42.6	12.6	346,112						
	女性	37.1	11.3	255,182						
情報通信業	計	38.4	12.4	297,844						
	男性	39.3	13.1	313,614						
	女性	34.8	9.5	229,167						
運輸業、郵便業	計	45.8	13.7	249,659						
	男性	46.3	13.8	254,903						
	女性	41.2	12.0	196,973						
卸売業、小売業	計	41.1	13.9	274,862						
	男性	41.5	14.7	298,842						
	女性	40.1	12.0	219,778						
金融業、保険業	計	39.9	13.5	312,326						
	男性	42.0	15.8	372,709						
	女性	37.3	10.5	236,846						
不動産業、 物品賃貸業	計	43.9	11.0	263,844						
	男性	46.4	11.7	291,059						
	女性	38.2	9.2	198,947						
学術研究、 専門・技術 サービス業	計	40.2	11.5	324,238						
	男性	41.1	12.5	354,700						
	女性	37.6	8.5	232,474						
宿泊業、 飲食サービス業	計	39.7	9.2	208,792						
	男性	41.7	10.1	224,496						
	女性	35.1	7.1	173,337						
生活関連 サービス業、 娯楽業	計	39.4	8.1	242,104						
	男性	40.6	8.6	268,815						
	女性	37.7	7.3	203,233						
教育、 学習支援業	計	41.4	11.4	291,433						
	男性	43.8	12.4	331,593						
	女性	38.4	10.2	241,550						
医療、福祉	計	38.8	8.1	237,828						
	男性	37.0	7.4	250,872						
	女性	39.4	8.3	233,614						
複合サービス 事業	計	42.5	17.3	282,316						
	男性	42.4	18.3	305,296						
	女性	42.7	15.5	237,870						
サービス業	計	43.3	10.0	233,838						
	男性	43.8	10.4	249,719						
	女性	41.8	9.1	189,131						

3 規模別所定内賃金

所定内賃金を規模別にみると、中小企業が254,248円、大企業が282,173円で、大企業を100とした場合、規模間格差は90.1となっている。(第6図)

第6図 規模別所定内賃金・平均年齢・平均勤続年数

区分	性別	平均年齢 (歳)	平均勤続 年数(年)	15 20 25 30 35万円				
				賃金				
前年規模計	計	42.3	11.9	262,286				
	男性	43.0	12.6	283,291				
	女性	40.9	10.4	215,524				
規模計	計	42.1	12.4	262,920				
	男性	42.9	13.3	284,139				
	女性	40.4	10.4	217,155				
中小企業	計	42.7	12.0	254,248				
	男性	43.4	12.7	272,215				
	女性	41.1	10.3	211,806				
大企業	計	40.7	14.6	282,173				
	男性	41.5	10.5	313,190				
	女性	39.3	13.1	226,974				

4 産業別所定内賃金

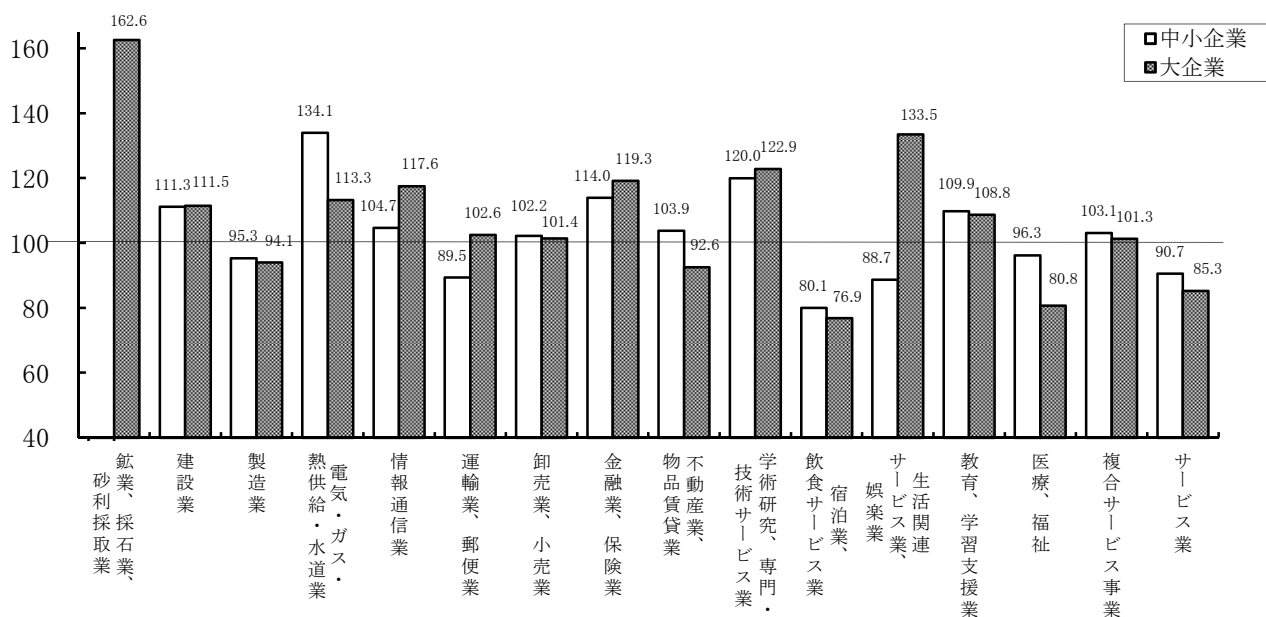
所定内賃金を産業別でみると、「鉱業、採石業、砂利採取業」(458,916円、44.3歳、20.9年)が最も高く、以下、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「金融業、保険業」が続き、最も低いのは「宿泊業、飲食サービス業」となっている。(第10表、第5図)

第10表 産業別・規模別所定内賃金

単位：円

区分	規模計	中小企業	大企業
前年産業計	262,286	251,526	295,178
産業計	262,920	254,248	282,173
鉱業、採石業、砂利採取業	458,916	—	458,916
建設業	288,851	282,910	314,694
製造業	243,902	242,423	265,427
電気・ガス・熱供給・水道業	338,455	340,900	319,787
情報通信業	297,844	266,287	331,767
運輸業、郵便業	249,659	227,440	289,538
卸売業、小売業	274,862	259,927	286,217
金融業、保険業	312,326	289,847	336,534
不動産業、物品賃貸業	263,844	264,121	261,409
学術研究、専門・技術サービス業	324,238	305,168	346,763
宿泊業、飲食サービス業	208,792	203,600	216,888
生活関連サービス業、娯楽業	242,104	225,582	376,783
教育、学習支援業	291,433	279,435	307,063
医療、福祉	237,828	244,756	228,017
複合サービス事業	282,316	262,193	285,966
サービス業	233,838	230,529	240,774

第7図 産業間格差の状況（産業計=100）



5 男女別所定内賃金

男性の所定内賃金を100とした場合の女性の所定内賃金の割合は、規模計で76.4(男性284,139円、女性217,155円)となっている。規模別にみると、中小企業が77.8、大企業が72.5と大企業の方が男女格差は大きくなっている。また、産業別にみると、格差が最も小さいのは、中小企業、大企業ともに「医療、福祉」で、逆に最も格差が大きいのは、中小企業では「金融業、保険業」、大企業では「鉱業、採石業、砂利採取業」となっている。(第11表、第6図)

第11表 男女別所定内賃金

区 分	中 小 企 業							大 企 業								
	男 性			女 性				格差	男 性			女 性				格差
	年齢	勤続年数	所定内賃金	年齢	勤続年数	所定内賃金	年齢		勤続年数	所定内賃金	年齢	勤続年数	所定内賃金			
前年産業計	43.6	12.2	270,491	41.5	10.2	206,389	76.3	41.2	14.0	325,880	39.2	10.7	238,924	73.3		
産 業 計	43.4	12.7	272,215	41.1	10.3	211,806	77.8	41.5	14.6	313,190	39.3	10.5	226,974	72.5		
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	45.1	22.9	497,815	39.8	10.5	264,422	53.1		
建設業	43.8	13.5	292,589	42.2	11.9	217,905	74.5	43.7	16.2	326,138	43.3	14.7	223,382	68.5		
製造業	43.0	13.6	263,240	43.9	12.8	184,033	69.9	40.8	12.3	293,534	43.9	13.0	217,189	74.0		
電気・ガス・熱供給・水道業	43.2	11.8	349,923	37.1	11.3	255,182	72.9	38.4	18.5	319,787	—	—	—	—		
情報通信業	37.2	9.8	274,558	29.4	4.8	219,847	80.1	41.6	16.9	359,599	38.7	12.9	235,898	65.6		
運輸業、郵便業	48.1	12.0	230,918	43.6	11.6	178,601	77.3	42.7	17.3	301,287	38.9	12.3	213,376	70.8		
卸売業、小売業	43.0	14.1	287,460	40.1	10.7	204,472	71.1	40.4	15.1	306,891	40.2	13.1	233,485	76.1		
金融業、保険業	44.6	17.1	339,967	39.8	11.2	224,094	65.9	39.0	14.4	409,577	34.8	9.8	249,837	61.0		
不動産業、物品賃貸業	46.1	11.6	286,545	37.6	8.4	197,972	69.1	50.8	13.7	379,833	40.2	11.8	202,198	53.2		
学術研究、専門・技術サービス業	40.7	11.4	333,593	39.9	7.4	233,538	70.0	41.5	13.7	377,239	33.8	10.4	230,759	61.2		
宿泊業、飲食サービス業	41.4	8.4	222,641	35.8	5.8	165,952	74.5	42.2	12.6	227,100	33.7	9.6	188,108	82.8		
生活関連サービス業、娯楽業	40.5	8.3	245,833	38.4	7.3	195,857	79.7	41.7	11.1	462,348	31.8	7.9	260,660	56.4		
教育、学習支援業	44.3	12.8	311,771	39.1	10.9	227,064	72.8	43.0	11.7	365,541	37.7	9.6	255,148	69.8		
医療、福祉	36.2	7.1	256,810	39.3	8.2	241,130	93.9	38.0	7.7	243,464	39.5	8.5	222,519	91.4		
複合サービス事業	43.9	21.5	282,203	40.8	18.1	244,912	86.8	42.2	17.9	308,091	43.3	14.6	235,625	76.5		
サービス業	44.1	10.0	242,659	44.4	9.8	191,413	78.9	43.1	11.1	266,219	37.6	8.0	185,540	69.7		

6 年齢別所定内賃金

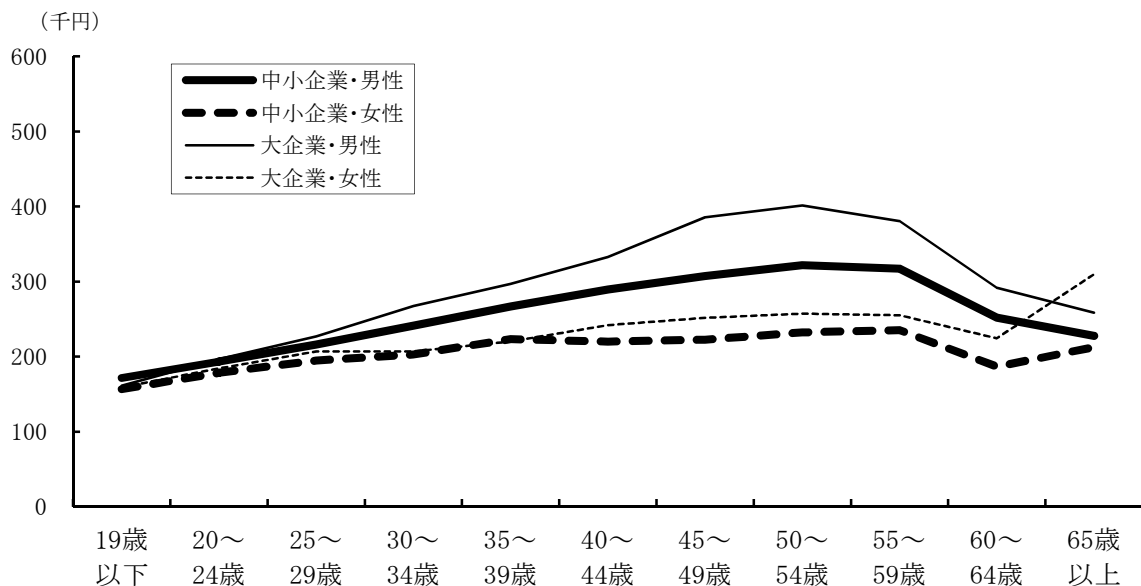
所定内賃金について年齢段階別の推移をみると、20～24歳を100とした場合、男性は中小企業、大企業ともに「50～54歳」のピークまで上昇し、その後、下降に転じている。女性は、中小企業では、35歳から40歳代はほぼ横ばいで推移し、その後50歳代で上昇、大企業では「50～54歳」までは上昇傾向で、その後、下降に転じている。女性は男性に比べると年齢段階別格差が小さくなっている。

また、規模別では、男女とも大企業の方が年齢段階別格差が大きくなっている。(第12表、第8図)

第12表 年齢段階別所定内賃金

区 分	中 小 企 業				大 企 業			
	男 性		女 性		男 性		女 性	
	所定内賃金	格 差	所定内賃金	格 差	所定内賃金	格 差	所定内賃金	格 差
	円		円		円		円	
19歳以下	171,486	88.7	156,626	87.8	161,096	81.9	159,009	86.2
20～24歳	193,267	100.0	178,458	100.0	196,593	100.0	184,471	100.0
25～29歳	215,926	111.7	194,868	109.2	226,756	115.3	206,825	112.1
30～34歳	241,171	124.8	202,673	113.6	267,646	136.1	206,947	112.2
35～39歳	267,028	138.2	223,250	125.1	297,076	151.1	220,304	119.4
40～44歳	289,413	149.7	220,075	123.3	332,581	169.2	241,707	131.0
45～49歳	307,393	159.1	222,447	124.6	385,703	196.2	251,817	136.5
50～54歳	321,758	166.5	232,364	130.2	401,297	204.1	257,366	139.5
55～59歳	317,093	164.1	235,077	131.7	380,500	193.5	254,964	138.2
60～64歳	251,854	130.3	186,813	104.7	291,937	148.5	224,534	121.7
65歳以上	227,417	117.7	212,743	119.2	258,607	131.5	309,835	168.0

第8図 所定内賃金の年齢別推移



7 学歴別所定内賃金

学歴別の所定内賃金は下表のとおりとなっている。(第13表)

男性について、高校卒の所定内賃金を100とした場合の学歴間格差をみると、中小企業、大企業とも一部を除き概ね大学院卒、大学卒との格差が大きい。また、女性について学歴間格差をみると、中小企業、大企業とも一部を除き概ね大学卒、短大・高専卒、専門学校卒との格差が大きい。(第9図)

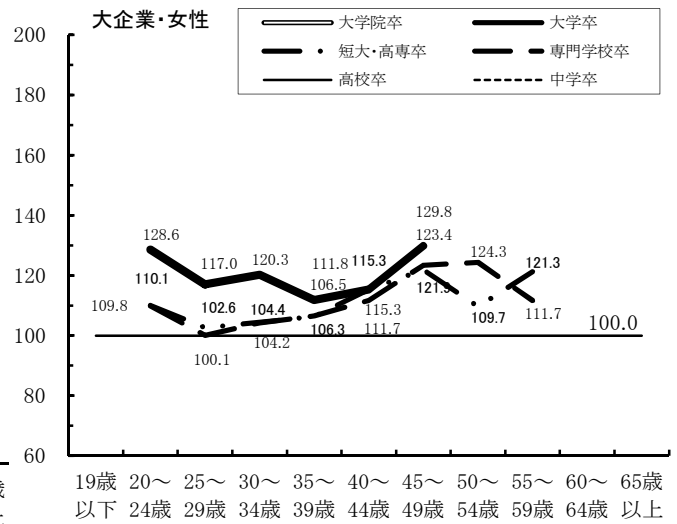
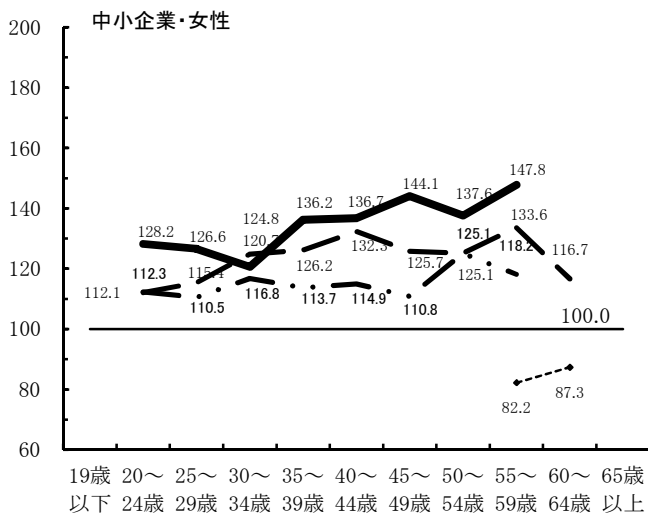
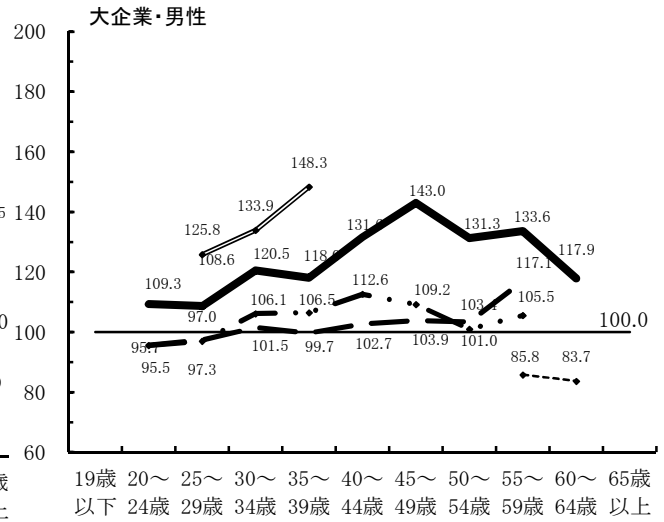
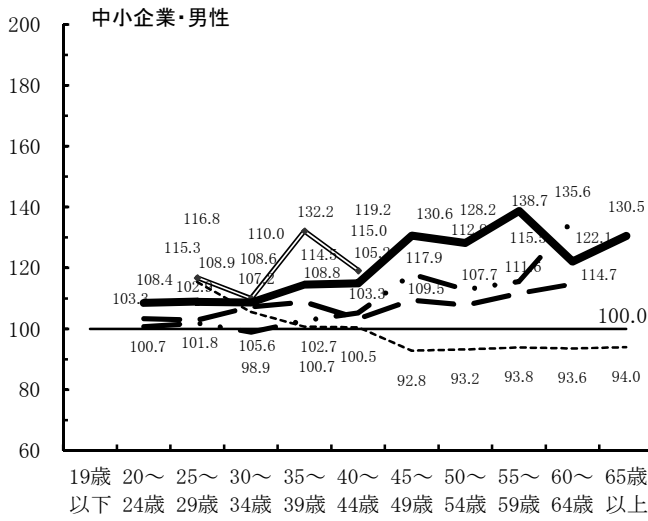
第13表 学歴別所定内賃金

単位：円

区 分	中 学 卒		高 校 卒		専 門 学 校 卒		短大・高専卒		大 学 卒		大 学 院 卒	
	男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性
前年規模計	251,802	161,354	271,230	197,195	266,130	232,757	282,046	224,191	320,255	228,002	392,867	371,206
産 業 計	250,732	174,818	270,045	200,553	271,581	229,802	284,403	221,383	322,884	238,573	354,550	310,358
中 小 企 業	251,211	168,590	261,864	193,785	266,685	230,688	277,101	215,986	304,990	238,805	319,457	260,682
19歳以下	X	—	169,141	158,824	—	X	—	—	—	—	—	—
20～24歳	X	X	186,869	157,747	193,021	176,843	188,169	177,217	202,610	202,256	X	X
25～29歳	238,806	X	207,058	171,197	212,975	197,598	210,850	189,248	225,416	216,746	241,759	X
30～34歳	244,923	X	231,977	175,726	248,617	219,266	229,453	205,255	251,914	212,063	255,097	X
35～39歳	255,336	X	253,615	191,514	275,898	241,705	260,542	217,787	290,345	260,780	335,176	X
40～44歳	279,111	X	277,673	193,537	286,847	256,043	292,191	222,449	319,236	264,624	330,862	X
45～49歳	268,197	X	288,989	203,560	316,337	255,930	340,860	225,495	377,417	293,245	X	—
50～54歳	281,622	X	302,125	213,443	325,398	266,988	340,989	266,955	387,432	293,774	X	—
55～59歳	273,256	176,231	291,302	214,287	325,066	286,287	336,377	253,258	404,091	316,685	X	—
60～64歳	226,517	157,778	242,037	180,637	277,636	210,750	328,181	X	295,475	X	X	X
65歳以上	209,124	X	222,473	173,463	X	X	X	X	290,386	X	X	—
大 企 業	247,108	207,088	296,166	216,403	281,668	227,977	296,610	228,168	350,909	238,273	393,737	371,498
19歳以下	—	—	161,096	X	—	—	—	—	—	—	—	—
20～24歳	X	—	193,219	160,986	184,868	176,837	184,595	177,239	211,210	207,035	—	X
25～29歳	X	X	218,176	192,764	212,305	192,878	211,619	197,787	236,928	225,574	274,475	X
30～34歳	X	—	241,857	191,304	245,413	199,253	256,718	199,797	291,502	230,067	323,914	X
35～39歳	X	X	274,053	206,508	273,118	219,985	291,750	219,620	323,440	230,911	406,552	X
40～44歳	X	X	299,706	221,521	307,822	247,439	337,420	255,413	394,480	255,437	X	X
45～49歳	X	X	330,078	225,085	342,851	277,768	360,497	274,350	471,937	292,185	X	—
50～54歳	X	X	367,665	240,865	380,053	299,474	371,239	264,156	482,644	X	X	X
55～59歳	298,098	X	347,438	232,865	406,816	260,088	366,714	282,371	464,099	X	X	—
60～64歳	231,610	X	276,835	207,639	X	X	X	X	326,385	X	X	—
65歳以上	X	—	226,881	X	X	X	X	X	X	X	—	X

(注)「X」はサンプル数が少ないため秘匿。

第9図 学歴間格差の年齢別推移



8 職種別所定内賃金

職種別にみると、中小企業、大企業ともに「管理」が高く、次いで「事務・技術」、「生産」の順になっている。
(第14表、第10図)

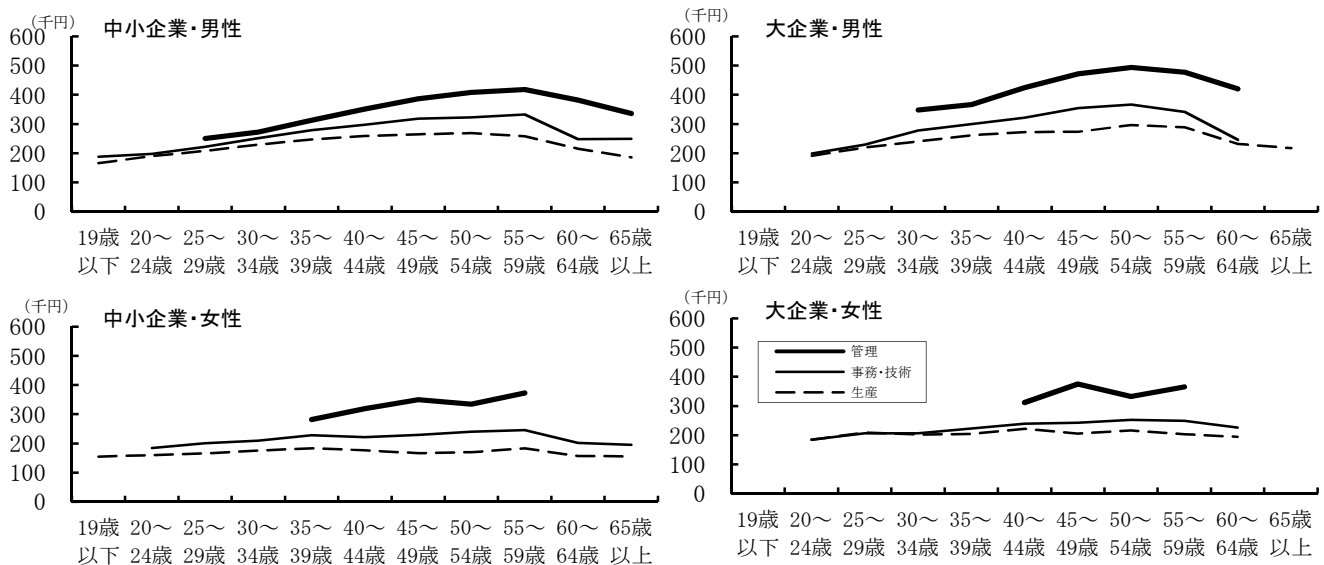
第14表 職種別所定内賃金

単位：円

区 分	管 理		事 務・技 術		生 産	
	男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性
前年規模計	392,818	325,994	280,900	221,607	244,429	168,658
産 業 計	399,544	326,900	280,514	219,932	241,940	177,911
中 小 企 業	371,959	325,174	275,273	217,396	239,318	170,259
19歳以下	—	—	188,324	X	165,753	154,731
20～24歳	X	X	197,464	184,409	190,162	160,218
25～29歳	250,603	X	222,181	200,644	208,303	165,818
30～34歳	272,268	X	251,525	209,868	229,137	174,947
35～39歳	313,259	281,920	279,378	228,037	247,230	183,672
40～44歳	351,647	318,719	297,670	221,376	259,540	176,848
45～49歳	385,782	349,583	318,842	229,352	264,607	166,737
50～54歳	407,992	334,254	322,326	240,667	269,115	169,992
55～59歳	418,056	372,734	332,680	245,163	258,070	183,535
60～64歳	382,201	X	248,530	202,268	215,788	156,911
65歳以上	335,691	372,727	248,898	195,216	185,625	156,140
大 企 業	449,862	330,483	289,714	223,871	252,564	205,272
19歳以下	—	—	X	X	X	—
20～24歳	X	—	198,509	184,479	191,445	184,419
25～29歳	X	X	229,156	206,229	220,066	208,792
30～34歳	347,460	X	277,591	206,124	240,808	202,469
35～39歳	366,232	X	299,458	222,880	261,587	204,315
40～44歳	425,052	311,420	322,001	239,556	272,104	222,180
45～49歳	471,478	375,120	354,067	242,914	273,854	205,521
50～54歳	493,420	332,071	366,585	252,586	296,037	215,961
55～59歳	476,922	365,380	340,961	249,013	288,926	203,321
60～64歳	420,472	X	246,093	225,861	232,168	193,966
65歳以上	X	X	X	X	217,424	X

(注) 「X」はサンプル数が少ないため秘匿。

第10図 職種別所定内賃金の年齢別推移



9 勤続年数別所定内賃金

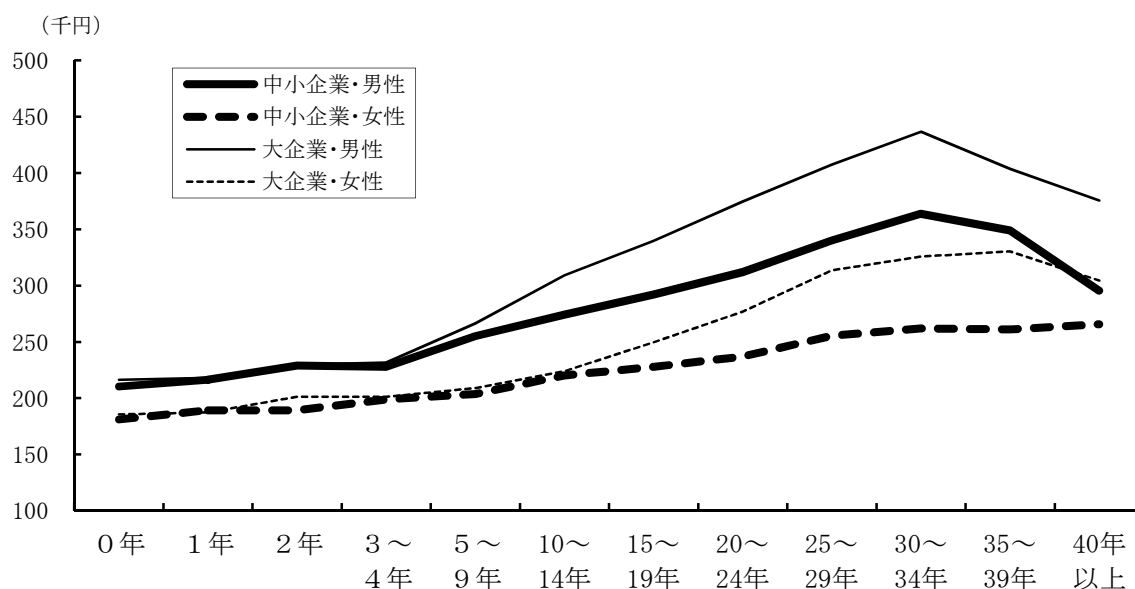
所定内賃金について勤続年数別の推移をみると、男性は中小企業、大企業で「30～34年」、女性は中小企業で「40年以上」、大企業で「35～39年」がピークになっている。

また、規模別では、勤続年数「0年」の者の所定内賃金を100とした場合、男女とも大企業の方が概ね勤続年数別格差が大きくなっている。(第15表、第11図)

第15表 勤続年数別所定内賃金

勤続年数	中 小 企 業				大 企 業			
	男 性		女 性		男 性		女 性	
	所定内賃金	格 差	所定内賃金	格 差	所定内賃金	格 差	所定内賃金	格 差
0 年	210,219	100.0	181,174	100.0	216,253	100.0	185,471	100.0
1 年	216,387	102.9	189,211	104.4	217,884	100.8	187,291	101.0
2 年	228,880	108.9	189,042	104.3	229,620	106.2	201,282	108.5
3～4年	227,847	108.4	198,925	109.8	231,689	107.1	201,152	108.5
5～9年	255,266	121.4	203,728	112.4	266,468	123.2	208,844	112.6
10～14年	274,160	130.4	220,043	121.5	308,988	142.9	223,986	120.8
15～19年	292,234	139.0	227,900	125.8	339,715	157.1	249,474	134.5
20～24年	312,050	148.4	236,955	130.8	374,750	173.3	276,942	149.3
25～29年	340,269	161.9	255,486	141.0	407,423	188.4	313,432	169.0
30～34年	363,847	173.1	262,071	144.7	436,607	201.9	325,853	175.7
35～39年	349,048	166.0	261,146	144.1	403,645	186.7	330,373	178.1
40年以上	295,540	140.6	265,634	146.6	375,540	173.7	304,585	164.2

第11図 所定内賃金の勤続年数別推移



10 標準労働者の所定内賃金

標準労働者(学校卒業後直ちに就職し、同一企業に継続して勤務している者)について、年齢「20～24 歳」の者の所定内賃金を 100 として、各条件別に所定内賃金をみると、男女ともに中小企業、大企業両規模で「事務・技術」が「生産」より概ね年齢により格差が大きくなっている。(第 16 表)

第 16 表 標準労働者の所定内賃金【男性】

年 齢	中 小 企 業				大 企 業			
	事 務 ・ 技 術		生 産		事 務 ・ 技 術		生 産	
	所定内賃金	格 差	所定内賃金	格 差	所定内賃金	格 差	所定内賃金	格 差
19 歳 以下	円 X	X	円 166,742	87.1	円 X	X	円 X	X
20 ～ 24 歳	197,991	100.0	191,405	100.0	204,707	100.0	203,961	100.0
25 ～ 29 歳	234,677	118.5	217,520	113.6	237,954	116.2	236,759	116.1
30 ～ 34 歳	286,501	144.7	238,761	124.7	298,525	145.8	266,261	130.5
35 ～ 39 歳	313,640	158.4	254,798	133.1	302,754	147.9	301,240	147.7
40 ～ 44 歳	331,631	167.5	288,315	150.6	340,104	166.1	309,964	152.0
45 ～ 49 歳	368,461	186.1	299,697	156.6	419,299	204.8	X	X
50 ～ 54 歳	362,596	183.1	304,044	158.8	416,247	203.3	X	X
55 ～ 59 歳	365,052	184.4	309,299	161.6	382,209	186.7	X	X
60 ～ 64 歳	253,689	128.1	X	X	X	X	X	X
65 歳 以上	X	X	X	X	—	—	—	—

第 16 表 標準労働者の所定内賃金【女性】

年 齢	中 小 企 業				大 企 業			
	事 務 ・ 技 術		生 産		事 務 ・ 技 術		生 産	
	所定内賃金	格 差	所定内賃金	格 差	所定内賃金	格 差	所定内賃金	格 差
19 歳 以下	円 X	X	円 156,311	99.0	円 X	X	円 —	—
20 ～ 24 歳	194,440	100.0	157,821	100.0	191,126	100.0	200,195	100.0
25 ～ 29 歳	206,548	106.2	X	X	219,780	115.0	X	X
30 ～ 34 歳	217,672	111.9	X	X	232,044	121.4	X	X
35 ～ 39 歳	239,204	123.0	X	X	242,235	126.7	X	X
40 ～ 44 歳	251,648	129.4	X	X	275,202	144.0	—	—
45 ～ 49 歳	273,272	140.5	X	X	292,523	153.1	X	X
50 ～ 54 歳	X	X	X	X	X	X	X	X
55 ～ 59 歳	X	X	X	X	X	X	—	—
60 ～ 64 歳	X	X	—	—	X	X	—	—
65 歳 以上	—	—	—	—	—	—	—	—

※ 標準労働者：年齢から勤続年数を引いた数が、最終学歴「高校卒」の場合は 18、「高専・短大卒」の場合は 20、「大学卒」の場合は 22 又は 23 となる者としている。

11 所定外賃金

集計労働者平均所定外賃金は、19,411 円となっている。男女別では、男性で 23,889 円、女性で 9,755 円となっている。

規模別にみると、中小企業が 18,583 円、大企業が 21,250 円と大企業の方が高くなっている。また、産業別にみると、「運輸業、郵便業」が 35,967 円で最も高く、「情報通信業」が続き、「医療、福祉」が最も低くなっている。（第 17 表）

第 17 表 所定外賃金

単位：円

区 分	規 模 計			中 小 企 業			大 企 業		
	計	男 性	女 性	計	男 性	女 性	計	男 性	女 性
前 年 産 業 計	18,403	22,783	8,652	17,272	21,445	7,339	21,862	27,235	12,016
産 業 計	19,411	23,889	9,755	18,583	22,802	8,617	21,250	26,535	11,842
鉱業、採石業、砂利採取業	24,971	22,046	39,596	—	—	—	24,971	22,046	39,596
建設業	19,527	21,327	7,059	15,466	17,055	4,794	37,191	39,531	18,522
製造業	22,916	27,115	11,540	22,701	27,062	10,467	26,056	28,014	22,695
電気・ガス・熱供給・水道業	20,781	21,712	10,660	21,678	22,838	10,660	13,928	13,928	—
情報通信業	27,149	29,082	18,729	26,183	28,275	14,435	28,187	30,032	21,831
運輸業、郵便業	35,967	38,258	12,955	38,052	40,092	9,416	32,226	34,711	16,116
卸売業、小売業	16,338	19,002	10,217	10,650	11,423	9,094	20,662	24,362	11,223
金融業、保険業	24,050	27,066	20,279	9,922	11,566	7,764	39,265	44,519	33,029
不動産業、物品賃貸業	25,951	30,609	14,842	28,356	32,166	17,119	4,836	0	7,253
学術研究、専門・技術サービス業	25,985	30,275	13,060	23,307	28,159	11,081	29,148	32,535	16,254
宿泊業、飲食サービス業	21,914	24,896	15,184	20,103	22,798	14,775	24,739	27,840	16,000
生活関連サービス業、娯楽業	14,276	18,195	8,572	14,307	18,402	8,297	14,017	16,455	10,708
教育、学習支援業	9,439	13,993	3,783	11,057	15,399	4,024	7,332	11,585	3,556
医療、福祉	7,468	8,020	7,290	8,012	9,479	7,571	6,698	6,200	6,875
複合サービス事業	11,426	13,047	8,290	6,874	6,301	7,368	12,251	13,863	8,585
サービス業	17,897	20,706	9,992	18,659	21,783	8,584	16,301	18,187	12,207

第4 労働日数、労働時間

1 実労働日数、実労働時間数

(1) 実労働日数

実労働日数は、21.9日(中小企業22.0日、大企業21.7日)となっている。産業別にみると、「宿泊業、飲食サービス業」と「教育、学習支援業」が22.6日(それぞれ中小企業22.5日、22.8日、大企業22.8日、22.2日)で最も多く、「建設業」、「運輸業、郵便業」が続いている。(第18表)

(2) 実労働時間数

実労働時間数をみると、総実労働時間数は179.2時間(中小企業180.3時間、大企業176.8時間)であり、その内訳は所定内167.8時間、所定外11.4時間となっている。

産業別の月所定内労働時間数は、「電気・ガス・熱供給・水道業」が153.0時間で最も短く、他の産業との差は3.6～41.5時間であり、産業差が広がっている。産業別の月所定外労働時間数は「運輸業、郵便業」が21.2時間で最も長く、以下、「不動産業、物品賃貸業」「宿泊業、飲食サービス業」「情報通信業」が続いている。(第18表)

第18表 月間実労働日数、実労働時間数

区 分	月間実労働日数	月 間 実 労 働 時 間 数			
		総実労働時間数	所定内労働時間数	所定外労働時間数	
前年産業計	規模計	22.1	167.7	158.6	9.1
	中小企業	22.2	169.4	160.3	9.1
	大企業	21.6	162.8	153.8	9.0
産 業 計	規模計	21.9	179.2	167.8	11.4
	中小企業	22.0	180.3	168.8	11.5
	大企業	21.7	176.8	165.6	11.2
鉱業、採石業、砂利採取業	規模計	21.2	165.6	156.6	9.1
	中小企業	—	—	—	—
	大企業	21.2	165.6	156.6	9.1
建 設 業	規模計	22.5	182.2	170.9	11.3
	中小企業	22.4	180.5	170.3	10.3
	大企業	22.7	189.6	173.5	16.1
製 造 業	規模計	21.6	178.4	165.2	13.3
	中小企業	21.6	178.5	165.2	13.3
	大企業	21.0	177.6	164.1	13.5
電気・ガス・熱供給・水道業	規模計	20.7	160.4	153.0	7.4
	中小企業	20.8	161.4	153.5	7.8
	大企業	20.4	153.3	148.8	4.5
情 報 通 信 業	規模計	21.8	190.7	175.7	14.9
	中小企業	21.6	194.7	180.8	13.8
	大企業	21.9	186.4	170.2	16.2
運 輸 業 、 郵 便 業	規模計	22.5	189.0	167.8	21.2
	中小企業	23.2	197.4	172.8	24.6
	大企業	21.1	173.9	158.9	15.1
卸 売 業 、 小 売 業	規模計	22.0	178.4	166.9	11.5
	中小企業	22.4	179.4	170.9	8.5
	大企業	21.8	177.6	163.9	13.7
金 融 業 、 保 険 業	規模計	21.5	172.4	162.2	10.2
	中小企業	21.5	168.0	163.3	4.8
	大企業	21.5	177.2	161.0	16.1
不動産業、物品賃貸業	規模計	22.1	188.2	171.4	16.7
	中小企業	22.2	189.8	171.6	18.2
	大企業	21.3	173.9	170.2	3.7
学 術 研 究 、 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業	規模計	21.5	179.9	168.0	11.8
	中小企業	21.8	182.4	171.1	11.4
	大企業	21.2	176.8	164.5	12.3
宿 泊 業 、 飲 食 サ ー ビ ス 業	規模計	22.6	185.7	170.6	15.1
	中小企業	22.5	183.1	168.8	14.3
	大企業	22.8	189.9	173.4	16.4
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 、 娯 楽 業	規模計	22.3	177.5	168.2	9.3
	中小企業	22.4	179.1	169.4	9.7
	大企業	21.3	164.3	158.3	6.0
教 育 、 学 習 支 援 業	規模計	22.6	200.6	194.5	6.1
	中小企業	22.8	221.8	213.9	7.9
	大企業	22.2	173.1	169.4	3.7
医 療 、 福 祉	規模計	21.4	169.5	165.6	4.0
	中小企業	21.4	169.3	164.9	4.3
	大企業	21.4	170.0	166.4	3.5
複 合 サ ー ビ ス 事 業	規模計	21.2	171.0	164.5	6.5
	中小企業	20.9	162.5	158.2	4.3
	大企業	21.3	172.5	165.7	6.8
サ ー ビ ス 業	規模計	22.1	176.8	165.4	11.4
	中小企業	22.1	175.1	163.4	11.6
	大企業	22.1	180.3	169.5	10.8

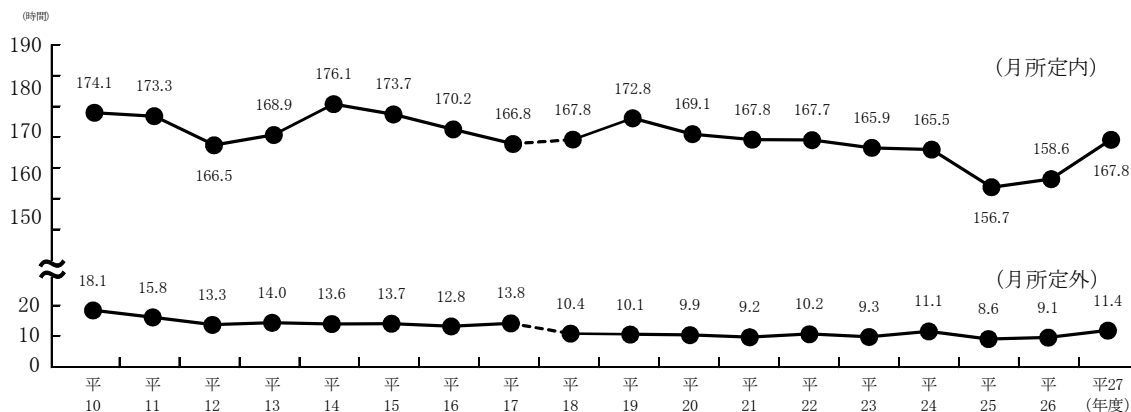
2 労働時間の推移（月所定内・月所定外）

平成 10 年度からの労働時間の推移をみると、月所定内労働時間は、平成 12 年度までは減少傾向となっていたが、平成 13 年度から平成 14 年度まで増加に転じ、その後は再び減少傾向となり、平成 26 年度から増加している。

月所定外労働時間は、平成 27 年度は増加したが、総じて横ばいにあるといえる。

なお、平成 18 年度からは月所定内労働時間、月所定外労働時間の集計方法が変更されたこともあり、平成 17 年度までの数値との差異が生じている。（第 12 図）

第 12 図 労働時間の推移（月所定内・月所定外）



- (注) 1 平成17年度以前は「所定労働時間」として事業所を1単位とした単純算術平均で集計，平成18年度以降は「所定内労働時間」として常用労働者のうちから一定の方法によって抽出された労働者を1単位とした単純算術平均により集計
 2 平成17年度以前は常用労働者をウェイトとした加重算術平均で集計，平成18年度以降は常用労働者のうちから一定の方法によって抽出された労働者を1単位とした単純算術平均により集計
 3 平成16年度は合併前の旧新潟市の数値
 4 平成17年度は旧巻町が含まれていない数値

3 所定労働時間

(1) 日所定・週所定労働時間

週所定労働時間は、38 時間 36 分となっている。規模別にみると、中小企業は 38 時間 56 分、大企業は 37 時間 45 分で中小企業の方が長くなっている。産業別にみると、中小企業では「運輸業、郵便業」、大企業では「不動産業、物品賃貸業」が最も長くなっている。(第 19 表)

第 19 表 日所定・週所定労働時間

区 分		日 所 定	週 所 定
		時間:分	時間:分
前 年 産 業 計	規 模 計	7:42	39:21
	中 小 企 業	7:42	39:36
	大 企 業	7:41	38:33
産 業 計	規 模 計	7:40	38:36
	中 小 企 業	7:41	38:56
	大 企 業	7:38	37:45
鉱業、採石業、砂利採取業	規 模 計	7:30	37:30
	中 小 企 業	—	—
	大 企 業	7:30	37:30
建 設 業	規 模 計	7:42	39:18
	中 小 企 業	7:41	39:18
	大 企 業	7:48	39:16
製 造 業	規 模 計	7:43	38:39
	中 小 企 業	7:42	38:50
	大 企 業	7:51	35:32
電気・ガス・熱供給・水道業	規 模 計	7:31	37:38
	中 小 企 業	7:30	37:30
	大 企 業	7:40	38:20
情 報 通 信 業	規 模 計	7:51	39:15
	中 小 企 業	7:51	39:15
	大 企 業	7:51	39:15
運 輸 業 、 郵 便 業	規 模 計	7:45	38:16
	中 小 企 業	7:46	39:45
	大 企 業	7:44	34:43
卸 売 業 、 小 売 業	規 模 計	7:30	37:37
	中 小 企 業	7:34	38:23
	大 企 業	7:27	36:54
金 融 業 、 保 険 業	規 模 計	7:34	37:34
	中 小 企 業	7:39	38:08
	大 企 業	7:29	37:03
不 動 産 業 、 物 品 賃 貸 業	規 模 計	7:51	39:30
	中 小 企 業	7:50	39:27
	大 企 業	8:00	40:00
学術研究、専門・技術サービス業	規 模 計	7:47	39:18
	中 小 企 業	7:47	39:08
	大 企 業	7:49	39:50
宿 泊 業 、 飲 食 サ ー ビ ス 業	規 模 計	7:10	36:37
	中 小 企 業	7:17	36:59
	大 企 業	6:53	35:37
生活関連サービス業、娯楽業	規 模 計	7:38	39:22
	中 小 企 業	7:39	38:38
	大 企 業	7:30	37:07
教 育 、 学 習 支 援 業	規 模 計	7:48	39:15
	中 小 企 業	7:49	39:15
	大 企 業	7:46	39:13
医 療 、 福 祉	規 模 計	7:52	39:36
	中 小 企 業	7:51	39:30
	大 企 業	7:55	39:46
複 合 サ ー ビ ス 事 業	規 模 計	7:50	39:13
	中 小 企 業	7:40	38:20
	大 企 業	7:53	39:25
サ ー ビ ス 業	規 模 計	7:39	38:05
	中 小 企 業	7:40	38:09
	大 企 業	7:38	37:58

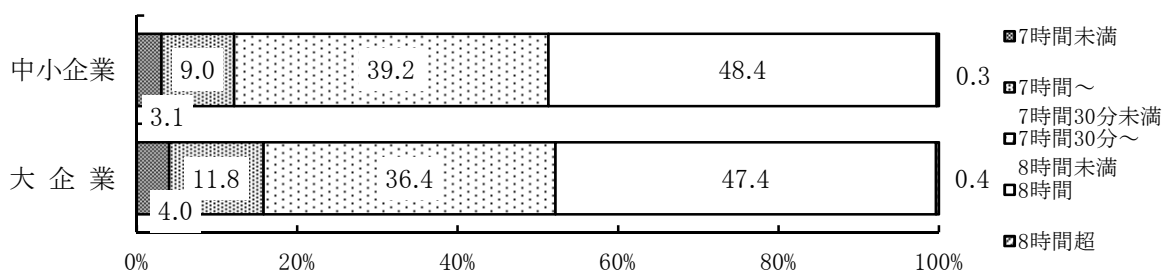
(2) 1日の所定労働時間

1日の所定労働時間は、7時間40分となっている。規模別にみると、中小企業は7時間41分、大企業は7時間38分ではほぼ同時間となっており、1日の所定労働時間別事業所割合でも8時間未満とする割合は中小企業、大企業ともに同程度になっている。産業別にみると、中小企業では「情報通信業」と「医療、福祉」、大企業では「不動産業、物品賃貸業」が最も長くなっている。(第20表、第13図)

第20表 1日の所定労働時間

区 分	所定労働時間	1日の所定労働時間別事業所割合						
		6:29	6:30	7:00	7:30	8:00	8:01	
		6:29	6:59	7:29	7:59	8:00	8:01	
前年産業計	規模計	7時間42分	2.5	0.9	9.9	39.6	45.6	1.4
	中小企業	7時間42分	2.5	1.2	9.0	40.7	45.1	1.5
	大企業	7時間41分	2.7	—	12.8	36.3	47.3	0.9
産 業 計	規模計	7時間40分	2.7	0.6	9.8	38.4	48.1	0.3
	中小企業	7時間41分	2.2	0.9	9.0	39.2	48.4	0.3
	大企業	7時間38分	4.0	—	11.8	36.4	47.4	0.4
鉱業、採石業、砂利採取業	規模計	7時間30分	—	—	50.0	50.0	—	—
	中小企業	—	—	—	—	—	—	—
	大企業	7時間30分	—	—	50.0	50.0	—	—
建 設 業	規模計	7時間42分	—	—	12.4	41.4	46.2	—
	中小企業	7時間41分	—	—	13.1	42.6	44.3	—
	大企業	7時間48分	—	—	8.7	34.8	56.5	—
製 造 業	規模計	7時間43分	1.7	—	6.7	53.1	37.4	1.1
	中小企業	7時間42分	1.8	—	6.5	53.8	36.7	1.2
	大企業	7時間51分	—	—	10.0	40.0	50.0	—
電気・ガス・熱供給・水道業	規模計	7時間31分	—	—	33.3	66.7	—	—
	中小企業	7時間30分	—	—	40.0	60.0	—	—
	大企業	7時間40分	—	—	—	100.0	—	—
情 報 通 信 業	規模計	7時間51分	—	—	—	40.0	60.0	—
	中小企業	7時間51分	—	—	—	40.0	60.0	—
	大企業	7時間51分	—	—	—	40.0	60.0	—
運 輸 業、郵 便 業	規模計	7時間45分	—	1.6	6.6	37.7	54.1	—
	中小企業	7時間46分	—	2.3	4.7	37.2	55.8	—
	大企業	7時間44分	—	—	11.1	38.9	50.0	—
卸 売 業、小 売 業	規模計	7時間30分	7.5	1.1	10.9	35.1	44.8	0.6
	中小企業	7時間34分	7.1	2.4	9.5	28.6	52.4	—
	大企業	7時間27分	7.8	—	12.2	41.1	37.8	1.1
金 融 業、保 険 業	規模計	7時間34分	—	—	37.8	45.9	16.2	—
	中小企業	7時間39分	—	—	27.8	44.4	27.8	—
	大企業	7時間29分	—	—	47.4	47.4	5.3	—
不 動 産 業、物 品 賃 貸 業	規模計	7時間51分	—	—	—	38.5	61.5	—
	中小企業	7時間50分	—	—	—	41.7	58.3	—
	大企業	8時間00分	—	—	—	—	100.0	—
学術研究、専門・技術サービス業	規模計	7時間47分	—	—	5.0	45.0	50.0	—
	中小企業	7時間47分	—	—	6.7	40.0	53.3	—
	大企業	7時間49分	—	—	—	60.0	40.0	—
宿 泊 業、飲 食 サ ー ビ ス 業	規模計	7時間10分	18.9	2.7	16.2	27.0	35.1	—
	中小企業	7時間17分	14.8	3.7	11.1	25.9	44.4	—
	大企業	6時間53分	30.0	—	30.0	30.0	10.0	—
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業、娯 楽 業	規模計	7時間38分	—	—	17.9	39.3	42.9	—
	中小企業	7時間39分	—	—	16.0	40.0	44.0	—
	大企業	7時間30分	—	—	33.3	33.3	33.3	—
教 育、学 習 支 援 業	規模計	7時間48分	—	—	—	45.8	54.2	—
	中小企業	7時間49分	—	—	—	43.8	56.3	—
	大企業	7時間46分	—	—	—	50.0	50.0	—
医 療、福 祉	規模計	7時間52分	1.4	0.7	4.2	18.2	75.5	—
	中小企業	7時間51分	2.1	1.1	5.3	16.8	74.7	—
	大企業	7時間55分	—	—	2.1	20.8	77.1	—
複 合 サ ー ビ ス 事 業	規模計	7時間50分	—	—	—	31.3	68.8	—
	中小企業	7時間40分	—	—	—	66.7	33.3	—
	大企業	7時間53分	—	—	—	23.1	76.9	—
サ ー ビ ス 業	規模計	7時間39分	1.9	1.9	9.4	41.5	45.3	—
	中小企業	7時間40分	—	2.7	10.8	43.2	43.2	—
	大企業	7時間38分	6.3	—	6.3	37.5	50.0	—

第 13 図 1日の所定労働時間別事業所割合



(3) 週所定労働時間

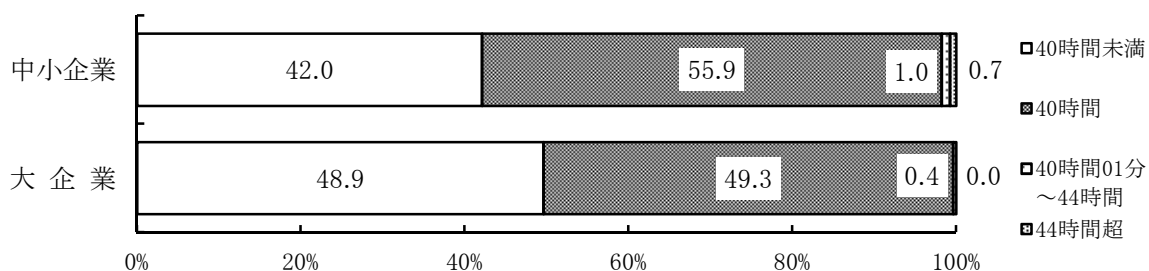
週所定労働時間は、38 時間 36 分となっている。規模別にみると、中小企業は 38 時間 56 分、大企業は 37 時間 45 分で中小企業の方が長くなっている。産業別では、「医療、福祉」が 39 時間 36 分と最も長く、一方、最も短いのは「宿泊業、飲食サービス業」の 36 時間 37 分であり、その差は2時間 59 分となっている。

また、週所定労働時間の分布状況をみると、40 時間以下の事業所が 98.0%、40 時間を超え 44 時間以下の事業所が 0.8%、44 時間を超える事業所が 0.5%となっている。これを産業別にみると、週 40 時間以下は「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「複合サービス事業」で 100.0%となっており、他の産業との差は 0.7%～3.9%となっている。なお、40 時間を超え 44 時間以下は「製造業」が 2.2%と最も多い。週 44 時間を超える労働時間は「サービス業」で 1.9%と最も多い。(第 22 表)

規模別では、大企業の方が週 40 時間以下の割合がやや大きい。(第 22 表、第 14 図)

労働組合の有無別に週所定労働時間をみると、中小企業、大企業ともに労働組合の有る事業所の方が短くなっている。(第 21 表)

第 14 図 週所定労働時間別事業所割合



第 21 表 労働組合有無別週所定労働時間

区 分	中 小 企 業		大 企 業	
	労 組 有	労 組 無	労 組 有	労 組 無
前 年 産 業 計	39時間05分	39時間40分	38時間41分	38時間22分
産 業 計	38時間45分	38時間58分	37時間09分	38時間25分

第 22 表 週所定労働時間

区 分	所定労働時間	週所定労働時間別事業所割合 (%)						
		37:59	38:00 39:59	40:00	40:01 41:59	42:00 43:59	44:00	44:01 45:59
		37:59	38:00 39:59	40:00	40:01 41:59	42:00 43:59	44:00	44:01 45:59
前 年 産 業 計 規 模 計	39時間21分	18.7	25.6	49.1	0.9	0.5	0.5	4.7
中小企業	39時間36分	13.8	27.8	50.1	1.0	0.6	0.7	6.0
大 企 業	38時間33分	34.1	18.4	46.2	0.4	0.4	—	0.4
産 業 計 規 模 計	38時間36分	20.4	23.6	54.0	0.3	0.4	0.1	0.5
中小企業	38時間56分	15.8	26.2	55.9	0.3	0.6	0.1	0.7
大 企 業	37時間45分	31.6	17.3	49.3	0.4	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業 規 模 計	37時間30分	100.0	—	—	—	—	—	—
中小企業	—	—	—	—	—	—	—	—
大 企 業	37時間30分	100.0	—	—	—	—	—	—
建 設 業 規 模 計	39時間18分	15.9	31.0	52.4	—	—	0.7	—
中小企業	39時間18分	16.4	28.7	54.1	—	—	0.8	—
大 企 業	39時間16分	13.0	43.5	43.5	—	—	—	—
製 造 業 規 模 計	38時間39分	14.0	41.9	39.1	1.1	1.1	—	1.7
中小企業	38時間50分	14.8	42.0	38.5	1.2	1.2	—	1.8
大 企 業	35時間32分	—	40.0	50.0	—	—	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業 規 模 計	37時間38分	33.3	66.7	—	—	—	—	—
中小企業	37時間30分	40.0	60.0	—	—	—	—	—
大 企 業	38時間20分	—	100.0	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業 規 模 計	39時間15分	20.0	20.0	60.0	—	—	—	—
中小企業	39時間15分	20.0	20.0	60.0	—	—	—	—
大 企 業	39時間15分	20.0	20.0	60.0	—	—	—	—
運 輸 業 、 郵 便 業 規 模 計	38時間16分	14.8	21.3	59.0	—	—	—	1.6
中小企業	39時間45分	9.3	27.9	60.5	—	—	—	2.3
大 企 業	34時間43分	27.8	5.6	55.6	—	—	—	—
卸 売 業 、 小 売 業 規 模 計	37時間37分	29.3	16.7	53.4	—	—	—	—
中小企業	38時間23分	10.7	17.9	71.4	—	—	—	—
大 企 業	36時間54分	46.7	15.6	36.7	—	—	—	—
金 融 業 、 保 険 業 規 模 計	37時間34分	75.7	10.8	13.5	—	—	—	—
中小企業	38時間08分	55.6	22.2	22.2	—	—	—	—
大 企 業	37時間03分	94.7	—	5.3	—	—	—	—
不 動 産 業 、 物 品 賃 貸 業 規 模 計	39時間30分	15.4	7.7	76.9	—	—	—	—
中小企業	39時間27分	16.7	8.3	75.0	—	—	—	—
大 企 業	40時間00分	—	—	100.0	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業 規 模 計	39時間18分	15.0	20.0	65.0	—	—	—	—
中小企業	39時間08分	20.0	20.0	60.0	—	—	—	—
大 企 業	39時間50分	—	20.0	80.0	—	—	—	—
宿 泊 業 、 飲 食 サービス業 規 模 計	36時間37分	29.7	10.8	59.5	—	—	—	—
中小企業	36時間59分	29.6	7.4	63.0	—	—	—	—
大 企 業	35時間37分	30.0	20.0	50.0	—	—	—	—
生活関連サービス業、娯楽業 規 模 計	39時間22分	14.3	21.4	64.3	—	—	—	—
中小企業	38時間38分	8.0	20.0	72.0	—	—	—	—
大 企 業	37時間07分	66.7	33.3	—	—	—	—	—
教 育 、 学 習 支 援 業 規 模 計	39時間15分	25.0	12.5	62.5	—	—	—	—
中小企業	39時間15分	25.0	12.5	62.5	—	—	—	—
大 企 業	39時間13分	25.0	12.5	62.5	—	—	—	—
医 療 、 福 祉 規 模 計	39時間36分	7.0	15.4	75.5	0.7	1.4	—	—
中小企業	39時間30分	8.4	16.8	72.6	—	2.1	—	—
大 企 業	39時間46分	4.2	12.5	81.3	2.1	—	—	—
複 合 サービス事業 規 模 計	39時間13分	31.3	—	68.8	—	—	—	—
中小企業	38時間20分	66.7	—	33.3	—	—	—	—
大 企 業	39時間25分	23.1	—	76.9	—	—	—	—
サ ー ビ ス 業 規 模 計	38時間05分	18.9	22.6	54.7	—	—	—	1.9
中小企業	38時間09分	18.9	18.9	56.8	—	—	—	2.7
大 企 業	37時間58分	18.8	31.3	50.0	—	—	—	—

(4) 変形労働時間制

変形労働時間制を採用している事業所は、67.3%となっている。規模別では、中小企業で 66.4%、大企業で 69.5%となっている。形態別では、「1か月単位」が 23.3%、「1年単位」が 43.2%、「フレックスタイム制」が 3.2%、「1週間単位」が 1.9%となり、中小企業では「1年単位」、大企業では「1か月単位」の変形労働時間制が最も多く採用されている。産業別では、「生活関連サービス業、娯楽業」の 85.7%が最も高く、以下「運輸業、郵便業」、「教育、学習支援業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「製造業」、「卸売業、小売業」、「不動産業、物品賃貸業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「建設業」、「サービス業」と続いている。これらの産業では採用の割合が高く6割を超えている。(第 23 表、第 15 図)

また、平成 19 年度からの変形労働時間制を採用している事業所割合の推移をみると、平成 19 年度からほぼ横ばいとなっている。(第 16 図)

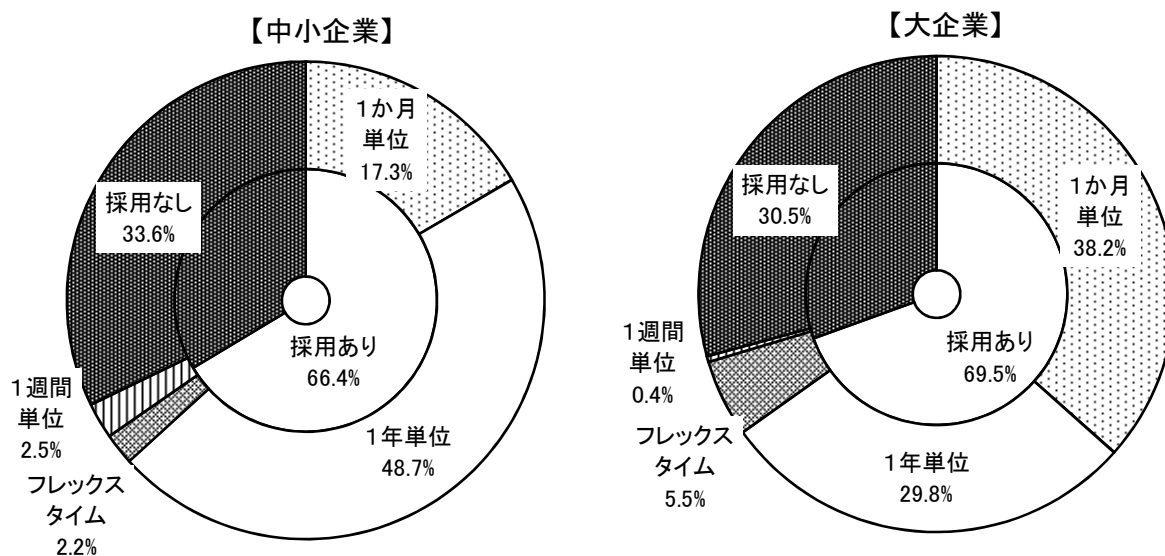
第 23 表 変形労働時間制の形態別事業所

単位：%

区 分	事業所	変形労働時間制あり					変形労働時間制なし	
		計	1か月単位	1年単位	フレックスタイム	1週間単位		
前年産業計	規模計	100.0	68.3	21.5	45.2	2.7	1.4	31.7
	中小企業	100.0	70.7	17.3	51.7	1.9	1.5	29.3
	大企業	100.0	60.8	34.8	24.2	5.3	0.9	39.2
産 業 計	規模計	100.0	67.3	23.3	43.2	3.2	1.9	32.7
	中小企業	100.0	66.4	17.3	48.7	2.2	2.5	33.6
	大企業	100.0	69.5	38.2	29.8	5.5	0.4	30.5
鉱業、採石業、砂利採取業	規模計	100.0	—	—	—	—	—	100.0
	中小企業	—	—	—	—	—	—	—
	大企業	100.0	—	—	—	—	—	100.0
建 設 業	規模計	100.0	64.1	5.5	59.3	0.7	—	35.9
	中小企業	100.0	67.2	4.9	63.9	—	—	32.8
	大企業	100.0	47.8	8.7	34.8	4.3	—	52.2
製 造 業	規模計	100.0	72.6	7.3	68.2	1.7	0.6	27.4
	中小企業	100.0	72.8	7.1	69.2	0.6	0.6	27.2
	大企業	100.0	70.0	10.0	50.0	20.0	—	30.0
電気・ガス・熱供給・水道業	規模計	100.0	66.7	66.7	16.7	16.7	—	33.3
	中小企業	100.0	60.0	60.0	20.0	20.0	—	40.0
	大企業	100.0	100.0	100.0	—	—	—	—
情 報 通 信 業	規模計	100.0	40.0	10.0	10.0	20.0	—	60.0
	中小企業	100.0	40.0	—	20.0	20.0	—	60.0
	大企業	100.0	40.0	20.0	—	20.0	—	60.0
運 輸 業、郵 便 業	規模計	100.0	85.2	29.5	57.4	3.3	1.6	14.8
	中小企業	100.0	83.7	18.6	67.4	2.3	2.3	16.3
	大企業	100.0	88.9	55.6	33.3	5.6	—	11.1
卸 売 業、小 売 業	規模計	100.0	72.4	31.0	33.3	6.3	6.9	27.6
	中小企業	100.0	66.7	20.2	34.5	4.8	13.1	33.3
	大企業	100.0	77.8	41.1	32.2	7.8	1.1	22.2
金 融 業、保 険 業	規模計	100.0	37.8	32.4	2.7	2.7	—	62.2
	中小企業	100.0	38.9	27.8	5.6	5.6	—	61.1
	大企業	100.0	36.8	36.8	—	—	—	63.2
不 動 産 業、物 品 賃 貸 業	規模計	100.0	69.2	15.4	46.2	7.7	—	30.8
	中小企業	100.0	66.7	8.3	50.0	8.3	—	33.3
	大企業	100.0	100.0	100.0	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	規模計	100.0	50.0	15.0	40.0	—	—	50.0
	中小企業	100.0	40.0	—	40.0	—	—	60.0
	大企業	100.0	80.0	60.0	40.0	—	—	20.0
宿 泊 業、飲 食 サ ー ビ ス 業	規模計	100.0	75.7	51.4	18.9	5.4	10.8	24.3
	中小企業	100.0	74.1	40.7	22.2	7.4	14.8	25.9
	大企業	100.0	80.0	80.0	10.0	—	—	20.0
生活関連サービス業、娯楽業	規模計	100.0	85.7	39.3	42.9	3.6	—	14.3
	中小企業	100.0	88.0	40.0	44.0	4.0	—	12.0
	大企業	100.0	66.7	33.3	33.3	—	—	33.3
教 育、学 習 支 援 業	規模計	100.0	79.2	8.3	75.0	—	—	20.8
	中小企業	100.0	75.0	—	81.3	—	—	25.0
	大企業	100.0	87.5	25.0	62.5	—	—	12.5
医 療、福 祉	規模計	100.0	58.0	34.3	28.0	—	—	42.0
	中小企業	100.0	51.6	31.6	23.2	—	—	48.4
	大企業	100.0	70.8	39.6	37.5	—	—	29.2
複 合 サ ー ビ ス 事 業	規模計	100.0	56.3	31.3	—	25.0	—	43.8
	中小企業	100.0	33.3	—	—	33.3	—	66.7
	大企業	100.0	61.5	38.5	—	23.1	—	38.5
サ ー ビ ス 業	規模計	100.0	62.3	37.7	28.3	1.9	—	37.7
	中小企業	100.0	59.5	37.8	24.3	2.7	—	40.5
	大企業	100.0	68.8	37.5	37.5	—	—	31.3

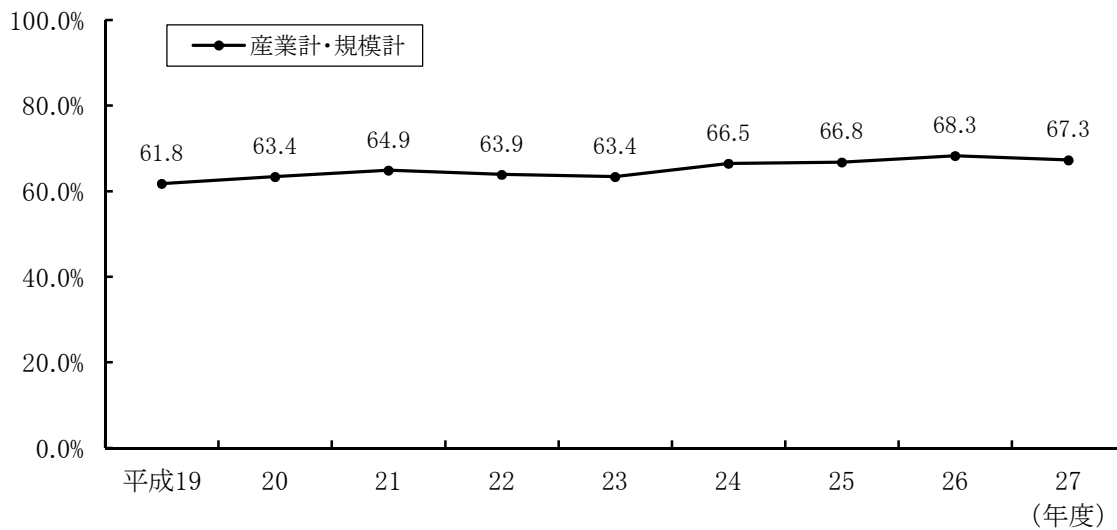
(注) 複数の変形労働時間制を採用している事業所があり、変形労働時間制ありと内訳の合計は必ずしも一致しない。

第 15 図 変形労働時間制の採用状況



(注) 複数の変形労働時間制を採用している事業所があり、採用ありと内訳の合計は必ずしも一致しない。

第 16 図 変形労働時間制の採用事業所割合の推移



第5 休日・休暇

1 休日数

(1) 年間休日

年間休日数は、平均 108.7 日となっている。規模別では、中小企業が 106.8 日、大企業が 113.3 日と大企業の方が 6.5 日多くなっている。産業別では、「鉱業、採石業、砂利採取業」の 125.0 日、「複合サービス事業」の 123.8 日、「情報通信業」の 122.4 日、「金融業、保険業」の 121.3 日、「電気・ガス・熱供給・水道業」の 120.3 日が多く、他の産業では、100.1～116.7 日となっている。(第 24 表)

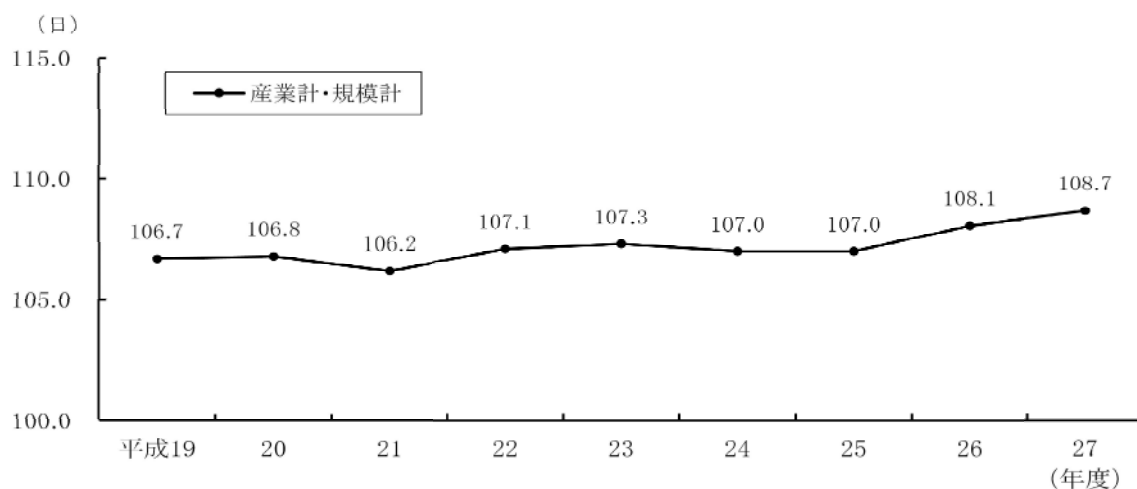
また、平成 19 年度からの年間休日数の推移をみると、107 日前後で概ね横ばいの推移となっていたが、平成 26 年度から増加傾向がみられる。(第 17 図)

(2) 週休日、特別休日

週休日数は、平均 89.9 日となっている。規模別では、中小企業が 87.4 日、大企業が 96.2 日と大企業の方が 8.8 日多くなっている。産業別では、「鉱業、採石業、砂利採取業」の 104.0 日が最も多く、他の産業では、81.1～103.1 日となっている。

特別休日についてみると、「国民の祝日」は平均 7.5 日、「年始期間の休日」は平均 3.2 日、「ゴールデンウィーク」は平均 3.8 日、「夏季期間の休日」は平均 3.2 日、「年末期間の休日」は平均 1.7 日となっている。(第 24 表)

第 17 図 年間休日数の推移



第 24 表 年間休日状況

単位：日

区 分	年間休日数	週休日	特 別 休 日 の 状 況					
			国民の祝日	年始期間 の休日	ゴールデン ウィーク	夏季期間 の休日	年末期間 の休日	その他 の休日
前 年 産 業 計 規 模 計	108.1	89.1	10.8	2.1	2.5	3.4	2.3	2.6
中小企業	105.6	85.7	11.1	2.3	2.5	3.4	2.3	2.8
大 企 業	116.1	100.1	9.8	1.6	2.5	3.5	2.2	1.6
産 業 計 規 模 計	108.7	89.9	7.5	3.2	3.8	3.2	1.7	2.3
中小企業	106.8	87.4	7.7	3.4	3.9	3.4	1.8	1.7
大 企 業	113.3	96.2	7.1	3.0	3.4	2.7	1.6	3.6
鉱業、採石業、砂利採取業 規 模 計	125.0	104.0	15.0	1.0	1.0	0.0	3.0	1.0
中小企業	—	—	—	—	—	—	—	—
大 企 業	125.0	104.0	15.0	1.0	1.0	0.0	3.0	1.0
建 設 業 規 模 計	106.3	83.8	13.6	2.1	0.9	2.6	2.1	1.3
中小企業	104.8	82.4	13.3	2.1	0.9	2.5	2.1	1.4
大 企 業	114.7	91.3	15.0	1.7	0.6	3.0	2.3	0.7
製 造 業 規 模 計	106.1	82.7	12.9	1.8	1.1	2.5	2.2	2.9
中小企業	105.5	82.2	12.8	1.9	1.1	2.5	2.1	2.9
大 企 業	117.2	92.1	14.9	1.1	0.8	3.0	2.4	2.9
電気・ガス・熱供給・水道業 規 模 計	120.3	102.3	12.5	1.0	0.3	1.8	2.3	0.0
中小企業	120.2	102.0	12.2	1.0	0.4	2.2	2.4	0.0
大 企 業	121.0	104.0	14.0	1.0	0.0	0.0	2.0	0.0
情 報 通 信 業 規 模 計	122.4	102.2	14.0	1.2	1.0	1.5	2.5	0.0
中小企業	124.6	102.0	16.0	1.2	1.0	1.6	2.8	0.0
大 企 業	120.2	102.4	12.0	1.2	1.0	1.4	2.2	0.0
運 輸 業 、 郵 便 業 規 模 計	101.9	81.1	12.5	1.6	0.5	1.6	1.4	3.3
中小企業	97.6	76.9	11.8	1.7	0.5	1.8	1.3	3.6
大 企 業	112.3	91.3	14.1	1.2	0.5	1.0	1.4	2.8
卸 売 業 、 小 売 業 規 模 計	106.2	90.3	8.2	1.2	0.5	1.8	1.3	2.9
中小企業	102.4	87.2	8.8	1.3	0.5	1.5	1.3	1.8
大 企 業	109.7	93.3	7.6	1.1	0.4	2.1	1.4	3.9
金 融 業 、 保 険 業 規 模 計	121.3	102.5	15.1	1.5	0.2	0.6	0.9	0.5
中小企業	121.5	101.7	15.1	1.6	0.2	0.8	1.1	1.1
大 企 業	121.2	103.3	15.0	1.4	0.2	0.5	0.8	0.0
不 動 産 業 、 物 品 賃 貸 業 規 模 計	108.6	92.5	10.5	1.6	0.1	2.0	1.8	0.2
中小企業	109.0	91.6	11.3	1.8	0.1	2.2	1.9	0.2
大 企 業	104.0	104.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
学 術 研 究 、 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業 規 模 計	116.7	96.6	13.7	1.4	0.6	1.8	2.6	0.1
中小企業	115.6	94.3	14.5	1.3	0.8	2.0	2.7	0.0
大 企 業	119.8	103.6	11.2	1.4	0.0	1.2	2.2	0.2
宿 泊 業 、 飲 食 サ ー ビ ス 業 規 模 計	100.1	93.5	2.1	0.5	0.2	0.6	0.4	2.8
中小企業	98.8	91.4	2.3	0.7	0.3	0.7	0.3	3.1
大 企 業	103.8	99.4	1.6	0.0	0.0	0.4	0.6	1.8
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 、 娯 楽 業 規 模 計	100.1	91.3	5.1	1.0	0.3	1.0	0.9	0.6
中小企業	97.6	89.7	4.5	1.0	0.3	0.8	0.8	0.5
大 企 業	121.0	104.3	10.0	1.3	0.0	2.7	1.3	1.3
教 育 、 学 習 支 援 業 規 模 計	115.6	87.5	12.2	2.0	1.2	4.7	3.4	4.6
中小企業	115.7	83.8	11.6	2.4	1.8	5.6	4.1	6.5
大 企 業	115.5	95.1	13.4	1.4	0.0	2.9	2.0	0.8
医 療 、 福 祉 規 模 計	114.7	99.9	9.6	1.3	0.3	1.1	1.4	1.2
中小企業	115.8	99.8	9.8	1.4	0.4	1.2	1.5	1.6
大 企 業	112.7	100.1	9.0	1.1	0.3	0.8	1.2	0.3
複 合 サ ー ビ ス 事 業 規 模 計	123.8	103.1	15.0	1.5	0.3	2.1	1.3	0.4
中小企業	123.7	104.0	15.0	2.3	0.0	1.0	0.7	0.7
大 企 業	123.8	102.9	15.0	1.3	0.4	2.4	1.5	0.4
サ ー ビ ス 業 規 模 計	109.5	90.0	11.0	1.5	0.4	1.8	1.7	3.2
中小企業	108.9	89.0	10.0	1.4	0.5	2.0	1.7	4.4
大 企 業	110.9	92.3	13.2	1.8	0.2	1.3	1.8	0.4

2 週休2日制

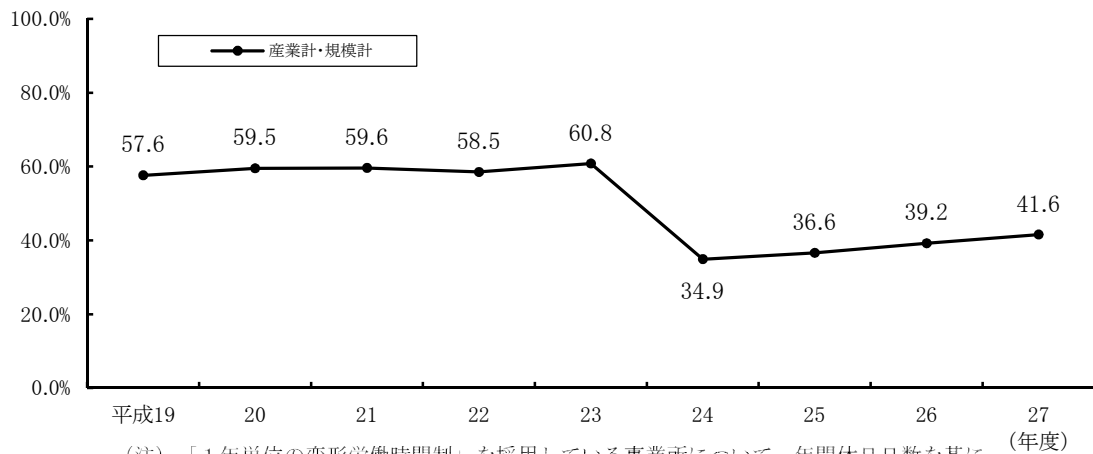
「完全週休2日制」を実施している事業所は、全体の41.6%（394事業所）となっている。規模別では、中小企業が34.0%、大企業が60.3%で実施している。産業別では、「鉱業、採石業、砂利採取業」が100%、「複合サービス事業」が93.8%、「金融業、保険業」が91.9%と他の産業に比べて高い割合となっている。（第25表）

また、平成19年度からの完全週休2日制採用状況の推移をみると、平成19年度以降50%台で推移していて、23年度は60%台となったが、24年度は30%台に下がり、平成19年度以降で最も低い割合となっており、それ以降は上昇傾向となっている。（第18図）

週休制の形態別に適用労働者をみると、何らかの形で週休2日制の適用を受ける労働者は全労働者の94.3%となっており、また、「完全週休2日制」の適用を受ける労働者は、全体の46.8%となっている。（第26表）

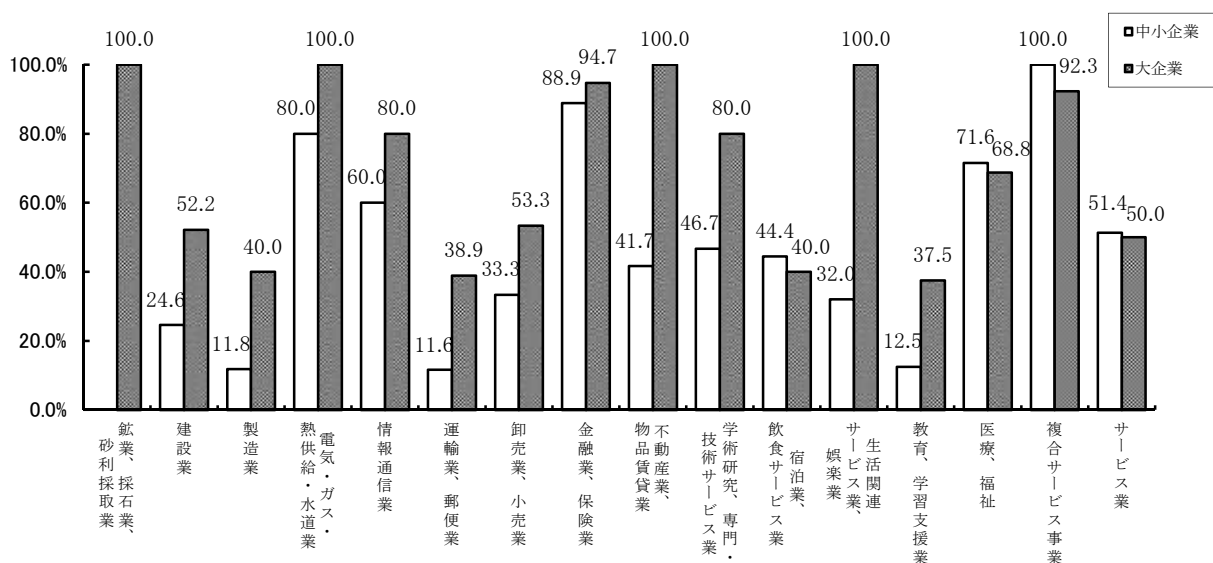
労働組合の有無別にみると、何らかの形で週休2日制の採用率は、中小企業では労働組合のある事業所で95.6%、ない事業所で92.7%となっている。また、大企業では労働組合のある事業所で95.2%、ない事業所で95.8%となっている。（第27表）

第18図 完全週休2日制の採用状況の推移



(注) 「1年単位の変形労働時間制」を採用している事業所について、年間休日日数を基に週休制の形態を区別している。
(例: 「年間休日日数105日以上」であれば、「完全週休2日制」とする。)

第19図 完全週休2日制の規模別採用状況(産業別事業所割合)



第 25 表 週休制の形態別採用状況(産業別事業所割合)

単位：%

区 分	事業所計	計	何らかの形での週休2日制					その他
			完全	月3回	隔週	月2回	月1回	
前年産業計規模計	100.0	92.5	39.2	19.3	16.8	5.9	11.4	7.5
中小企業	100.0	91.4	29.4	19.2	20.4	7.7	14.7	8.6
大企業	100.0	95.5	68.5	19.4	5.9	0.5	1.4	4.5
産業計規模計	100.0	92.4	41.6	18.8	15.9	7.5	8.6	7.6
中小企業	100.0	91.6	34.0	19.2	18.8	8.7	10.8	8.4
大企業	100.0	94.5	60.3	17.6	8.8	4.4	3.3	5.5
鉱業、採石業、砂利採取業規模計	100.0	100.0	100.0	—	—	—	—	—
中小企業	—	—	—	—	—	—	—	—
大企業	100.0	100.0	100.0	—	—	—	—	—
建設業規模計	100.0	91.7	29.0	9.7	19.3	15.2	18.6	8.3
中小企業	100.0	91.0	24.6	9.8	20.5	15.6	20.5	9.0
大企業	100.0	95.7	52.2	8.7	13.0	13.0	8.7	4.3
製造業規模計	100.0	93.9	13.4	26.8	30.7	7.3	15.6	6.1
中小企業	100.0	94.1	11.8	27.2	30.8	7.7	16.6	5.9
大企業	100.0	90.0	40.0	20.0	30.0	—	—	10.0
電気・ガス・熱供給・水道業規模計	100.0	100.0	83.3	16.7	—	—	—	—
中小企業	100.0	100.0	80.0	20.0	—	—	—	—
大企業	100.0	100.0	100.0	—	—	—	—	—
情報通信業規模計	100.0	100.0	70.0	30.0	—	—	—	—
中小企業	100.0	100.0	60.0	40.0	—	—	—	—
大企業	100.0	100.0	80.0	20.0	—	—	—	—
運輸業、郵便業規模計	100.0	82.0	19.7	24.6	21.3	8.2	8.2	18.0
中小企業	100.0	81.4	11.6	18.6	27.9	11.6	11.6	18.6
大企業	100.0	83.3	38.9	38.9	5.6	—	—	16.7
卸売業、小売業規模計	100.0	90.2	43.7	21.8	12.6	6.3	5.7	9.8
中小企業	100.0	88.1	33.3	22.6	15.5	10.7	6.0	11.9
大企業	100.0	92.2	53.3	21.1	10.0	2.2	5.6	7.8
金融業、保険業規模計	100.0	100.0	91.9	5.4	—	2.7	—	—
中小企業	100.0	100.0	88.9	5.6	—	5.6	—	—
大企業	100.0	100.0	94.7	5.3	—	—	—	—
不動産業、物品賃貸業規模計	100.0	92.3	46.2	23.1	23.1	—	—	7.7
中小企業	100.0	91.7	41.7	25.0	25.0	—	—	8.3
大企業	100.0	100.0	100.0	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業規模計	100.0	95.0	55.0	20.0	20.0	—	—	5.0
中小企業	100.0	93.3	46.7	20.0	26.7	—	—	6.7
大企業	100.0	100.0	80.0	20.0	—	—	—	—
宿泊業、飲食サービス業規模計	100.0	91.9	43.2	21.6	10.8	10.8	5.4	8.1
中小企業	100.0	92.6	44.4	25.9	7.4	7.4	7.4	7.4
大企業	100.0	90.0	40.0	10.0	20.0	20.0	—	10.0
生活関連サービス業、娯楽業規模計	100.0	92.9	39.3	21.4	14.3	3.6	14.3	7.1
中小企業	100.0	92.0	32.0	24.0	16.0	4.0	16.0	8.0
大企業	100.0	100.0	100.0	—	—	—	—	—
教育、学習支援業規模計	100.0	91.7	20.8	37.5	12.5	8.3	12.5	8.3
中小企業	100.0	87.5	12.5	31.3	12.5	12.5	18.8	12.5
大企業	100.0	100.0	37.5	50.0	12.5	—	—	—
医療、福祉規模計	100.0	95.8	70.6	15.4	4.2	4.9	0.7	4.2
中小企業	100.0	95.8	71.6	14.7	4.2	4.2	1.1	4.2
大企業	100.0	95.8	68.8	16.7	4.2	6.3	—	4.2
複合サービス事業規模計	100.0	100.0	93.8	6.3	—	—	—	—
中小企業	100.0	100.0	100.0	—	—	—	—	—
大企業	100.0	100.0	92.3	7.7	—	—	—	—
サービス業規模計	100.0	88.7	50.9	7.5	17.0	9.4	3.8	11.3
中小企業	100.0	83.8	51.4	8.1	16.2	8.1	—	16.2
大企業	100.0	100.0	50.0	6.3	18.8	12.5	12.5	—

(注) 1 「その他」とは週休1日制、週休1日半制など、何らかの形での週休2日制でないものをいう。
 2 「1年単位の変形労働時間制」を採用している事業所については、年間休日数を基に週休制の形態を区分している。(例：「年間休日数105日以上」であれば、「完全週休2日制」とする。)

第 26 表 週休制の形態別採用状況(適用労働者割合)

単位：%

区 分		事業所計	計	何らかの形での週休2日制					その他
				完全	月3回	隔週	月2回	月1回	
適用労働者	前年規模計	100.0	89.8	41.5	22.0	14.4	5.1	6.8	5.4
	規模計	100.0	94.3	46.8	23.8	14.3	4.5	4.8	5.7
	中小企業	100.0	94.1	35.1	24.7	21.1	6.1	7.1	5.9
	大企業	100.0	94.6	64.7	22.6	3.8	2.2	1.4	5.4

第 27 表 労働組合の有無別週休制の形態別採用状況(事業所割合)

単位：%

区 分		事業所計	計	何らかの形での週休2日制					その他
				完全	月3回	隔週	月2回	月1回	
中小企業	労組有	100.0	95.6	48.2	25.4	14.0	2.6	5.3	4.4
	労組無	100.0	92.7	31.8	18.3	20.1	10.2	12.2	7.3
大企業	労組有	100.0	95.2	69.7	13.8	6.2	1.4	4.1	4.8
	労組無	100.0	95.8	50.0	23.3	12.5	7.5	2.5	4.2

3 年次有給休暇

年次有給休暇の付与日数(繰り越し分は除く)は、全体で 16.2 日となっている。産業別では、「鉱業、採石業、砂利採取業」の 19.0 日が最も多く、「学術研究、専門・技術サービス業」の 18.2 日、「複合サービス事業」の 18.1 日、「生活関連サービス業、娯楽業」の 18.0 日が続いている。規模別では、一部産業を除き大企業の付与日数がやや多い傾向がみられる。

取得日数は全体で 6.6 日、取得率は 40.5%となっている。取得率を産業別にみると、「鉱業、採石業、砂利採取業」の 73.5%が最も高く、「宿泊業、飲食サービス業」の 22.3%が最も低くなっている。(第 28 表)

労働組合の有無別にみると、労働組合のある事業所では年次有給休暇の付与日数は、中小企業で 16.7 日、大企業で 16.3 日、取得率は中小企業で 47.8%、大企業で 48.7%となっており、概ね労働組合のない事業所に比べ高くなっている。(第 29 表)

第 28 表 年次有給休暇の付与・取得状況

区 分	規 模 計			中 小 企 業			大 企 業		
	付与日数	取得日数	取得率	付与日数	取得日数	取得率	付与日数	取得日数	取得率
	日	日	%	日	日	%	日	日	%
前 年 産 業 計	16.4	6.1	37.4	16.2	6.0	37.2	16.7	6.4	38.1
産 業 計	16.2	6.6	40.5	16.1	6.1	37.5	16.4	7.4	45.1
鉱業、採石業、砂利採取業	19.0	13.9	73.5	—	—	—	19.0	13.9	73.5
建設業	16.6	5.9	35.7	15.9	5.8	36.1	19.5	6.7	34.3
製造業	17.2	7.0	40.4	17.1	6.8	39.9	18.8	9.0	48.0
電気・ガス・熱供給・水道業	17.9	9.3	51.8	17.9	9.1	51.0	18.5	11.4	61.6
情報通信業	17.6	8.2	46.9	16.3	8.1	49.8	18.4	8.3	45.1
運輸業、郵便業	17.4	9.0	51.5	16.5	5.6	34.1	18.4	12.6	68.5
卸売業、小売業	16.6	3.9	23.6	14.6	3.5	23.9	17.9	4.2	23.4
金融業、保険業	17.7	9.0	51.1	18.0	9.3	51.3	17.1	8.7	50.8
不動産業、物品賃貸業	16.5	7.2	43.2	16.4	6.3	38.6	18.8	17.6	93.8
学術研究、専門・技術サービス業	18.2	9.4	51.9	18.1	6.5	35.8	18.2	11.1	60.8
宿泊業、飲食サービス業	11.6	2.6	22.3	11.4	2.3	20.6	12.0	3.1	25.9
生活関連サービス業、娯楽業	18.0	6.5	36.2	18.5	6.4	34.3	12.8	8.3	65.1
教育、学習支援業	15.6	5.9	37.7	16.9	4.7	27.7	14.4	7.1	49.1
医療、福祉	13.4	7.3	54.6	14.3	6.6	45.9	12.6	7.9	62.7
複合サービス事業	18.1	6.5	35.8	18.1	9.1	—	18.1	6.1	34.0
サービス業	16.9	6.6	39.2	16.9	6.5	38.7	17.0	6.8	40.2

第 29 表 労働組合の有無別年次有給休暇の付与・取得状況

区 分	中 小 企 業						大 企 業					
	付与日数		取得日数		取得率		付与日数		取得日数		取得率	
	労組有	労組無	労組有	労組無	労組有	労組無	労組有	労組無	労組有	労組無	労組有	労組無
	日	日	日	日	%	%	日	日	日	日	%	%
前年産業計	16.8	16.1	7.3	5.8	43.5	36.0	17.8	15.2	7.8	4.5	43.7	29.4
産 業 計	16.7	16.0	8.0	5.5	47.8	34.5	16.3	16.5	8.0	6.5	48.7	39.5

4 特別休暇

特別休暇を採用している事業所の割合は、夏季休暇で 32.5%、病気休暇で 23.7%、リフレッシュ休暇で 15.7%、ボランティア休暇で 10.0%、教育訓練休暇(自己啓発のための休暇)で 3.8%となっている。

産業別では、夏季休暇は「複合サービス事業」で、病気休暇は「鉱業、採石業、砂利採取業」と「電気・ガス・熱供給・水道業」で、リフレッシュ休暇、ボランティア休暇は「鉱業、採石業、砂利採取業」で、教育訓練休暇は「複合サービス事業」で、それぞれ他の産業に比べて高くなっている。(第 30 表)

第 30 表 特別休暇の採用状況

単位：%

区 分	夏季休暇	病気休暇	リフレッシュ 休 暇	ボランティア 休 暇	教育訓練 休 暇	骨髄ドナー 休 暇	その他
前 年 産 業 計	29.9	21.4	13.6	7.6	3.9	2.8	85.4
規 模 計							
中 小 企 業	29.4	19.1	7.3	2.6	4.1	1.9	82.2
大 企 業	31.7	29.1	33.9	23.8	3.1	5.7	95.6
産 業 計	32.5	23.7	15.7	10.0	3.8	3.2	85.0
中 小 企 業	30.9	21.9	10.9	4.4	2.8	2.1	83.0
大 企 業	36.4	28.3	27.6	23.9	6.3	5.9	90.1
鉱業、採石業、砂利採取業	—	50.0	100.0	100.0	—	50.0	100.0
中 小 企 業	—	—	—	—	—	—	—
大 企 業	—	50.0	100.0	100.0	—	50.0	100.0
建 設 業	42.1	22.1	13.8	6.2	4.8	—	84.8
中 小 企 業	40.2	19.7	9.8	3.3	5.7	—	84.4
大 企 業	52.2	34.8	34.8	21.7	—	—	87.0
製 造 業	28.5	16.2	6.7	2.8	1.7	1.7	80.4
中 小 企 業	27.2	16.0	6.5	1.8	1.2	0.6	80.5
大 企 業	50.0	20.0	10.0	20.0	10.0	20.0	80.0
電気・ガス・熱供給・水道業	33.3	50.0	66.7	66.7	16.7	16.7	100.0
中 小 企 業	40.0	40.0	80.0	60.0	20.0	20.0	100.0
大 企 業	—	100.0	—	100.0	—	—	100.0
情 報 通 信 業	60.0	40.0	20.0	—	—	—	100.0
中 小 企 業	40.0	40.0	20.0	—	—	—	100.0
大 企 業	80.0	40.0	20.0	—	—	—	100.0
運 輸 業、郵便業	27.9	32.8	14.8	23.0	4.9	4.9	88.5
中 小 企 業	25.6	25.6	—	2.3	2.3	2.3	83.7
大 企 業	33.3	50.0	50.0	72.2	11.1	11.1	100.0
卸 売 業、小 売 業	31.0	19.5	14.9	7.5	2.3	2.3	82.2
中 小 企 業	26.2	20.2	9.5	1.2	—	1.2	76.2
大 企 業	35.6	18.9	20.0	13.3	4.4	3.3	87.8
金 融 業、保 険 業	24.3	37.8	56.8	54.1	10.8	2.7	100.0
中 小 企 業	38.9	27.8	38.9	38.9	5.6	5.6	100.0
大 企 業	10.5	47.4	73.7	68.4	15.8	—	100.0
不 動 産 業、物 品 賃 貸 業	46.2	30.8	15.4	7.7	—	—	100.0
中 小 企 業	50.0	33.3	16.7	8.3	—	—	100.0
大 企 業	—	—	—	—	—	—	100.0
学 術 研 究、専 門・技 術 サ ー ビ ス 業	40.0	30.0	30.0	10.0	—	—	95.0
中 小 企 業	40.0	20.0	13.3	—	—	—	100.0
大 企 業	40.0	60.0	80.0	40.0	—	—	80.0
宿 泊 業、飲 食 サ ー ビ ス 業	10.8	18.9	13.5	—	2.7	—	83.8
中 小 企 業	7.4	22.2	14.8	—	3.7	—	77.8
大 企 業	20.0	10.0	10.0	—	—	—	100.0
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業、娯 楽 業	17.9	28.6	10.7	7.1	—	7.1	64.3
中 小 企 業	16.0	24.0	4.0	4.0	—	4.0	64.0
大 企 業	33.3	66.7	66.7	33.3	—	33.3	66.7
教 育、学 習 支 援 業	20.8	41.7	16.7	4.2	4.2	4.2	87.5
中 小 企 業	18.8	43.8	6.3	—	6.3	—	87.5
大 企 業	25.0	37.5	37.5	12.5	—	12.5	87.5
医 療、福 祉	35.0	21.0	16.8	5.6	3.5	5.6	86.0
中 小 企 業	36.8	21.1	16.8	6.3	2.1	6.3	85.3
大 企 業	31.3	20.8	16.7	4.2	6.3	4.2	87.5
複 合 サ ー ビ ス 事 業	75.0	43.8	6.3	62.5	31.3	31.3	100.0
中 小 企 業	33.3	33.3	—	33.3	33.3	33.3	100.0
大 企 業	84.6	46.2	7.7	69.2	30.8	30.8	100.0
サ ー ビ ス 業	34.0	30.2	15.1	7.5	3.8	1.9	86.8
中 小 企 業	35.1	35.1	13.5	5.4	5.4	2.7	86.5
大 企 業	31.3	18.8	18.8	12.5	—	—	87.5

- (注) 1 リフレッシュ休暇とは、労働者の勤続年数の節目(10年、20年等)に、心身のリフレッシュを目的として与えられる休暇をいう。
 2 ボランティア休暇とは、労働者が行う社会貢献活動を企業が支援するための休暇制度をいう。
 3 教育訓練休暇とは、労働者個人が、各種の教育訓練の受講や免許資格取得等の自己啓発を行うために取得できる休暇をいう。

第6 育児休業制度

1 育児休業制度の規定状況

回答のあった948事業所のうち、育児休業制度を労働協約・就業規則等に定めてある事業所は89.8%となっている。規模別では、中小企業で87.4%、大企業で95.6%と大企業の割合が高くなっている。産業別では、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「金融業、保険業」、「複合サービス事業」が100.0%と最も高くなっている。

制度を労働協約・就業規則等に定めてある事業所のうち、取得可能な休業期間が「子が1歳6か月に達するまで」が86.4%となっている。一方、「子が2歳に達するまで」が3.8%、「子が3歳に達するまで」が5.5%、「子の小学校就学まで」が0.6%となっている。(第31表)

また、平成19年度からの育児休業制度の規定状況の推移をみると、平成19年度以降横ばい傾向にあったが、平成25年度から少し上昇傾向がみられる。(第21図)

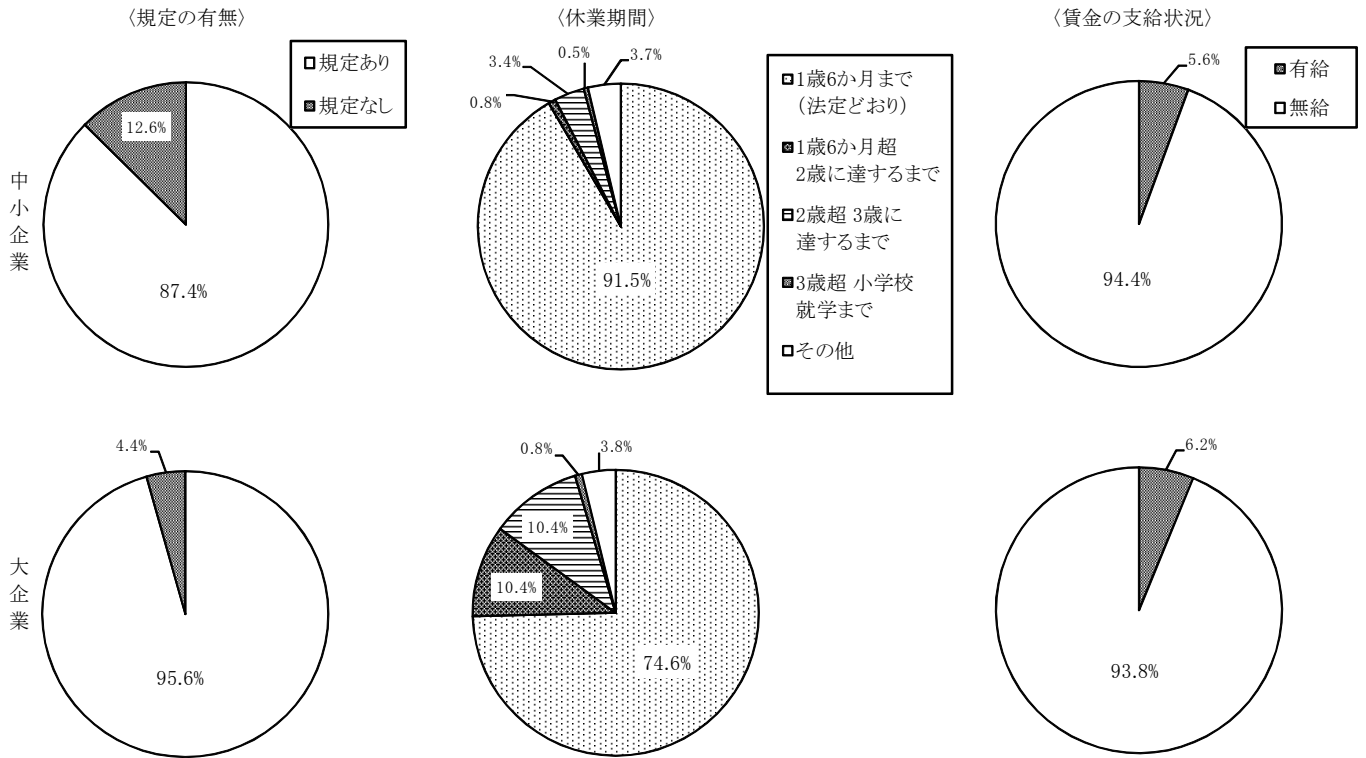
第31表 育児休業制度の規定状況

単位：%

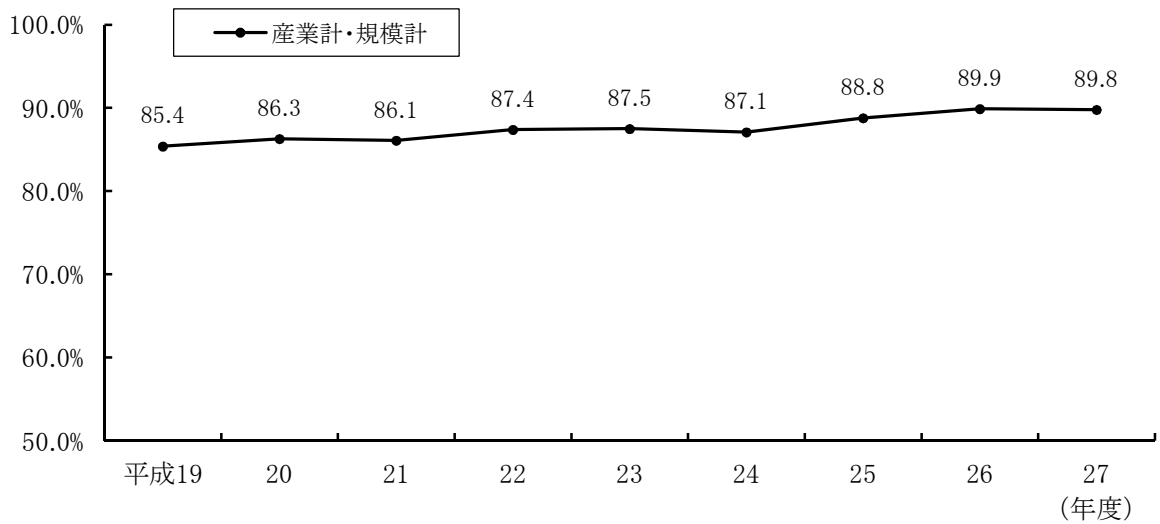
区 分	育児休業 制度を定 めている 事業所	休 業 期 間					有給事業所
		1歳6か月まで (法定どおり)	1歳6か月超 2歳に達する まで	2歳超 3歳に 達するまで	3歳超 小学校 就学まで	その他	
前 年 産 業 計	89.9	77.3	2.3	5.5	0.5	3.6	3.3
規 模 計							
中小企業	87.1	77.8	1.2	3.3	0.4	3.7	2.5
大企業	98.7	75.8	5.7	12.8	0.9	3.1	6.2
産 業 計	89.8	86.4	3.8	5.5	0.6	3.8	5.8
規 模 計							
中小企業	87.4	91.5	0.8	3.4	0.5	3.7	5.6
大企業	95.6	74.6	10.4	10.4	0.8	3.8	6.2
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	100.0	-	-	-	-	100.0
規 模 計							
中小企業	-	-	-	-	-	-	-
大企業	100.0	100.0	-	-	-	-	100.0
建 設 業	84.8	91.1	2.4	1.6	0.8	4.1	7.3
規 模 計							
中小企業	83.6	94.1	-	2.0	1.0	2.9	7.8
大企業	91.3	76.2	14.3	-	-	9.5	4.8
製 造 業	86.6	89.7	1.3	3.9	0.6	4.5	5.2
規 模 計							
中小企業	86.4	91.8	0.7	2.7	0.7	4.1	4.8
大企業	90.0	55.6	11.1	22.2	0.0	11.1	11.1
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	66.7	16.7	16.7	-	-	-
規 模 計							
中小企業	100.0	80.0	-	20.0	-	-	-
大企業	100.0	-	100.0	-	-	-	-
情 報 通 信 業	100.0	100.0	-	-	-	-	20.0
規 模 計							
中小企業	100.0	100.0	-	-	-	-	40.0
大企業	100.0	100.0	-	-	-	-	-
運 輸 業、郵便業	98.4	88.3	-	8.3	-	3.3	8.3
規 模 計							
中小企業	97.7	97.6	-	-	-	2.4	9.5
大企業	100.0	66.7	-	27.8	-	5.6	5.6
卸 売 業、小売業	87.9	85.0	9.2	3.9	-	2.0	5.2
規 模 計							
中小企業	78.6	92.4	4.5	-	-	3.0	4.5
大企業	96.7	79.3	12.6	6.9	-	1.1	5.7
金 融 業、保険業	100.0	81.1	16.2	2.7	-	-	10.8
規 模 計							
中小企業	100.0	100.0	-	-	-	-	11.1
大企業	100.0	63.2	31.6	5.3	-	-	10.5
不 動 産 業、物品賃貸業	92.3	83.3	8.3	8.3	-	-	8.3
規 模 計							
中小企業	91.7	90.9	-	9.1	-	-	9.1
大企業	100.0	0.0	100.0	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	90.0	61.1	5.6	22.2	-	11.1	11.1
規 模 計							
中小企業	86.7	76.9	-	7.7	-	15.4	-
大企業	100.0	20.0	20.0	60.0	-	-	40.0
宿 泊 業、飲食サービス業	78.4	89.7	-	3.4	3.4	3.4	3.4
規 模 計							
中小企業	70.4	89.5	-	-	5.3	5.3	5.3
大企業	100.0	90.0	-	10.0	-	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	96.4	88.9	-	7.4	-	3.7	7.4
規 模 計							
中小企業	96.0	95.8	-	4.2	-	-	4.2
大企業	100.0	33.3	-	33.3	-	33.3	33.3
教 育、学 習 支 援 業	91.7	95.5	-	4.5	-	-	-
規 模 計							
中小企業	93.8	100.0	-	-	-	-	-
大企業	87.5	85.7	-	14.3	-	-	-
医 療、福 祉	93.0	85.0	-	9.0	0.8	5.3	2.3
規 模 計							
中小企業	91.6	85.1	-	10.3	-	4.6	2.3
大企業	95.8	84.8	-	6.5	2.2	6.5	2.2
複 合 サ ー ビ ス 事 業	100.0	62.5	-	31.3	6.3	-	-
規 模 計							
中小企業	100.0	66.7	-	33.3	-	-	-
大企業	100.0	61.5	-	30.8	7.7	-	-
サ ー ビ ス 業	90.6	83.3	8.3	-	-	8.3	4.2
規 模 計							
中小企業	94.6	88.6	2.9	-	-	8.6	5.7
大企業	81.3	69.2	23.1	-	-	7.7	-

(注) 「休業期間」「有給事業所」については、育児休業制度を労働協約・就業規則等に定めてある事業所数を母数として割合を算出している。

第20図 育児休業制度



第21図 育児休業制度の規定状況の推移



2 育児休業制度の利用状況

(1) 育児休業制度利用の事業所割合

平成 26 年7月1日から平成 27 年6月 30 日までの1年間に出産した者(配偶者が出産した男性を含む)がいた事業所について、育児休業制度の利用者(予定含む)がいた事業所の割合は 59.3%となっている。規模別では中小企業で 53.2%、大企業で 71.6%となっており、大企業での利用者割合が高くなっている。(第 32 表)

第 32 表 育児休業制度利用の事業所数

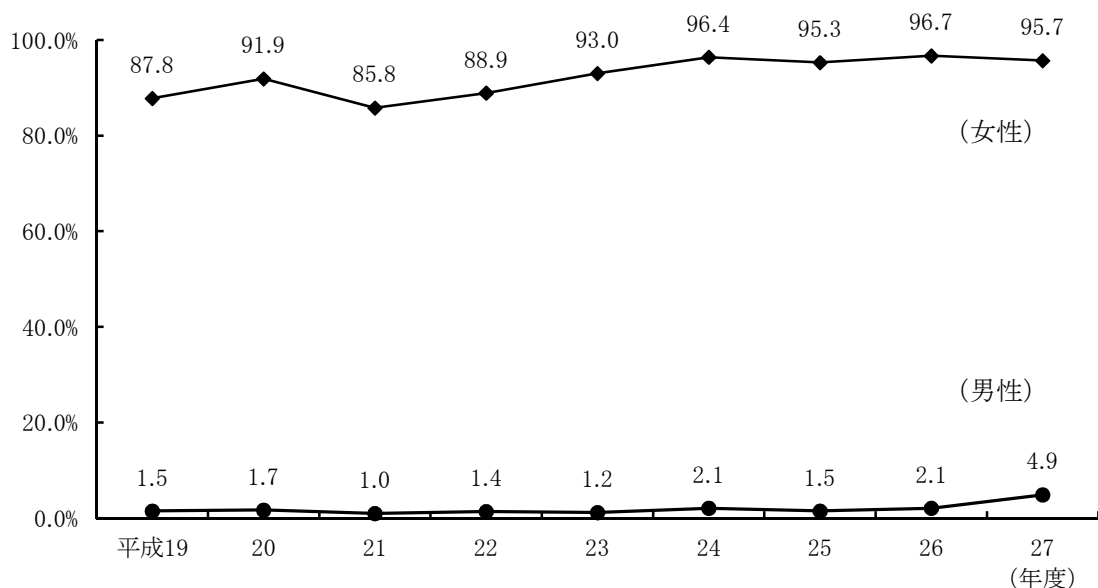
区 分	単位：事業所、()内は%		
	出産者がいた(配偶者が出産した男性を含む)事業所計	育児休業制度の利用者がいた事業所(予定含む)	育児休業制度の利用者がいなかった事業所
前年規模計	332 (100.0)	188 (56.6)	144 (43.4)
規模計	351 (100.0)	208 (59.3)	143 (40.7)
中小企業	235 (100.0)	125 (53.2)	110 (46.8)
大企業	116 (100.0)	83 (71.6)	33 (28.4)

(2) 育児休業制度利用の労働者割合

平成 26 年7月1日から平成 27 年6月 30 日までに、「配偶者が出産した男性労働者」のうち、育児休業制度を利用または利用を予定している労働者は 24 人で、4.9%となっている。「出産した女性労働者」のうち、育児休業制度を利用または利用を予定している労働者は 399 人で、95.7%となっている。(第 33 表)

平成 19 年度からの男女別育児休業制度利用労働者割合の推移をみると、「配偶者が出産した男性労働者」のうち、育児休業制度を利用または利用を予定している労働者については、利用状況がほぼ横ばい傾向で続いていたが、24 年度は前年より 0.9 ポイントの増加となり、2.0%を超えた。その後 1.0%台に減少したが、平成 26 年度に増加し、平成 27 年度では 4.0%を超えている。また、「出産した女性労働者」のうち、育児休業制度を利用または利用を予定している労働者については、平成 21 年度、25 年度に減少した他は、増加傾向となっていたが、平成 27 年度は前年より 1.0 ポイントの減少となっている。(第 22 図)

第 22 図 男女別育児休業制度の利用労働者割合の推移



第33表 育児休業制度利用の労働者数

単位：人、()内は%

区 分	男 性			女 性		
	配偶者が 出産した 労働者数	育児休業制度を 利用した労働者 (予定含む)	育児休業制度を 利用しなかった 労働者	出産した 労働者数	育児休業制度を 利用した労働者 (予定含む)	育児休業制度を 利用しなかった 労働者
前年産業計規模計	427	9 (2.1)	418 (97.9)	332	321 (96.7)	11 (3.3)
中小企業	302	6 (2.0)	296 (98.0)	211	203 (96.2)	8 (3.8)
大企業	125	3 (2.4)	122 (97.6)	121	118 (97.5)	3 (2.5)
産 業 計 規 模 計	489	24 (4.9)	465 (95.1)	417	399 (95.7)	18 (4.3)
中小企業	323	11 (3.4)	312 (96.6)	206	197 (95.6)	9 (4.4)
大企業	166	13 (7.8)	153 (92.2)	211	202 (95.7)	9 (4.3)
鉱業、採石業、規模計	7	0 (0.0)	7 (100.0)	2	2 (100.0)	0 (0.0)
砂利採取業	-	- (-)	- (-)	-	- (-)	- (-)
中小企業	-	- (-)	- (-)	-	- (-)	- (-)
大企業	7	0 (0.0)	7 (100.0)	2	2 (100.0)	0 (0.0)
建 設 業 規 模 計	71	2 (2.8)	69 (97.2)	12	12 (100.0)	0 (0.0)
中小企業	54	2 (3.7)	52 (96.3)	10	10 (100.0)	0 (0.0)
大企業	17	0 (0.0)	17 (100.0)	2	2 (100.0)	0 (0.0)
製 造 業 規 模 計	133	6 (4.5)	127 (95.5)	53	51 (96.2)	2 (3.8)
中小企業	115	6 (5.2)	109 (94.8)	43	41 (95.3)	2 (4.7)
大企業	18	0 (0.0)	18 (100.0)	10	10 (100.0)	0 (0.0)
電気・ガス・規模計	20	0 (0.0)	20 (100.0)	1	1 (100.0)	0 (0.0)
熱供給・水道業	20	0 (0.0)	20 (100.0)	1	1 (100.0)	0 (0.0)
中小企業	20	0 (0.0)	20 (100.0)	1	1 (100.0)	0 (0.0)
大企業	-	- (-)	- (-)	-	- (-)	- (-)
情 報 通 信 業 規 模 計	10	0 (0.0)	10 (100.0)	4	4 (100.0)	0 (0.0)
中小企業	2	0 (0.0)	2 (100.0)	2	2 (100.0)	0 (0.0)
大企業	8	0 (0.0)	8 (100.0)	2	2 (100.0)	0 (0.0)
運 輸 業 、 郵 便 業 規 模 計	18	8 (44.4)	10 (55.6)	14	14 (100.0)	0 (0.0)
中小企業	10	0 (0.0)	10 (100.0)	5	5 (100.0)	0 (0.0)
大企業	8	8 (100.0)	0 (0.0)	9	9 (100.0)	0 (0.0)
卸 売 業 、 小 売 業 規 模 計	62	3 (4.8)	59 (95.2)	67	59 (88.1)	8 (11.9)
中小企業	20	0 (0.0)	20 (100.0)	22	21 (95.5)	1 (4.5)
大企業	42	3 (7.1)	39 (92.9)	45	38 (84.4)	7 (15.6)
金 融 業 、 保 険 業 規 模 計	13	1 (7.7)	12 (92.3)	20	19 (95.0)	1 (5.0)
中小企業	11	1 (9.1)	10 (90.9)	10	9 (90.0)	1 (10.0)
大企業	2	0 (0.0)	2 (100.0)	10	10 (100.0)	0 (0.0)
不 動 産 業 、 物 品 賃 貸 業 規 模 計	11	0 (0.0)	11 (100.0)	3	3 (100.0)	0 (0.0)
中小企業	11	0 (0.0)	11 (100.0)	2	2 (100.0)	0 (0.0)
大企業	-	- (-)	- (-)	1	1 (100.0)	0 (0.0)
学 術 研 究 規 模 計	33	0 (0.0)	33 (100.0)	6	6 (100.0)	0 (0.0)
専門・技術サービス業	33	0 (0.0)	33 (100.0)	6	6 (100.0)	0 (0.0)
中小企業	10	0 (0.0)	10 (100.0)	4	4 (100.0)	0 (0.0)
大企業	23	0 (0.0)	23 (100.0)	2	2 (100.0)	0 (0.0)
宿 泊 業 規 模 計	-	- (-)	- (-)	5	5 (100.0)	0 (0.0)
飲食サービス業	-	- (-)	- (-)	5	5 (100.0)	0 (0.0)
中小企業	-	- (-)	- (-)	-	- (-)	- (-)
大企業	-	- (-)	- (-)	5	5 (100.0)	0 (0.0)
生活関連サービス業、規模計	6	0 (0.0)	6 (100.0)	3	3 (100.0)	0 (0.0)
娯 楽 業	6	0 (0.0)	6 (100.0)	3	3 (100.0)	0 (0.0)
中小企業	5	0 (0.0)	5 (100.0)	3	3 (100.0)	0 (0.0)
大企業	1	0 (0.0)	1 (100.0)	-	- (-)	- (-)
教 育 、 学 習 支 援 業 規 模 計	10	0 (0.0)	10 (100.0)	20	20 (100.0)	0 (0.0)
中小企業	4	0 (0.0)	4 (100.0)	7	7 (100.0)	0 (0.0)
大企業	6	0 (0.0)	6 (100.0)	13	13 (100.0)	0 (0.0)
医 療 、 福 祉 規 模 計	65	2 (3.1)	63 (96.9)	184	177 (96.2)	7 (3.8)
中小企業	42	2 (4.8)	40 (95.2)	90	85 (94.4)	5 (5.6)
大企業	23	0 (0.0)	23 (100.0)	94	92 (97.9)	2 (2.1)
複 合 サ ー ビ ス 事 業 規 模 計	8	2 (25.0)	6 (75.0)	7	7 (100.0)	0 (0.0)
中小企業	-	- (-)	- (-)	2	2 (100.0)	0 (0.0)
大企業	8	2 (25.0)	6 (75.0)	5	5 (100.0)	0 (0.0)
サ ー ビ ス 業 規 模 計	22	0 (0.0)	22 (100.0)	16	16 (100.0)	0 (0.0)
中小企業	19	0 (0.0)	19 (100.0)	5	5 (100.0)	0 (0.0)
大企業	3	0 (0.0)	3 (100.0)	11	11 (100.0)	0 (0.0)

第7 介護休業制度

1 介護休業制度の規定状況

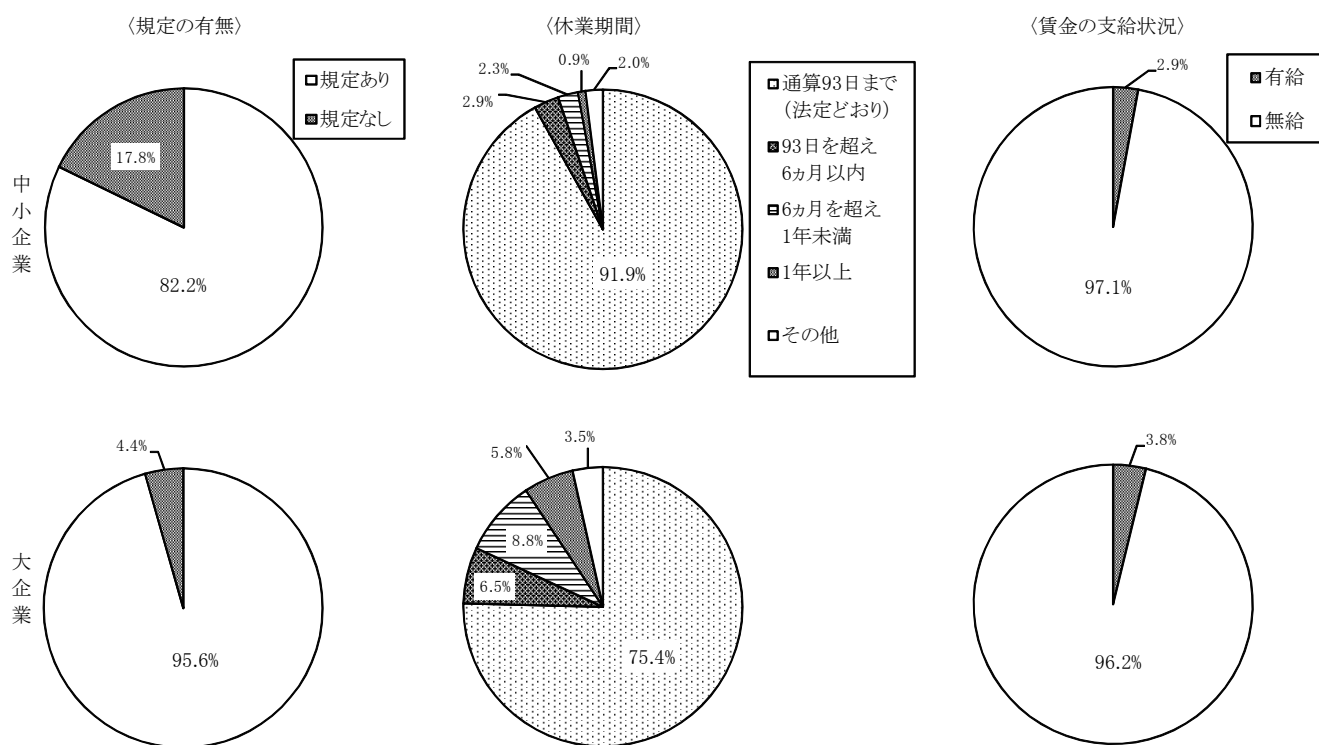
介護休業制度を労働協約・就業規則等に定めてある事業所の割合は、86.1%となっている。このうち、取得可能な休業期間が「通算93日まで」である事業所は86.6%、「93日を超える」事業所は13.4%となっている。

「93日を超える」事業所について、産業別では、「金融業、保険業」が51.4%、「鉱業、採石業、砂利採取業」が50.0%、「複合サービス事業」が37.5%で高くなっている。

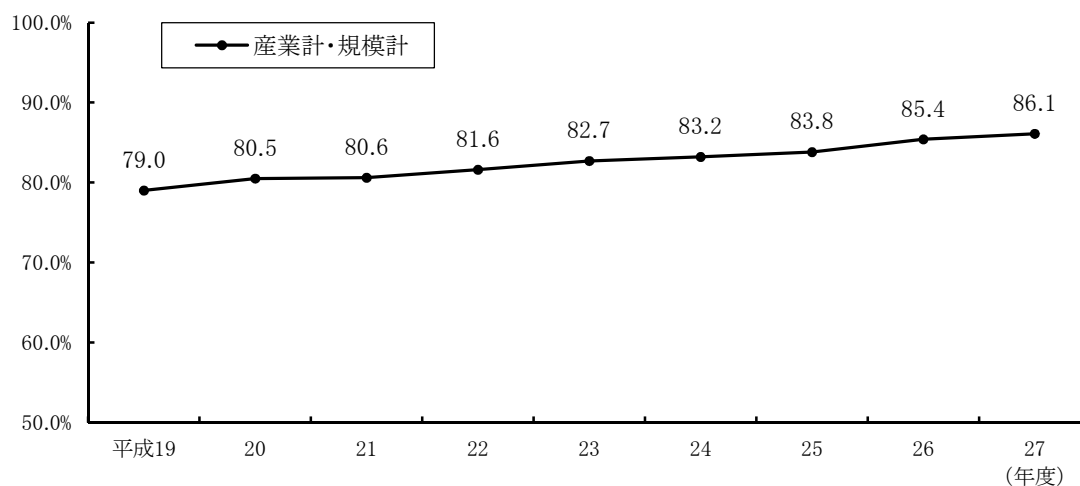
なお、休業中、中小企業では2.9%、大企業では3.8%が有給となっている。（第34表）

また、平成19年度からの介護休業制度の規定状況の推移をみると、年々増加している。（第24図）

第23図 介護休業制度



第24図 介護休業制度の規定状況の推移



第 34 表 介護休業制度の規定状況

単位：％

区 分	介護休業 制度を定 めている 事業所	休 業 期 間					有給事業所	
		通算93日まで (法定どおり)	93日を超え 6ヵ月以内	6ヵ月を超え 1年未満	1年以上	その他		
前年産業計	規模計	85.4	72.9	3.1	3.9	2.1	2.7	2.3
	中小企業	82.0	75.4	2.1	1.4	0.3	2.2	1.6
	大企業	96.0	64.8	6.6	11.9	7.9	4.4	4.4
産 業 計	規模計	86.1	86.6	4.0	4.4	2.5	2.5	3.2
	中小企業	82.2	91.9	2.9	2.3	0.9	2.0	2.9
	大企業	95.6	75.4	6.5	8.8	5.8	3.5	3.8
鉱業、採石業、砂利採取業	規模計	100.0	50.0	-	-	50.0	-	100.0
	中小企業	-	-	-	-	-	-	-
	大企業	100.0	50.0	-	-	50.0	-	100.0
建 設 業	規模計	76.6	90.1	2.7	1.8	2.7	2.7	3.6
	中小企業	73.8	94.4	3.3	2.2	-	-	4.4
	大企業	91.3	71.4	-	-	14.3	14.3	-
製 造 業	規模計	81.6	91.8	2.1	2.7	2.1	1.4	2.1
	中小企業	81.1	93.4	1.5	2.2	1.5	1.5	2.2
	大企業	90.0	66.7	11.1	11.1	11.1	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	規模計	100.0	66.7	16.7	16.7	-	-	-
	中小企業	100.0	60.0	20.0	20.0	-	-	-
	大企業	100.0	100.0	-	-	-	-	-
情 報 通 信 業	規模計	100.0	90.0	-	10.0	-	-	20.0
	中小企業	100.0	100.0	-	-	-	-	40.0
	大企業	100.0	80.0	-	20.0	-	-	-
運 輸 業、郵 便 業	規模計	95.1	87.9	5.2	6.9	-	-	1.7
	中小企業	95.3	97.6	2.4	-	-	-	2.4
	大企業	94.4	64.7	11.8	23.5	-	-	-
卸 売 業、小 売 業	規模計	87.9	88.2	2.0	3.9	3.9	2.0	3.3
	中小企業	77.4	95.4	1.5	-	1.5	1.5	-
	大企業	97.8	83.0	2.3	6.8	5.7	2.3	5.7
金 融 業、保 険 業	規模計	100.0	48.6	10.8	18.9	13.5	8.1	2.7
	中小企業	100.0	66.7	-	11.1	11.1	11.1	5.6
	大企業	100.0	31.6	21.1	26.3	15.8	5.3	-
不 動 産 業、物 品 賃 貸 業	規模計	84.6	90.9	-	9.1	-	-	-
	中小企業	91.7	90.9	-	9.1	-	-	-
	大企業	-	-	-	-	-	-	-
学 術 研 究、専 門・ 技 術 サ ー ビ ス 業	規模計	85.0	64.7	5.9	17.6	-	11.8	5.9
	中小企業	80.0	83.3	-	8.3	-	8.3	-
	大企業	100.0	20.0	20.0	40.0	-	20.0	20.0
宿 泊 業、飲 食 サ ー ビ ス 業	規模計	81.1	90.0	-	6.7	-	3.3	-
	中小企業	74.1	85.0	-	10.0	-	5.0	-
	大企業	100.0	100.0	-	-	-	-	-
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業、 娯 楽 業	規模計	100.0	96.4	-	-	3.6	-	3.6
	中小企業	100.0	100.0	-	-	-	-	-
	大企業	100.0	66.7	-	-	33.3	-	33.3
教 育、学 習 支 援 業	規模計	79.2	100.0	-	-	-	-	-
	中小企業	75.0	100.0	-	-	-	-	-
	大企業	87.5	100.0	-	-	-	-	-
医 療、福 祉	規模計	87.4	88.0	8.0	2.4	-	1.6	2.4
	中小企業	82.1	89.7	9.0	-	-	1.3	2.6
	大企業	97.9	85.1	6.4	6.4	-	2.1	2.1
複 合 サ ー ビ ス 事 業	規模計	100.0	62.5	31.3	-	6.3	-	-
	中小企業	100.0	66.7	33.3	-	-	-	-
	大企業	100.0	61.5	30.8	0.0	7.7	-	-
サ ー ビ ス 業	規模計	88.7	87.2	-	-	-	8.5	6.4
	中小企業	91.9	88.2	-	2.9	-	8.8	8.8
	大企業	81.3	84.6	-	7.7	-	7.7	-

(注) 1 「休業期間」「有給事業所」については、介護休業制度を労働協約・就業規則等に定めてある事業所数を母数として割合を算出している。

2 介護休業制度の利用状況

介護休業制度を労働協約・就業規則等に定めてある事業所で、平成 26 年7月1日から平成 27 年6月 30 日までに介護休業制度の利用者がいた事業所の割合は 2.1%となっている。規模別では中小企業で 2.3%、大企業で 1.5%となっており、中小企業での利用割合が高くなっている。(第 35 表)

また、平成 19 年度からの介護休業制度の利用状況の推移をみると、平成 20 年度の 2.6%をピークに、その後は減少となった。しかし、平成 25 年度は前年を 0.6ポイント増加し、その後増加傾向となっている。(第 25 図)

第 35 表 介護休業制度利用の事業所数

単位：事業所、()内は%

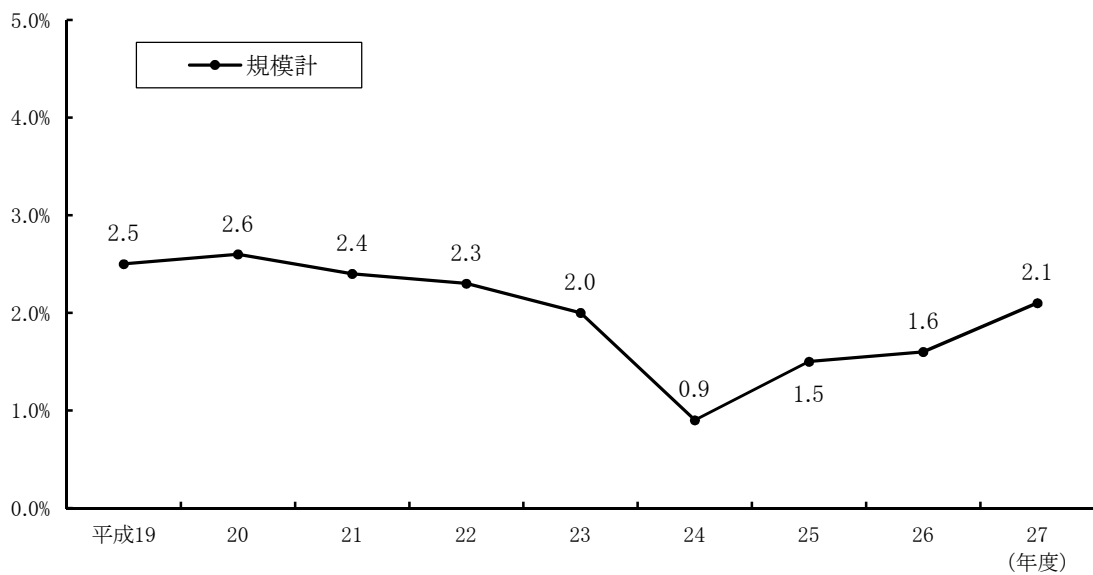
区 分	介護休業制度の 規定がある事業所計	介護休業制度の 利用者がいた事業所	介護休業制度の 利用者がいなかった事業所
前年規模計	816 (100.0)	13 (1.6)	803 (98.4)
規 模 計	815 (100.0)	17 (2.1)	798 (97.9)
中 小 企 業	555 (100.0)	13 (2.3)	542 (97.7)
大 企 業	260 (100.0)	4 (1.5)	256 (98.5)

第 36 表 介護休業制度利用の利用者数

単位：人、()内は%

区 分	利 用 者	男 性	女 性
前年規模計	16 (100.0)	5 (31.3)	11 (68.8)
規 模 計	42 (100.0)	18 (42.9)	24 (57.1)
中 小 企 業	32 (100.0)	14 (43.8)	18 (56.3)
大 企 業	10 (100.0)	4 (40.0)	6 (60.0)

第 25 図 介護休業制度の利用状況の推移(利用者がいた事業所の割合)



第8 仕事と家庭の両立のための支援制度

働きながら育児や介護をする労働者に対する支援制度のある事業所の割合は、育児に関するもの全体で、73.0%、規模別では中小企業で67.0%、大企業で87.9%となっている。介護に関するもの全体では69.2%、規模別では中小企業で62.4%、大企業で86.0%となっている。産業別では、育児・介護ともに「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「複合サービス事業」が100.0%で、「金融業、保険業」が91.9%で続いている。

支援制度についてみると、育児では、育児に関する支援制度のある事業所のうち最も多く採用されている制度は「短時間勤務制度」で64.9%、続いて「子の看護休暇制度」の51.1%、「所定外労働の免除」の48.1%となっている。一方、「経費の援助措置」は2.1%、「事業所内託児所」は0.6%と少なくなっている。「配偶者の出産直後の休暇」を採用している事業所のうち、利用者がいた事業所は40事業所(22.3%)となっており、95人が利用している。

また、介護では、介護に関する支援制度のある事業所のうち最も多く採用されている制度は「短時間勤務制度」で58.9%、続いて「介護休暇制度」の47.6%、「所定外労働の免除」の37.6%、「始業・終業時刻の繰下げ・繰上げ」の29.6%となっている。一方、「フレックスタイム制」は5.9%、「再雇用制度」は4.1%、「経費の援助措置」は1.5%と少なくなっている。(第37表、第38表)

第37表 配偶者の出産直後の休暇の利用状況

区 分	配偶者の出産直後の 休暇制度がある事業所計	配偶者の出産直後の 休暇制度の利用者がいた事業所	配偶者の出産直後の 休暇制度の利用者数
前年規模計	93 (100.0%)	13 (14.0%)	20 人
規 模 計	179 (100.0%)	40 (22.3%)	95
中 小 企 業	98 (100.0%)	21 (21.4%)	57
大 企 業	81 (100.0%)	19 (23.5%)	38

第 38 表 仕事と家庭の両立のための支援制度【育児に関するもの】

単位：％

区 分	支援 制度 あり	うち採用している制度(複数回答)									
		短時間 勤務制度	フレックス タイム制	始業・終業 時刻の繰下 げ・繰上げ	経費の 援助措置	再雇用 制度	所定外労働 の免除	転勤・配置 転換の際 の配慮	子の看護 休暇制度	配偶者の 出産直後 の休暇	事業所内 託児所
前年産業計規模計	69.2	60.9	5.0	27.6	1.3	6.9	45.6	13.0	45.4	9.7	1.0
中小企業	62.0	53.1	4.1	24.4	0.4	5.9	38.4	9.1	36.1	7.0	0.5
大企業	92.5	85.9	7.9	37.9	4.0	10.1	68.7	25.6	75.3	18.5	2.6
産 業 計 規 模 計	73.0	64.9	6.1	31.1	2.1	5.5	48.1	16.8	51.1	18.9	0.6
中小企業	67.0	58.0	5.9	26.3	1.3	5.0	41.0	13.9	42.5	14.5	0.6
大企業	87.9	82.0	6.6	43.0	4.0	6.6	65.8	23.9	72.4	29.8	0.7
鉱業、採石業、砂利採取業 規模計	100.0	100.0	50.0	100.0	50.0	—	100.0	50.0	100.0	50.0	—
中小企業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
大企業	100.0	100.0	50.0	100.0	50.0	—	100.0	50.0	100.0	50.0	—
建 設 業 規 模 計	60.7	55.2	4.8	26.2	4.1	4.1	35.2	7.6	37.9	10.3	—
中小企業	59.0	53.3	4.1	24.6	4.1	4.1	32.8	8.2	34.4	9.0	—
大企業	69.6	65.2	8.7	34.8	4.3	4.3	47.8	4.3	56.5	17.4	—
製 造 業 規 模 計	68.7	60.3	5.0	24.6	0.6	3.9	45.3	10.6	40.2	12.8	—
中小企業	67.5	59.2	4.7	22.5	—	3.6	43.2	9.5	39.6	11.8	—
大企業	90.0	80.0	10.0	60.0	10.0	10.0	80.0	30.0	50.0	30.0	—
電気・ガス・熱供給・水道業 規模計	100.0	83.3	16.7	16.7	16.7	—	83.3	16.7	83.3	66.7	—
中小企業	100.0	80.0	20.0	20.0	20.0	—	80.0	20.0	80.0	80.0	—
大企業	100.0	100.0	—	—	—	—	100.0	—	100.0	—	—
情 報 通 信 業 規 模 計	70.0	60.0	20.0	40.0	—	10.0	60.0	—	50.0	50.0	—
中小企業	60.0	40.0	20.0	40.0	—	—	40.0	—	40.0	20.0	—
大企業	80.0	80.0	20.0	40.0	—	20.0	80.0	—	60.0	80.0	—
運 輸 業 、 郵 便 業 規 模 計	78.7	63.9	3.3	39.3	1.6	6.6	49.2	14.8	44.3	16.4	—
中小企業	72.1	55.8	2.3	37.2	—	4.7	44.2	16.3	34.9	14.0	—
大企業	94.4	83.3	5.6	44.4	5.6	11.1	61.1	11.1	66.7	22.2	—
卸 売 業 、 小 売 業 規 模 計	69.0	62.1	8.6	28.2	2.3	4.0	46.0	19.0	52.3	17.2	—
中小企業	51.2	40.5	8.3	17.9	1.2	2.4	29.8	11.9	28.6	7.1	—
大企業	85.6	82.2	8.9	37.8	3.3	5.6	61.1	25.6	74.4	26.7	—
金 融 業 、 保 険 業 規 模 計	91.9	91.9	2.7	43.2	—	5.4	83.8	35.1	81.1	16.2	—
中小企業	88.9	88.9	5.6	50.0	—	5.6	72.2	38.9	72.2	16.7	—
大企業	94.7	94.7	—	36.8	—	5.3	94.7	31.6	89.5	15.8	—
不 動 産 業 、 物 品 質 貸 業 規 模 計	61.5	53.8	15.4	30.8	—	—	38.5	7.7	46.2	30.8	—
中小企業	66.7	58.3	16.7	33.3	—	—	41.7	8.3	50.0	33.3	—
大企業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学 術 研 究 、 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業 規 模 計	75.0	65.0	5.0	25.0	5.0	5.0	45.0	20.0	30.0	25.0	—
中小企業	66.7	53.3	6.7	26.7	—	6.7	40.0	13.3	26.7	13.3	—
大企業	100.0	100.0	—	20.0	20.0	—	60.0	40.0	40.0	60.0	—
宿 泊 業 、 飲 食 サ ー ビ ス 業 規 模 計	64.9	56.8	13.5	29.7	—	2.7	45.9	18.9	43.2	27.0	—
中小企業	51.9	44.4	7.4	18.5	—	3.7	37.0	14.8	33.3	14.8	—
大企業	100.0	90.0	30.0	60.0	—	—	70.0	30.0	70.0	60.0	—
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 、 規 模 計	71.4	67.9	—	42.9	3.6	10.7	39.3	32.1	53.6	14.3	—
娯 楽 業 中小企業	68.0	64.0	—	44.0	—	12.0	36.0	28.0	48.0	12.0	—
大企業	100.0	100.0	—	33.3	33.3	—	66.7	66.7	100.0	33.3	—
教 育 、 学 習 支 援 業 規 模 計	70.8	66.7	4.2	20.8	—	8.3	54.2	12.5	62.5	12.5	4.2
中小企業	68.8	62.5	6.3	18.8	—	6.3	56.3	12.5	56.3	12.5	—
大企業	75.0	75.0	—	25.0	—	12.5	50.0	12.5	75.0	12.5	12.5
医 療 、 福 祉 規 模 計	86.0	74.1	4.2	41.3	1.4	8.4	55.2	24.5	65.7	26.6	3.5
中小企業	81.1	68.4	5.3	32.6	1.1	9.5	46.3	23.2	60.0	21.1	4.2
大企業	95.8	85.4	2.1	58.3	2.1	6.3	72.9	27.1	77.1	37.5	2.1
複 合 サ ー ビ ス 事 業 規 模 計	100.0	87.5	—	37.5	6.3	25.0	75.0	37.5	93.8	31.3	—
中小企業	100.0	100.0	—	—	—	33.3	66.7	33.3	100.0	—	—
大企業	100.0	84.6	—	46.2	7.7	23.1	76.9	38.5	92.3	38.5	—
サ ー ビ ス 業 規 模 計	77.4	69.8	9.4	28.3	1.9	3.8	45.3	15.1	56.6	30.2	—
中小企業	78.4	70.3	13.5	24.3	2.7	5.4	43.2	10.8	54.1	32.4	—
大企業	75.0	68.8	—	37.5	—	—	50.0	25.0	62.5	25.0	—

(注) 1 「採用している制度」については、働きながら育児・介護をする労働者に対する支援制度のある事業所数を母数として割合を算出している。

2 「採用している制度」の区分については、27年度から24年度より追加した項目名を「配偶者の出産直後の休暇」としている。

第 38 表 仕事と家庭の両立のための支援制度【介護に関するもの】

単位：％

区 分	支援 制度 あり	うち採用している制度(複数回答)								
		短時間 勤務制度	フレックス タイム制	始業・終業 時刻の繰下 げ・繰上げ	経費の 援助措置	再雇用 制度	所定外労働 の免除	転勤・配置 転換の際 の配慮	介護休暇 制度	
前年産業計	規模計	66.1	54.5	4.8	24.1	0.8	5.5	35.1	11.9	41.9
	中小企業	58.6	48.4	4.1	22.2	0.5	5.3	28.3	8.2	33.2
	大企業	90.3	74.0	7.0	30.0	1.8	6.2	57.3	23.8	70.0
産 業 計	規模計	69.2	58.9	5.9	29.6	1.5	4.1	37.6	14.9	47.6
	中小企業	62.4	52.7	5.6	24.9	0.9	3.7	30.3	12.4	39.2
	大企業	86.0	74.3	6.6	41.5	2.9	5.1	55.5	21.0	68.4
鉱業、採石業、砂利採取業	規模計	100.0	100.0	50.0	100.0	—	—	50.0	50.0	100.0
	中小企業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	大企業	100.0	100.0	50.0	100.0	—	—	50.0	50.0	100.0
建 設 業	規模計	54.5	51.0	4.1	25.5	2.8	2.8	24.1	6.2	33.1
	中小企業	51.6	49.2	3.3	23.8	2.5	2.5	21.3	7.4	28.7
	大企業	69.6	60.9	8.7	34.8	4.3	4.3	39.1	—	56.5
製 造 業	規模計	66.5	57.0	4.5	24.0	—	3.9	33.0	10.6	39.1
	中小企業	65.1	55.6	4.1	22.5	—	3.6	30.8	9.5	39.6
	大企業	90.0	80.0	10.0	50.0	—	10.0	70.0	30.0	30.0
電気・ガス・熱供給・水道業	規模計	100.0	66.7	16.7	16.7	—	—	66.7	16.7	100.0
	中小企業	100.0	60.0	20.0	20.0	—	—	60.0	20.0	100.0
	大企業	100.0	100.0	—	—	—	—	100.0	—	100.0
情 報 通 信 業	規模計	70.0	60.0	20.0	40.0	—	10.0	60.0	—	50.0
	中小企業	60.0	40.0	20.0	40.0	—	—	40.0	—	40.0
	大企業	80.0	80.0	20.0	40.0	—	20.0	80.0	—	60.0
運 輸 業、郵 便 業	規模計	77.0	57.4	3.3	34.4	1.6	3.3	39.3	11.5	42.6
	中小企業	69.8	53.5	2.3	34.9	—	2.3	34.9	14.0	30.2
	大企業	94.4	66.7	5.6	33.3	5.6	5.6	50.0	5.6	72.2
卸 売 業、小 売 業	規模計	64.4	56.3	8.6	27.0	1.1	2.3	34.5	17.2	49.4
	中小企業	45.2	36.9	8.3	15.5	—	1.2	22.6	11.9	26.2
	大企業	82.2	74.4	8.9	37.8	2.2	3.3	45.6	22.2	71.1
金 融 業、保 険 業	規模計	91.9	64.9	5.4	40.5	—	5.4	78.4	24.3	73.0
	中小企業	88.9	77.8	11.1	44.4	—	5.6	66.7	27.8	72.2
	大企業	94.7	52.6	—	36.8	—	5.3	89.5	21.1	73.7
不 動 産 業、物 品 賃 貸 業	規模計	61.5	53.8	15.4	23.1	—	—	23.1	—	46.2
	中小企業	66.7	58.3	16.7	25.0	—	—	25.0	—	50.0
	大企業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学 術 研 究、専 門・ 技 術 サ ー ビ ス 業	規模計	80.0	65.0	—	30.0	5.0	5.0	30.0	20.0	35.0
	中小企業	73.3	53.3	—	33.3	—	6.7	26.7	13.3	20.0
	大企業	100.0	100.0	—	20.0	20.0	—	40.0	40.0	80.0
宿 泊 業、飲 食 サ ー ビ ス 業	規模計	62.2	54.1	16.2	32.4	2.7	—	43.2	21.6	43.2
	中小企業	48.1	40.7	11.1	22.2	3.7	—	33.3	18.5	33.3
	大企業	100.0	90.0	30.0	60.0	—	—	70.0	30.0	70.0
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業、 娯 楽 業	規模計	71.4	67.9	—	39.3	7.1	10.7	32.1	17.9	53.6
	中小企業	68.0	64.0	—	40.0	—	12.0	28.0	12.0	48.0
	大企業	100.0	100.0	—	33.3	66.7	—	66.7	66.7	100.0
教 育、学 習 支 援 業	規模計	62.5	58.3	4.2	16.7	—	—	37.5	8.3	50.0
	中小企業	56.3	50.0	6.3	12.5	—	—	37.5	6.3	37.5
	大企業	75.0	75.0	—	25.0	—	—	37.5	12.5	75.0
医 療、福 祉	規模計	79.7	65.7	3.5	36.4	—	7.0	46.2	23.8	59.4
	中小企業	73.7	57.9	4.2	26.3	—	7.4	34.7	22.1	55.8
	大企業	91.7	81.3	2.1	56.3	—	6.3	68.8	27.1	66.7
複 合 サ ー ビ ス 事 業	規模計	100.0	87.5	—	37.5	6.3	18.8	43.8	31.3	87.5
	中小企業	100.0	100.0	—	—	—	—	—	33.3	100.0
	大企業	100.0	84.6	—	46.2	7.7	23.1	53.8	30.8	84.6
サ ー ビ ス 業	規模計	71.7	60.4	9.4	32.1	3.8	3.8	41.5	15.1	49.1
	中小企業	70.3	56.8	13.5	29.7	5.4	5.4	37.8	10.8	43.2
	大企業	75.0	68.8	—	37.5	—	—	50.0	25.0	62.5

(注) 1 「採用している制度」については、働きながら育児・介護をする労働者に対する支援制度のある事業所数を母数として割合を算出している。

2 「採用している制度」の区分については、平成24年度より「介護休暇制度」を追加している。

第9 賃金の支払い形態

1 賃金の支払い形態

賃金の支払い形態は、「月給制」の労働者の割合が69.0%と最も多く、次いで、割合が大きく下がり「時給制」が25.0%となっている。

また、規模別においても概ね同様の傾向となっている。(第39表)

第39表 賃金の支払い形態(労働者割合)

単位：%

区 分		時給制	日給制	月給制	年棒制	その他
前 年 産 業 計	規 模 計	27.7	6.4	62.8	1.4	0.9
	中 小 企 業	22.9	8.4	65.7	1.0	1.3
	大 企 業	37.1	2.5	57.1	2.1	0.3
産 業 計	規 模 計	25.0	4.9	69.0	1.1	0.1
	中 小 企 業	22.3	7.1	69.7	0.9	0.1
	大 企 業	29.1	1.5	67.8	1.4	0.2
鉱 業、採石業、砂利採取業	規 模 計	—	3.9	96.1	—	—
	中 小 企 業	—	—	—	—	—
	大 企 業	—	3.9	96.1	—	—
建 設 業	規 模 計	2.9	11.1	85.2	0.8	—
	中 小 企 業	3.0	11.8	84.4	0.8	—
	大 企 業	2.5	8.0	88.7	0.9	—
製 造 業	規 模 計	21.5	8.7	68.5	1.2	0.1
	中 小 企 業	23.3	9.6	65.9	1.3	—
	大 企 業	4.8	0.1	93.5	0.3	1.3
電 気・ガ 斯・熱 供 給・水 道 業	規 模 計	10.3	8.9	78.1	2.7	—
	中 小 企 業	11.1	9.6	76.3	3.0	—
	大 企 業	—	—	100.0	—	—
情 報 通 信 業	規 模 計	2.7	—	81.3	16.1	—
	中 小 企 業	—	—	100.0	—	—
	大 企 業	4.0	—	71.7	24.3	—
運 輸 業、郵 便 業	規 模 計	28.0	4.4	67.0	0.3	0.3
	中 小 企 業	14.9	8.9	74.9	0.6	0.7
	大 企 業	36.6	1.4	61.9	0.1	—
卸 売 業、小 売 業	規 模 計	40.8	1.5	56.9	0.6	0.2
	中 小 企 業	30.2	2.6	66.9	0.3	—
	大 企 業	47.0	0.9	51.0	0.7	0.4
金 融 業、保 険 業	規 模 計	12.6	—	87.1	0.3	—
	中 小 企 業	16.9	—	82.6	0.5	—
	大 企 業	6.6	—	93.4	—	—
不 動 産 業、物 品 賃 貸 業	規 模 計	26.8	3.0	66.4	3.8	—
	中 小 企 業	28.1	3.3	64.5	4.1	—
	大 企 業	13.0	—	87.0	—	—
学 術 研 究、専 門・技 術 サ ー ビ ス 業	規 模 計	4.7	0.2	88.5	6.7	—
	中 小 企 業	3.2	0.2	96.2	0.3	—
	大 企 業	6.3	0.2	79.8	13.7	—
宿 泊 業、飲 食 サ ー ビ ス 業	規 模 計	55.4	3.6	40.5	0.5	—
	中 小 企 業	65.9	0.5	33.5	—	—
	大 企 業	41.5	7.5	49.8	1.2	—
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業、娯 楽 業	規 模 計	34.7	9.7	55.5	—	—
	中 小 企 業	36.3	10.8	52.9	—	—
	大 企 業	23.5	2.4	74.1	—	—
教 育、学 習 支 援 業	規 模 計	24.6	2.6	68.6	4.3	—
	中 小 企 業	29.9	4.3	61.1	4.6	—
	大 企 業	19.7	0.9	75.5	3.9	—
医 療、福 祉	規 模 計	22.8	2.5	74.4	0.2	0.1
	中 小 企 業	25.7	3.8	70.2	0.2	0.2
	大 企 業	19.3	0.9	79.6	0.3	—
複 合 サ ー ビ ス 事 業	規 模 計	30.6	3.3	66.1	—	—
	中 小 企 業	13.0	4.3	82.6	—	—
	大 企 業	31.6	3.2	65.2	—	—
サ ー ビ ス 業	規 模 計	30.8	4.3	64.4	0.3	0.2
	中 小 企 業	28.8	6.1	64.7	0.2	0.3
	大 企 業	33.8	1.5	64.1	0.5	—

第 10 パートタイム労働者の賃金等

1 集計労働者数等

集計対象となったパートタイム労働者数は2,799人で、うち男性は603人(21.5%)、女性は2,196人(78.5%)と、女性が非常に高い割合となっている。

また、パートタイム労働者の平均年齢は男性で47.7歳、女性が46.5歳であり、平均勤続年数は男性で5.1年、女性が6.0年となっている。

総実労働時間数は男性が115.6時間で、うち所定外労働時間数は3.1時間となっている。また、女性は108.7時間で、うち所定外労働時間数は1.9時間となっている。(第40表)

産業別での月間総実労働時間数は「金融業、保険業」で128.7時間と最も長く、「不動産業、物品賃貸業」の125.6時間が続いている。また、所定外労働時間数では「生活関連サービス業、娯楽業」の4.4時間が最も長く、「宿泊業、飲食サービス業」の3.6時間が続いている。(第41表)

第40表 パートタイム労働者数及び月間実労働時間等(男女別)

区 分	総人数 (人)		平均勤続年数 (年)		月間実労働日数 (日)		月間総実労働時間数(時間)			月間総実労働時間数(時間)		
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男 性			女 性		
							計	所定内	所定外	計	所定内	所定外
前 年 産 業 計	515	2,543	5.2	6.1	19.1	20.2	118.1	114.6	3.5	110.1	108.8	1.3
産 業 計	603	2,196	5.1	6.0	18.7	19.5	115.6	112.5	3.1	108.7	106.8	1.9
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	26	28	10.7	4.5	18.0	18.9	125.6	124.2	1.4	111.0	110.0	1.0
製造業	62	352	7.3	7.6	19.0	20.0	133.6	129.5	4.1	117.9	115.0	2.9
電気・ガス・熱供給・水道業	—	3	—	2.0	—	21.0	—	—	—	102.7	102.7	0.0
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	73	95	5.8	6.5	20.0	19.0	118.3	114.1	4.2	94.9	93.2	1.8
卸売業、小売業	169	539	4.0	6.1	18.4	20.0	112.7	111.3	1.4	111.6	109.9	1.7
金融業、保険業	4	77	15.5	8.9	19.5	19.8	131.8	129.0	2.8	128.5	126.1	2.4
不動産業、物品賃貸業	18	18	1.8	3.9	19.6	17.4	138.7	133.7	4.9	112.5	110.8	1.7
学術研究、専門・技術サービス業	6	16	3.2	3.0	16.3	18.7	122.3	121.3	1.0	110.1	109.4	0.8
宿泊業、飲食サービス業	51	191	4.4	5.2	17.6	19.1	110.3	101.4	8.9	102.2	100.0	2.2
生活関連サービス業、娯楽業	39	100	4.4	6.5	20.0	20.6	117.0	113.9	3.2	115.8	110.8	4.9
教育、学習支援業	18	51	4.2	5.8	19.5	18.1	114.1	110.4	3.7	101.2	100.3	0.9
医療、福祉	85	615	4.1	4.9	19.3	19.3	97.0	96.8	0.1	103.9	103.0	0.9
複合サービス事業	7	16	16.9	6.4	19.9	19.1	145.4	140.4	5.0	111.4	108.7	2.7
サービス業	45	95	4.3	6.1	15.4	17.0	116.4	111.0	5.4	94.5	92.3	2.1

第41表 月間実労働時間数

単位：時間

区 分	総実労働時間数	所定内労働時間数	所定外労働時間数
前 年 産 業 計	111.4	109.8	1.7
産 業 計	110.2	108.1	2.1
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—
建設業	118.0	116.8	1.2
製造業	120.3	117.2	3.1
電気・ガス・熱供給・水道業	102.7	102.7	0.0
情報通信業	—	—	—
運輸業、郵便業	105.1	102.3	2.8
卸売業、小売業	111.9	110.3	1.6
金融業、保険業	128.7	126.2	2.4
不動産業、物品賃貸業	125.6	122.3	3.3
学術研究、専門・技術サービス業	113.5	112.6	0.8
宿泊業、飲食サービス業	103.9	100.3	3.6
生活関連サービス業、娯楽業	116.1	111.7	4.4
教育、学習支援業	104.6	103.0	1.6
医療、福祉	103.1	102.3	0.8
複合サービス事業	121.7	118.3	3.4
サービス業	101.5	98.3	3.2

2 パートタイム労働者の賃金支給総額

パートタイム労働者の賃金支給総額は、男性が113,664円で、うち所定内賃金は110,420円、所定外賃金は3,244円となっている。女性は101,220円で、うち所定内賃金は99,262円、所定外賃金は1,958円となっている。(第42表)

また、月間所定内賃金を月間所定内労働時間数で除した1時間当たりの所定内賃金は941円となっている。産業別に1時間当たりの所定内賃金をみると、「電気・ガス・熱供給・水道業」が1,174円と最も高く、「建設業」の1,120円、「学術研究、専門・技術サービス業」の1,115円と続く。一方、「不動産業、物品賃貸業」の835円が最も低くなっている。(第43表)

第42表 パートタイム労働者の月間賃金支給総額(男女別)

区 分	月間賃金支給総額(円)			月間賃金支給総額(円)		
	男 性			女 性		
	計	所定内	所定外	計	所定内	所定外
前 年 産 業 計	110,393	106,493	3,900	99,138	97,750	1,388
産 業 計	113,664	110,420	3,244	101,220	99,262	1,958
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—
建設業	160,040	157,704	2,336	107,098	105,914	1,185
製造業	131,690	127,310	4,380	100,875	97,822	3,053
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	120,576	120,576	0
情報通信業	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	120,890	116,753	4,137	83,109	81,452	1,657
卸売業、小売業	102,188	101,041	1,146	99,380	97,989	1,391
金融業、保険業	138,424	134,999	3,425	128,496	126,134	2,362
不動産業、物品賃貸業	115,519	110,413	5,106	95,978	93,803	2,175
学術研究、専門・技術サービス業	128,191	127,982	209	125,562	124,750	812
宿泊業、飲食サービス業	107,124	98,354	8,770	90,828	88,786	2,042
生活関連サービス業、娯楽業	129,660	125,783	3,877	103,794	97,064	6,730
教育、学習支援業	113,467	109,352	4,115	91,905	91,021	884
医療、福祉	95,964	95,791	174	106,844	105,825	1,019
複合サービス事業	131,355	126,883	4,473	102,767	99,594	3,173
サービス業	112,838	106,108	6,729	90,009	87,219	2,790

(注) 1 上表で掲載した金額は回答者全員の平均額である。

2 産業によっては、「所定外労働賃金」の回答者が少ないため、当該賃金の平均額が極端に低い場合もある。

第43表 1時間当たりの所定内賃金

区 分	1時間当たりの所定内賃金(円)	産業間格差
前 年 産 業 計	904	100.0
産 業 計	941	100.0
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—
建設業	1,120	119.1
製造業	872	92.7
電気・ガス・熱供給・水道業	1,174	124.8
情報通信業	—	—
運輸業、郵便業	946	100.6
卸売業、小売業	895	95.2
金融業、保険業	1,003	106.6
不動産業、物品賃貸業	835	88.8
学術研究、専門・技術サービス業	1,115	118.5
宿泊業、飲食サービス業	906	96.3
生活関連サービス業、娯楽業	941	100.0
教育、学習支援業	931	98.9
医療、福祉	1,023	108.7
複合サービス事業	912	96.9
サービス業	949	100.9

付 属 調 査 票



新潟県・新潟市賃金労働時間等実態調査票【事業所票】

新潟県統計報告
登録第26-1号

(平成27年7月31日現在)

(※ この欄には記入しないでください。)

この調査票は、統計的に処理する以外の目的に使用することはなく、調査内容が外部に漏れることは一切ありませんので、個人情報情報は守られます。

事業所番号	市町村コード*			産業分類			企業規模
1~4	5	6	7	8	9	10	11

「記入要領」をご参考の上、調査票をご記入ください。

※ 常用労働者9人以下の事業所は、回答の必要はありません。

お手数ですが、右の「9人以下」の欄にチェックをして、同封の返信用封筒で返送してください。なお、その旨各お問い合わせ先まで電話でご連絡いただいても結構です。

9人以下

◆ 調査票記入にあたってのお願い

- ・ 太枠で囲まれた部分が回答欄です。選択番号がある場合は○で囲み、空欄の場合は数字等を記入してください。
- ・ 調査事項は、特にことわりのない限り、7月31日現在の状況を回答してください。
- ・ ご記入いただいた調査票は、同封の返信用封筒に入れ、8月31日(月)までに投函してください。

1 企業全体の現況 (記入要領 1 ページ目)

企業全体の常用労働者数				
1	2	3	4	5
10 〽 29人	30 〽 49人	50 〽 99人	100 〽 299人	300人 〽

資本金または出資金				
1	2	3	4	5
1,000万円 未満	1,000万円 〽 5,000万円未満	5,000万円 〽 1億円未満	1億円 〽 3億円未満	3億円 以上

※ 社会福祉法人等の場合は基本財産（貸借対照表に記載があるもの）の額を記載してください。

《設問2以下は、企業全体ではなく貴事業所についてのみ記入してください。》

※ 本社等で一括記入する場合でも、調査対象になっている事業所について記入してください。

2 事業所の現況 (記入要領 1 ページ目)

事業所名			
所在地	(〒 -)		
業種又は 主要製品名			
記入担当者	所 属	TEL	
	フリガナ	FAX	

労働組合の有無 1 ある 2 ない

	常用労働者数 ①+②+③	うち一般労働者数				うちパートタイム 労働者数		※ 派遣労働者数
		正社員数		その他		③	うち障害者数	
		①	うち障害者数	②	うち障害者数			
男 性	人	人	人	人	人	人	人	
女 性	人	人	人	人	人	人	人	
計	人	人	人	人	人	人	人	

※ 派遣労働者数は、派遣労働契約により派遣元会社から派遣されている労働者がいる場合に記入してください。

※ 「2 事業所の現況」以外の設問では、派遣労働者は含めず、常用労働者についてのみ記入してください。

3 初任給 (記入要領 3 ページ目)

平成27年度の新規学卒者の初任給額・採用者数を記入してください。

- ・平成27年度、貴事業所に採用がなかった区分については空欄のままにしてください。
- ・金額は、所定内賃金から、家族手当、住宅手当、食事手当、物価手当、通勤手当を除いた額を記入してください。

	事務・技術				生産			
高校卒				円				円
専門学校卒				円				円
短大卒 高専卒				円				円
	うち県外短大・高専出身者数→			人	うち県外短大・高専出身者数→			人
大学卒				円				円
	うち県外大学出身者数→			人	うち県外大学出身者数→			人
大学院卒 (修士課程修了)				円				円
	うち県外大学院出身者数→			人	うち県外大学院出身者数→			人

4 労働時間制度 (記入要領 3 ページ目)

(1) 1日・1週あたりの所定労働時間 (※所定労働時間は休憩時間を除きます。)

複数の制度を採用している場合、または、日によって労働時間が異なる場合は、最も多くの労働者に、最も多く適用されている労働時間を記入してください。

① 1日 時間 分 ② 1週 時間 分

(2) 変形労働時間制を採用していますか。

1	採用している	→(3)へ
2	採用していない	→(4)へ

(3) 採用している形態を2つまで選択してください。

1	1ヶ月(4週間)単位の変形労働時間制
2	1年単位の変形労働時間制
3	フレックスタイム制
4	1週間単位の非定型的変形労働時間制 (30人未満の小売業、旅館、料理店、飲食店のみが該当)

(4) 以下の週休制の形態のうち、最も近いのはどれですか。(1つだけ○)

1年単位の変形労働時間制を採用している事業所は、「7 休日カレンダー」を選択してください。

1	2	3	4	5	6	7
完全週休2日制 (104日)	月3回週休2日制 (88日)	隔週週休2日制 (78日)	月2回週休2日制 (76日)	月1回週休2日制 (64日)	その他(週休1日半制、週休1日制等何らかの形での週休2日制でない場合)	休日カレンダー

※ ()内は、年間週休数の目安です。

5 年間休日数 (記入要領 4、13ページ目)

平成27年1月から12月までの1年間における休日数を記入してください。

- ・調査期間のカレンダーは、記入要領(13ページ)を参照してください。
- ・労働者の職種等によって年間休日数が異なる場合は、最も多くの常用労働者に適用されるものを記入してください。

区 分		日 数
週 休 日		
特別休日 (うち週休日、国民の祝日を除く。)	国民の祝日	
	年始期間の休日	
	ゴールデンウィーク期間の休日	
	夏季期間の休日	
	年末期間の休日	
	その他の休日	
年間休日数合計		

←土日週休2日制を採用している場合 H27年は104日
 ←土日週休2日制を採用している場合 H27年は15日(振替休日含む)
 ←元日を祝日(休日)としている場合は、元日を除きます。
 ←ゴールデンウィーク期間の休日数をご記入ください。(週休日、祝日は除く)
 ←盆休み、夏季休業等の休日数をご記入ください。(週休日、祝日は除く)
 ←会社創立記念日等上記以外の休日数をご記入ください。

6 年次有給休暇 (記入要領 5 ページ目)

平成26年または平成26年度について記入してください。

[記入方法]

- ① 年休簿から労働者を抽出します。
抽出の方法は、記入要領 (5 ページ) をご参照ください。
- ② 抽出した労働者について各個人の年休付与日数 (前年の繰越分を除く)、年休取得日数をそれぞれ合計してください。

※ 派遣労働者は含めません。

年休を付与されている 常用労働者数 (抽出後)					人
年休付与日数の総計 (前年繰越分を除く)					日
年休取得日数の総計					日

7 特別休暇制度 (記入要領 6 ページ目)

年次有給休暇とは別に、下記のような特別休暇制度を導入していますか。導入しているものすべてに○印をつけてください。
・ 労働契約・就業規則等に定めていない場合や、無給の場合も含まれます。

1	夏季休暇	4	ボランティア休暇
2	病気休暇	5	教育訓練休暇 (自己啓発のための休暇)
3	リフレッシュ休暇	6	骨髄ドナー休暇
		7	その他 具体例

慶弔休暇 (結婚、妻の出産、忌引) ・ 誕生日、記念日
子どものイベント ・ ()
↑ 該当するものに○印をつけてください。

8 育児休業制度 (記入要領 7 ページ目)

(1) 育児休業制度を労働協約・就業規則等に定めてありますか。

1	ある	→ (2)へ
2	ない	→ 「9 介護休業制度」へ

(2) 取得可能な休業期間はいつまでですか。

1	1歳6か月まで(法定どおり)
2	1歳6か月超 2歳に達するまで
3	2歳超 3歳に達するまで
4	3歳超 小学校就学まで
5	その他 ()

(3) 育児休業中の賃金の支払い状況をお答えください。
※ 雇用保険の育児休業給付金は除きます。

1	支給あり
2	支給なし

(4) 育児休業制度の利用状況についてお尋ねします。(いない場合は「0」と記入してください。)

- ① 「出産者」 平成26年7月1日から平成27年6月30日までに子どもが生まれた労働者(男性の場合は配偶者が出産した場合)の数を記入してください。
- ② 「取得者」 ①のうち、平成26年7月1日から平成27年6月30日までに育児休業を開始した者の数を記入してください。(育児休業の申し出をしている者を含む)

出産者	女性		男性	
		人		人
取得者	女性		男性	
		人		人

9 介護休業制度 (記入要領 7 ページ目)

(1) 介護休業制度を労働協約・就業規則等に定めてありますか。

1	ある	→ (2)へ
2	ない	→ 「10 仕事と家庭の両立のための支援制度」へ

(2) 取得可能な休業期間はいつまでですか。

1	通算93日まで (法定どおり)
2	93日を超え6ヵ月以内
3	6ヵ月を超え1年未満
4	1年以上
5	その他 ()

(3) 介護休業中の賃金の支払い状況をお答えください。
※ 雇用保険の介護休業給付金は除きます。

1	支給あり
2	支給なし

- (4) 平成26年7月1日から平成27年6月30日までの介護休業の取得者数を記入してください。
(いない場合は、「0」と記入してください。)

男性			女性		
		人			人

10 仕事と家庭の両立のための支援制度 (記入要領 8ページ目)

労働協約・就業規則等に定めていない場合も含まれます。

- (1) 働きながら、育児・介護する従業員に対する支援制度があるか記入してください。

- ① 育児に関する支援制度はありますか。 ② 介護に関する支援制度はありますか。

1	ある
2	ない

1	ある
2	ない

※ (1)の問いで①、②いずれかに「ある」と回答した事業所は(2)の設問へお進みください。□
また、①、②いずれも「なし」と回答した事業所は「11 賃金の支払い形態」へお進みください。

- (2) どのような制度がありますか。

育児・介護、それぞれ採用しているものに○印をつけてください。

- 「9 配偶者の出産直後の休暇」に該当する場合は、平成26年または平成26年度について取得者の人数を記入してください。

育 児	介 護	
1	1	短時間勤務制度
2	2	フレックスタイム制度
3	3	始業・終業時刻の繰下げ・繰上げ
4	4	経費の援助措置
5	5	再雇用制度
6	6	所定外労働の免除
7	7	転勤・配置転換の際の配慮
8	8	子の看護休暇制度／介護休暇制度
9		配偶者の出産直後の休暇 取得者数→ <input type="text"/> 人
10		事業所内託児所

←育児休業とは別の、有給又は無給の休暇制度をいいます。

11 賃金の支払い形態 (記入要領 8ページ目)

賃金の支払い形態別の常用労働者数を記入してください。

- 合計の人数は1ページ目の「2 事業所の現況」の常用労働者数と一致します。
- 派遣労働者は含めないでください。
- 「日給月給制(欠勤など労働しなかった日数分だけ賃金を差し引くという形の月給制)」は「月給制」に該当します。
- 「4 年俸制」の場合は、対象者の職種を記入してください。

1	2	3	4	5	
時給制	日給制	月給制	年俸制	その他	対象者の職種
					}

ご協力ありがとうございました。

「個人票」のご記入もお願い致します。

付 属 統 計 表

男女及び年齢段階別勤務年数・月間実労働日数・月間実労働時間数・月間賃金額(就業形態別)

一 般 勞 働 者 調 査 産 業 計

区 分	集 計 労働者 数	勤 年 続 数	月 間 実労働 日 数	月間実労働時間数			月間賃金額		
				計	所定内	所定外	計	所定内	所定外
	人	年	日	時間	時間	時間	円	円	円
規 模 計	13,811	12.4	21.9	179.2	167.8	11.4	282,332	262,920	19,411
～ 19歳	102	0.5	22.3	183.9	169.8	14.1	185,197	166,473	18,724
20～24	988	1.6	21.9	180.1	168.3	11.8	203,393	187,993	15,400
25～29	1,450	4.0	21.8	179.4	167.1	12.3	231,066	212,203	18,864
30～34	1,531	7.0	21.8	182.5	168.3	14.2	258,742	235,646	23,096
35～39	1,925	10.3	21.9	180.5	168.0	12.6	280,856	258,780	22,075
40～44	2,020	13.0	22.0	180.4	167.8	12.5	302,641	279,953	22,687
45～49	1,634	15.9	22.0	180.5	169.5	11.0	319,242	298,843	20,399
50～54	1,559	18.5	22.0	178.3	167.9	10.4	331,682	311,839	19,843
55～59	1,370	21.4	21.9	175.7	166.7	9.0	326,544	310,027	16,517
60～64	915	19.0	21.9	172.4	165.2	7.3	255,383	244,817	10,566
65～	317	16.3	22.3	174.2	167.0	7.1	241,331	230,717	10,614
男 性 計	9,436	13.3	22.1	183.2	169.4	13.8	308,028	284,139	23,889
～ 19歳	74	0.5	22.3	184.4	169.7	14.6	190,102	169,941	20,161
20～24	525	1.7	22.0	184.4	168.8	15.7	215,353	194,420	20,933
25～29	918	4.1	21.9	183.1	167.3	15.9	244,091	219,631	24,461
30～34	1,053	7.1	22.0	187.2	169.8	17.4	279,017	249,895	29,122
35～39	1,318	10.6	22.1	185.2	169.7	15.5	303,131	275,669	27,462
40～44	1,409	13.8	22.1	184.5	169.4	15.2	330,230	302,526	27,704
45～49	1,110	16.9	22.2	185.9	172.6	13.2	354,680	329,828	24,852
50～54	1,083	19.7	22.2	181.9	169.8	12.2	366,732	342,983	23,749
55～59	995	22.8	22.1	178.9	168.3	10.5	355,670	335,956	19,715
60～64	695	18.9	22.0	175.5	167.2	8.3	273,027	260,736	12,291
65～	256	15.0	22.4	176.8	168.8	8.0	242,994	230,828	12,166
女 性 計	4,375	10.4	21.6	170.6	164.3	6.3	226,910	217,155	9,755
～ 19歳	28	0	22	182.6	170	13	172,232	157,307	14,925
20～24	463	1.5	21.9	175.3	167.8	7.4	189,831	180,705	9,127
25～29	532	3.9	21.7	173.0	166.7	6.2	208,591	199,386	9,205
30～34	478	6.6	21.4	172.1	165.1	7.0	214,078	204,256	9,822
35～39	607	9.7	21.5	170.4	164.2	6.2	232,488	222,110	10,379
40～44	611	11.4	21.5	170.8	164.3	6.4	239,017	227,900	11,117
45～49	524	13.6	21.6	169.1	162.8	6.3	244,174	233,208	10,966
50～54	476	15.7	21.6	170.2	163.7	6.5	251,934	240,978	10,956
55～59	375	17.6	21.4	167.4	162.5	4.9	249,261	241,228	8,033
60～64	220	19.2	21.4	162.6	158.8	3.8	199,646	194,528	5,117
65～	61	21.7	22.2	163.1	159.8	3.3	234,350	230,252	4,099

パートタイム労働者 調査産業 計

区 分	集 計 労働者 数	勤 続 年 数	月 間 実労働 日 数	月間実労働時間数			月間賃金額		
				計	所定内	所定外	計	所定内	所定外
	人	年	日	時間	時間	時間	円	円	円
規 模 計	2,799	5.8	19.3	110.2	108.1	2.1	103,901	101,666	2,235
～ 19歳	82	0.4	15.2	68.5	67.8	0.7	53,639	53,099	540
20～24	149	1.6	17.6	99.0	97.0	2.0	91,700	89,835	1,865
25～29	181	3.0	19.9	128.7	124.9	3.8	116,851	112,924	3,928
30～34	217	3.6	19.6	120.2	117.3	2.9	112,056	109,384	2,672
35～39	239	4.3	19.5	113.5	111.6	1.9	109,148	107,251	1,897
40～44	341	4.5	19.5	111.4	109.1	2.3	105,181	102,458	2,723
45～49	301	5.9	19.5	112.9	110.2	2.7	109,016	105,865	3,150
50～54	304	7.3	19.6	109.6	107.6	2.0	103,350	101,399	1,951
55～59	315	8.8	20.0	115.0	112.5	2.4	109,047	106,571	2,476
60～64	349	7.9	19.4	108.9	107.7	1.3	103,252	101,992	1,261
65～	321	7.9	18.9	99.9	98.5	1.4	95,701	94,144	1,557
男 性 計	603	5.1	18.7	115.6	112.5	3.1	113,664	110,420	3,244
～ 19歳	33	0.4	15.9	81.4	79.6	1.8	64,613	63,279	1,334
20～24	66	1.6	17.9	104.6	101.9	2.7	96,456	93,986	2,470
25～29	62	2.8	19.5	133.5	127.5	5.9	125,204	118,700	6,505
30～34	40	4.3	19.0	129.2	126.8	2.4	123,661	121,029	2,632
35～39	28	5.4	19.9	137.2	130.8	6.4	134,711	128,927	5,784
40～44	28	3.8	19.9	125.7	120.0	5.7	125,672	119,259	6,413
45～49	26	5.4	18.9	121.0	117.7	3.3	115,529	112,091	3,439
50～54	27	4.9	18.1	116.8	110.5	6.3	113,943	107,588	6,355
55～59	34	5.2	20.3	136.2	131.1	5.1	138,723	133,198	5,525
60～64	98	8.4	18.8	119.1	117.7	1.4	127,509	125,809	1,700
65～	161	6.7	18.3	103.9	102.3	1.6	104,028	102,265	1,763
女 性 計	2,196	6.0	19.5	108.7	106.8	1.9	101,220	99,262	1,958
～ 19歳	49	0.5	14.8	59.9	59.8	0.0	46,243	46,243	0
20～24	83	1.5	17.4	94.6	93.2	1.4	87,918	86,535	1,384
25～29	119	3.1	20.1	126.1	123.5	2.7	112,499	109,914	2,585
30～34	177	3.4	19.7	118.2	115.2	3.0	109,433	106,753	2,680
35～39	211	4.1	19.5	110.3	109.1	1.3	105,756	104,375	1,381
40～44	313	4.5	19.5	110.1	108.1	2.0	103,348	100,956	2,392
45～49	275	6.0	19.6	112.2	109.5	2.7	108,400	105,277	3,123
50～54	277	7.5	19.8	108.9	107.3	1.5	102,317	100,795	1,522
55～59	281	9.2	19.9	112.4	110.3	2.1	105,456	103,349	2,107
60～64	251	7.7	19.7	105.0	103.7	1.2	93,782	92,693	1,089
65～	160	9.2	19.6	95.8	94.6	1.2	87,323	85,973	1,350

みつばち企業認定制度 はじめました♪

2014年
10月1日～

障がい者雇用の
促進に一役
かいませんか？



← 認定シールの1つです。

新潟市と新潟市障がい者雇用支援企業ネットワーク「みつばち」は、障がい者雇用を積極的に取り組んでいる企業を認定し、その取り組みを広く発信することで、障がい者雇用に対する理解を深めてもらい、障がい者雇用を促進する目的で、新潟市障がい者雇用企業認定制度（みつばち企業認定制度）を始めました。

★ 参加企業募集します!! ★

対象企業は、下記基準のいずれか1つ以上に該当する企業です。

項目	内容	努力賞
① 障がい者への理解	実習等の受入れ実績がある。	
② 障がい者雇用への積極性	雇用率2.0%を達成。	前年度比1名以上増加。
③ 雇用の継続・維持	3年以上雇用（H26、27年度は1年以上）している者がいる。	1年以上雇用している。

※登録料：2,000円

※認定された企業には、右の掲示用プレートを配布します。
また、市のホームページ、刊行物等で周知します。



↑ 掲示用プレート

お問合せ先 新潟市障がい福祉課就労支援係
新潟市障がい者就業支援センターこあサポート

025 (226) 1249
025 (256) 8821

障がい者雇用に関心のある企業が集まる、新潟市障がい者雇用支援企業ネットワーク「みつばち」の仲間も募集しています!!




1. 対象となる企業等

障がい者雇用に取り組む企業等で、新潟市内の店舗・営業所・支店・施設・工場等の単位での申請をお願いします。県外本社の企業や、従業員 50 人以下の規模の企業の申請も可能です。

2. 評価基準

評価基準のいずれかを満たす場合にプレート及びシールを支給します。

※初回申請時のみ、プレート代として 2,000 円かかります。

シールの項目	評価基準
1 障がい者雇用への理解 	<input type="checkbox"/> 申請時より過去 1 年間に実習等の受け入れを行い、障がい者の理解に努めた
2 障がい者雇用への積極性 	<input type="checkbox"/> 従業員 50 人以上で、2%を達成している <input type="checkbox"/> 従業員 25 人以下で 0.5 人 ^{※1} 以上、または 26 人以上の企業で 1 人以上雇用している 努 上記項目には該当しないが、前年度比 1 名以上の雇用を実施した場合は努力賞として認定します。
3 障がい者雇用の継続・維持 	<input type="checkbox"/> 1 年以上継続して雇用している障がい者がいる

※1 雇用率算出上の換算人数です。換算方式については、登録申請書の裏面をご覧ください。

3. 申請に必要な書類

(1) 新潟市障がい者雇用企業認定事業 **登録申請書**

(2) 申請する事業所で雇用している障がい者の人数分の**雇用保険被保険者証（事業主側）のコピー**

※登録申請書は新潟市ホームページからダウンロードするか、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

「新潟市障がい者雇用企業認定事業（みつばち企業認定制度）を開始します」

http://www.city.niigata.lg.jp/iryo/shofuku/shuro_koyo/shuro_koyo/mitsubachi-plate.html

4. プレート・シール交付の流れと宣伝効果

①登録申請書に雇用保険被保険者証のコピーを添えて、下記お申し込み先に申請してください。（郵送可）

②決定通知書及びプレート代金の入金方法等を、新潟市障がい者就業支援センターこあサポートから送付します。

③入金を確認後、新潟市障がい者就業支援センターこあサポートから、プレート及びシールを送付します。

※ご都合がよろしければ事業所へ伺い、プレートをお渡しします。

④プレートにシールを貼り、店頭等に掲示していただくことで、社会貢献活動のPRにつながります。

⑤新潟市ホームページに事業所名を掲載するほか、刊行物等で広く周知し、企業のPRに役立ちます。

※事業所名は公表しないこともできます。

◆実施主体

主催（共同主催事業） 新潟市障がい者雇用支援企業ネットワーク“みつばち”，新潟市

後援 新潟県中小企業家同友会障がい福祉研究部会，にいがたパイロットクラブ

【お問い合わせ・お申し込み先】

新潟市 福祉部 障がい福祉課 就労支援係(担当:高橋・工藤)

〒951-8550 新潟市中央区学校町通 1 番町 602 番地 1 新潟市役所 第 1 分館 2 階

電話:025-226-1249 ファックス:025-223-1500 メール:shogai.wl@city.niigata.lg.jp



新潟市障がい者 多数雇用事業者優遇制度

新潟市では、障がいのある方の雇用の促進とその職業の安定のために、障がい者多数雇用事業者からの物品等の調達を積極的に進めていきます。



障がいのある人もない人も
共に働き、生きがいを感じあえる
企業を応援します。



新潟市障がい者多数雇用事業者優遇制度

1 障がい者多数雇用事業者優遇制度とは？

市が行う物品等の調達について、登録された市内の障がい者多数雇用事業者から物品又は役務を積極的に調達する制度です。

2 登録企業のメリットは？

- ①随意契約においては、「障がい者多数雇用事業者」を契約の相手方とするよう努めます。
- ②指名競争入札においては、指名業者に「障がい者多数雇用事業者」を追加選定するよう努めます。(ただし、①・②いずれの場合も工事関係のものは含まれません。)
- ③市のホームページで、障がい者雇用を推進している事業者として紹介します。

3 登録条件は？

- ①市内に事業所を有する中小企業者であること。
- ②新潟市競争入札参加者名簿に登載されていること。
- ③障がい者の法定雇用率に違反していないこと。
- ④過去1年間、市内の事業所で雇用する障がい者の雇用率が原則4.0%以上、かつ2人以上の雇用があること。

4 登録物品数

原則1企業、1物品又は1役務です。ただし、市内の事業所で雇用する障がい者の雇用率が8.0%以上の場合、以下のメリットがあります。

障害者雇用促進法に基づく障がい者数の割合	うち重度障がい者及び精神障がい者の占める割合	登録できる品目数(物品・役務)
4.0%以上8.0%未満		いずれか1品目まで
8.0%以上16.0%未満	1/2未満	いずれか1品目まで
	1/2以上	合わせて2品目まで
16.0%以上	1/2未満	合わせて2品目まで
	1/2以上	合わせて3品目まで

5 登録の有効期間は？

登録日の属する年度の3月31日までです。

お問い合わせ

登録申請
については

新潟市障がい福祉課

TEL 025-226-1249

契約関係
については

新潟市契約課

TEL 025-226-2213

ホームページでもお知らせしています →

新潟市 多数雇用 |

検索

障がい者雇用を応援する制度融資です

ニッコ二雇 サポート

@Niigata City

障がい者を雇用している新潟市内の中小企業者に対して、
融資利用時の信用保証料補助や利子補給を行います。

信用保証料補助
融資額300万円以内
全額補助!
融資額300万円超
半額補助!

利子補給
融資額1,000万円以内
全額補給!
融資額1,000万円超
年1.0%分補給!

【お問い合わせ】

- 融資・保証料補助について

新潟市商業振興課

TEL. **025-226-1629**

〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1

<http://http://www.city.niigata.lg.jp/business/shoko/yushi/kashituske/seidoyushi/syougaisya.html>

- 利子補給について

新潟市障がい福祉課

TEL. **025-226-1249**



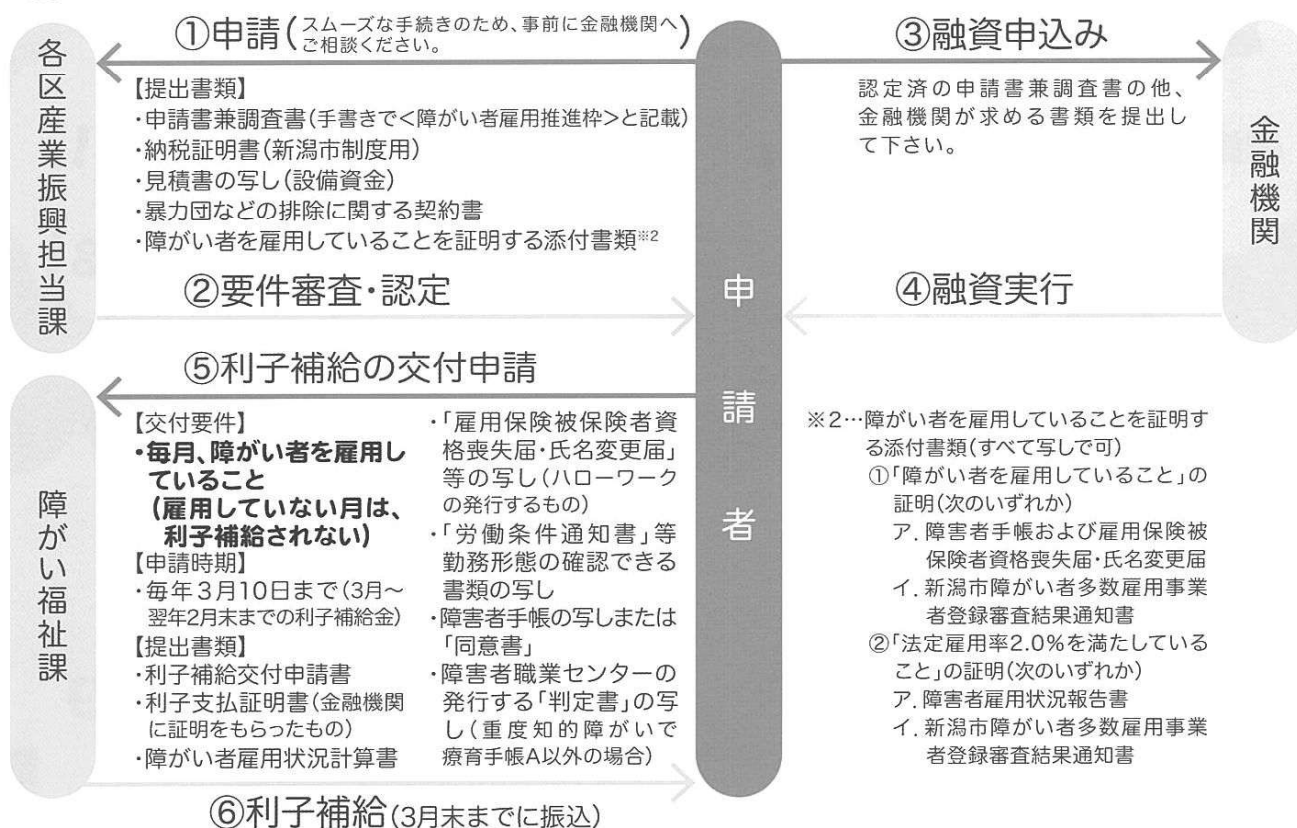
☺ 事業の概要

融資名	一般融資 ＜障がい者雇用推進枠＞	小規模企業振興資金 ＜障がい者雇用推進枠＞
要件	<ul style="list-style-type: none"> ○ 従業員50人未満の中小企業者：障がい者を雇用していること。 ○ 従業員50人以上の中小企業者：法定雇用率2.0%を満たしていること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障がい者を雇用していること。
信用保証料補助	<p>融資額300万円以内は信用保証料が無料に！ 融資額300万円超は信用保証料が半額に！</p>	
利子補給	<p>融資額1,000万円以内は利子全額を補給！ 融資額1,000万円超は利子年1.0%相当分を補給！</p>	
限度額	2,000万円以内	1,250万円以内
貸付利率（年利）	<p>【5年以内】信保付 1.6%, その他 2.1% 【5年超】信保付 1.8%, その他 2.3%</p>	<p>【5年以内】信保付 1.55% 【5年超】信保付 1.75%</p>
償還期間	<p>【1,000万円以内】7年以内(うち据置6か月以内) 【1,000万円 超】8年以内(うち据置6か月以内)</p>	<p>【運転資金】7年以内(うち据置1年以内) 【設備資金】10年以内(うち据置1年以内)</p>

※1 信用保証対象業種…次の業種以外のもので

農業（一部）、林業（一部）、漁業、風俗営業飲食業、金融業、娯楽業、取立業、土地売買業、宗教、その他の政治・経済・文化団体など。

☺ 申請の流れおよび提出書類



障がい者の方を雇用している中小企業のみなさんへ

障がい者雇用推進融資事業

市内の障がい者雇用に意欲のある中小企業者に対して、既存融資制度に障がい者雇用推進枠を設け、信用保証料補助や利子補給をすることにより、さらなる障がい者雇用の促進と資金調達の円滑化を図ります。

障がい者の方を雇用している場合

融資額 300 万円まで信用保証料^{※1} 無料
 融資額 1,000 万円まで無利子^{※2}

事業の概要

融資名	一般融資 ＜障がい者雇用推進枠＞	小規模企業振興資金 ＜障がい者雇用推進枠＞
要件	①従業員 50 人未満の中小企業者： 障がい者を雇用していること ②従業員 50 人以上の中小企業者： 法定雇用率 2.0%を満たしていること	
信用保証料 補助 ^{※1}	300 万円以内 300 万円超	100% 50% ^{※3}
利子補給 ^{※2}	1,000 万円以内 1,000 万円超	利子全額 利子年 1.0%相当分
資金使途	運転資金・設備資金	
限度額	2,000 万円以内	1,250 万円以内
貸付利率 (年利)	【5 年以内】信保付 1.60%, その他 2.10% 【5 年超】 信保付 1.80%, その他 2.30%	【5 年以内】 信保付 1.55% 【5 年超】 信保付 1.75%
償還期間	1,000 万円以内 7 年以内 1,000 万円超 8 年以内 (うち据置 6 か月以内)	運転資金 7 年以内 設備資金 10 年以内 (うち据置 1 年以内)

※3・・・緊急経済対策により H26.6.30 (予定) 融資実行分までの小規模企業振興資金＜障がい者雇用推進枠＞の保証料補助については、以下の通り。
 ・融資額 300 万円～1,000 万円 75% ・融資額 1,000 万円～限度額 (1,250 万円) 50%

【お問い合わせ】

●融資・保証料補助：新潟市商業振興課 金融係 025-226-1629
 ●利子補給（助成金）：新潟市障がい福祉課 025-226-1249
 〒951-8550 新潟市中央区学校町通 1 番町 602 番地 1
<http://www.city.niigata.lg.jp/business/shoko/yushi/kashituske/index.html>

バリアフリーに対応する施設整備をする中小企業のみなさんへ

バリアフリー推進支援資金

障がい者や高齢者を含め全ての方が、快適かつ安全な活動を確保するための施設の整備等を図るため、中小企業者を資金面から支援します。

バリアフリーに対応する施設整備をする場合

信用保証料 50%補助

事業の概要

融資名	バリアフリー推進支援資金
要件	バリアフリーに対応する施設整備をするもの 【具体例】段差の解消、スロープ設置、車いす対応昇降機・運搬機、手すり設置など
信用保証料補助	50%
資金用途	設備資金
限度額	5,000万円以内
貸付利率 (年利)	【5年以内】信保付 1.45%, その他 1.95% 【5年超】信保付 1.65%, その他 2.15%
償還期間	1,000万円以内 10年以内 1,000万円超 15年以内 (うち据置1年以内)

【お問い合わせ】

新潟市商業振興課 金融係 025-226-1629

〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1

<http://www.city.niigata.lg.jp/business/shoko/yushi/kashituske/index.html>



お父さんも育児休業を！！ 男の育休に奨励金

男性が子育てに積極的に関われる職場づくりを応援します。

新潟市内の中小企業に勤務する男性労働者が育児休業を取得した場合、その事業主とご本人に奨励金を支給します。

これは、男性が積極的に子育てに関わることにより、働き方の見直しにつなげ、男女ともに仕事と家庭生活のよりよいバランスをとってもらうことを目的としています。

対象者と支給額

10日以上育休を取得した男性労働者

10万円

上記労働者を雇用する事業主（1回限り）

30万円

条件

- 1 新潟市内に本社又は主たる事務所を置く、常用雇用者が300人以下の中小企業等であること（国・地方公共団体及び国、地方公共団体から一定以上の出資又は補助金を受けている法人を除く）
- 2 雇用保険の適用事業主であり、労働基準法に基づく就業規則等に育児休業制度を設けていること
- 3 上記に雇用されている新潟市内在住の男性労働者が、その養育する3歳未満の子に対して、勤務を要しない日を除いて連続する10日以上育休を取得し、職場復帰後1か月以上勤務していること
- 4 800字程度の育児休業体験記を提出すること
- 5 市が行う啓発活動に協力すること。また、市が行う男女共同参画推進に関する職場研修会を実施すること
- 6 市税の未納がないこと

問合せ・申請先

新潟市男女共同参画課

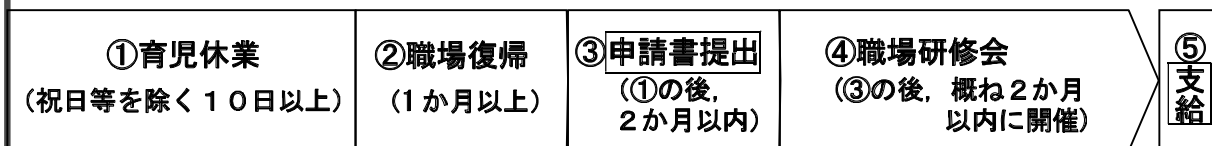
〒951-8550 新潟市中央区学校町通 1-602-1

TEL: 025-226-1061

URL: <http://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/danjo/worklifebalance/ikukyu.html>



支給までの流れ



※申請書提出期間は、育児休業後に職場復帰して1か月経過した日から1か月以内です。

必要書類

下記の書類をそろえ、お申込ください。

- 「奨励金支給申請書兼実績報告書」
- 育児休業体験記（800字程度）
- 雇用保険適用事業所設置届及び雇用保険被保険者証の写し
- 育児休業に関する就業規則等の写し
- 育児休業申出書の写し
- 育児休業取得状況が確認できるもの（対象となる男性労働者の出勤簿の写し等）
- 休業取得者が新潟市内在住であること及び親子関係を証明できるもの
- 納税証明書（新潟市制度用）（本人及び事業主）

※納税証明書（新潟市制度用）を請求する際は、下記にご注意ください。

- ・法人の証明が必要な方は、代表者印を押印した申請書または委任状が必要です。
- ・同居親族以外の代理申請は委任状が必要です。委任者が署名押印した委任状が必要です。

育児休業中は、育児休業給付金が支給されます！

- ・支給額は、休業開始前賃金×67%（休業開始から6か月経過後は50%）。
- ・育児休業給付金は非課税のため、所得税はかかりません。
- ・育児休業中の社会保険料は、労使ともに免除されます。



手取り賃金で比べると、
休業前の約8割が支給されます！

※育児休業給付については、
ハローワーク新潟（TEL 025-280-8609）へお問い合わせください。



平成 27 年度

新潟市賃金労働時間等実態調査結果報告書



新潟市経済部雇用政策課

新潟市中央区学校町通 1 番町 602 番地 1

電話 (025) 226-1642



平成 28 年 3 月 発行